

# 目 次

## ○第1号（9月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
町長挨拶	5
開会・開議	6
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	7
日程第 4 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	9
日程第 5 議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	10
日程第 6 議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定	15
日程第 7 議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	16
日程第 8 議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	18
日程第 9 議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例	20
日程第10 議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	22
日程第11 議案第40号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
日程第12 議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	37
日程第13 議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	39

日程第14	議案第43号	平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	43
日程第15	議案第44号	平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	45
日程第16	議案第45号	平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	47
日程第17	議案第46号	平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	50
日程第18	議案第47号	平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	53
日程第19	議案第48号	平成26年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)……………	59
日程第20	議案第49号	平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)……………	63
日程第21	議案第50号	平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)……………	64
日程第22	議案第51号	平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	66
日程第23	議案第52号	平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)……………	67
日程第24	議案第53号	平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	68
日程第25	議案第54号	平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)……………	69
日程第26	議案第55号	平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)……………	70
日程第27	同意第4号	吉岡町教育委員会委員の任命について……………	71
日程第28	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	72
日程第29	議長報告	請願・陳情の委員会付託について……………	73
散会		……………	75

○第2号(9月8日)

議事日程	第2号……………	77
本日の会議に付した事件……………		77
出席議員……………		78

欠席議員	78
説明のため出席した者	78
事務局職員出席者	78
開 議	79
日程第 1 一般質問	79
◇山畑祐男君	79
◇小池春雄君	96
散 会	111

### ○第3号（9月9日）

議事日程 第3号	113
本日の会議に付した事件	113
出席議員	114
欠席議員	114
説明のため出席した者	114
事務局職員出席者	114
開 議	115
日程第 1 一般質問	115
◇飯島 衛君	115
◇金谷重男君	130
散 会	149

### ○第4号（9月19日）

議事日程 第4号	151
本日の会議に付した事件	153
出席議員	154
欠席議員	154
説明のため出席した者	154
事務局職員出席者	154
開 議	155
日程第 1 委員会議案審査報告	155
日程第 2 議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	158
日程第 3 議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業	

		の運営に関する基準を定める条例の制定……………	1 5 9
日程第 4	議案第 3 6 号	吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定……………	1 5 9
日程第 5	議案第 3 7 号	吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定……………	1 6 0
日程第 6	議案第 3 8 号	吉岡町手数料条例の一部を改正する条例……………	1 6 0
日程第 7	委員会議案審査報告……………		1 6 1
日程第 8	議案第 3 9 号	平成 2 5 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について……………	1 6 2
日程第 9	議案第 4 0 号	平成 2 5 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 6 2
日程第 1 0	議案第 4 1 号	平成 2 5 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 6 3
日程第 1 1	議案第 4 2 号	平成 2 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 6 3
日程第 1 2	議案第 4 3 号	平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 6 5
日程第 1 3	議案第 4 4 号	平成 2 5 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 6 5
日程第 1 4	議案第 4 5 号	平成 2 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 6 6
日程第 1 5	議案第 4 6 号	平成 2 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 6 6
日程第 1 6	議案第 4 7 号	平成 2 5 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	1 6 6
日程第 1 7	議案第 4 8 号	平成 2 6 年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）……………	1 6 7
日程第 1 8	議案第 4 9 号	平成 2 6 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	1 6 7
日程第 1 9	議案第 5 0 号	平成 2 6 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	1 6 8
日程第 2 0	議案第 5 1 号	平成 2 6 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	1 6 8
日程第 2 1	議案第 5 2 号	平成 2 6 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正	

	予算（第1号）	169
日程第22	議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第1号）	169
日程第23	議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第1号）	169
日程第24	議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）	170
日程第25	同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について	170
日程第26	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	171
日程第27	請願・陳情審査報告	171
日程第28	請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書	175
日程第29	請願第3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める 請願	176
日程第30	請願第4号 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議 決定」を撤回することを求める請願	177
日程第31	陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正 などを求める陳情	181
日程第32	発委第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書	181
日程第33	発委第4号 手話言語法制定を求める意見書	183
日程第34	発委第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正 などを要請する意見書	184
日程第35	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	186
日程第36	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	186
日程第37	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	186
日程第38	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	187
日程第39	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	187
日程第40	議会議員の派遣について	188
	町長挨拶	188
	閉会	189

# 平成26年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成26年9月4日（木曜日）

## 議事日程 第1号

平成26年9月4日（木曜日）午前9時36分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 5 議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑)
- 日程第 6 議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
(提案・質疑)
- 日程第 7 議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第40号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑)
- 日程第12 議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑)
- 日程第13 議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第14 議案第43号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第15 議案第44号 平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第16 議案第45号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第17 議案第46号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第18 議案第47号 平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(提案・質疑)

日程第19 議案第48号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)

(提案・質疑)

日程第20 議案第49号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第21 議案第50号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第22 議案第51号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第23 議案第52号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第24 議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第25 議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第26 議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第27 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

(提案・質疑)

日程第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案・質疑)

- 日程第 29 議長報告 請願・陳情の委員会付託について
- 請願第 3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願
- 請願第 4号 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願
- 陳情第 3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小渕莊作君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	南雲尚雄君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君	代表監査委員	落合一宏君

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第3回吉岡町議会定例会が開会されます。

石関町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位の出席のもと開会できますことに、心よりの感謝と御礼を申し上げます。

このところ、ぐずついた天気が続いていますが、まだまだ残暑が盛り返す日もあるのではないかと考えております。しかし、季節は確実に変わっていることが朝晩に感じられるきょうこのごろでもあります。

この夏、西日本を中心に台風や局地的大雨の被害が全国各地に爪跡を残しています。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げるところでもあります。

特に、広島県を襲った記録的な大雨では、多くの方々のとうとい命が一瞬にして奪われました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

これからも、台風の接近や大雨による被害が心配される季節でもあります。

幸いこの町には大きな被害もなく、安堵しているところですが、防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと考えております。

私は、8月3日に開催された北海道の大樹町の清流まつりに参加してきました。北海道には生息しないと言われる竹を使ったそうめん流しの竹を送り、祭りの催しに一役買ってまいりました。歴舟川河川敷公園を会場に、大勢の町民一人一人がお祭りを楽しんでいる姿がとても印象的でもありました。約、お祭りに参加した人数は、大樹町の人口が6,000人に満たないという中で、七、八千の人が出たかなというような印象を受けてまいりました。

また、ことし2年目となりました北海道大樹町への子ども交流事業は、去年の20名から30名に拡大し、28名の参加で実施することができました。子供たちにとって、大自然の体験が大きな財産となり、将来に夢を膨らませることができるのではないかと考えております。

さて、本定例会では、平成25年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定を初めとする議案22件、報告2件、同意1件、諮問1件を上程させていただきました。議案22件のうち9件が平成25年度の決算認定、8件が補正予算でございます。何とぞ慎

重審議の上、いずれも原案どおり認定、可決、及び同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

どうか議員各位の特段のご理解をお願いを申し上げまして、定例会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

---

## 開会・開議

午前9時36分開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成26年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

議長（近藤 保君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

諸般の報告はお手元に配付しました目次にある8項目であります。各自お目通しいたごき、諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により、会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、13番神宮 隆議員、14番齋木輝彦議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定は、議会運営委員会に付託してあります。

小池委員長より委員長報告を求めます。

小池議員。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 報告いたします。

平成26年第3回の定例議会につきましては、平成26年8月29日午後3時半より、全員協議会室におきまして、議長、委員全員、そして副町長、教育長、関係課長出席のもと、協議を行いました。

会期につきましては、開会日が本日9月4日であります。そして、一般質問が9月8日、

9日です。そして、委員会審査でございますけれども、予算決算常任委員会を9月10日から12日まで、総務常任委員会を9月16日、文教厚生常任委員会を9月17日、産業建設常任委員会を9月18日としております。そして、最終日は9月19日となっております。会期は16日間でございますけれども、よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの小池委員長の報告のとおり、会期は本日9月4日から19日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの16日間と決定しました。

---

### 日程第3 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（近藤 保君） 日程第3、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について報告を申し上げます。

町では平成25年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月1日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって議会に報告をするものであります。

実質公債費比率は9.5%、将来負担比率は10.7%で、いずれの数値も早期健全化基準等を下回っております。

詳細につきましては、財務課長に報告をさせます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵 莊作君発言〕

財務課長（小淵 莊作君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

いずれも平成25年度の決算に基づき算定した数値でございます。

健全化判断比率とは、4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、そ

して将来負担比率でございます。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。実質赤字額はありませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計、特別会計の全てを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。全ての会計において資金不足はなかったため、実質赤字額はありませんでした。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。9.5%となりました。前年度は9%でございます。0.5ポイント率が悪くなった要因といたしましては、実質公債費比率の計算式において、分子は、元利償還金及び準元利償還金の増加と控除される公債費特定財源及び交付税算入額の減少により増加しました。そして、分母は標準財政規模から交付税算入額を引いたもので、増加しました。分子・分母とも増加しましたが、分子の増が分母の増を上回ったため、比率が高くなりました。

まちづくり交付金の元利償還が本格的になり、実質公債費比率は増加傾向にあると。公債費や公債費と似た性質を持つ経費が一般財源のうちどのくらいの割合を占めているかを指標化したものでございます。早期健全化基準においては25%でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で10.7%となりました。前年度は18.4%であり、7.7ポイント率が改善されました。主な要因といたしましては、将来負担比率の計算式の分子に当たる将来負担額は、公営企業債等繰り入れ見込み、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額の減少が大きく、広域組合負担金等見込み額の増加はありましたけれども、将来負担額は減少しました。また、将来負担額から差し引く充当可能財源、財政調整基金等でございますけれども、充当可能財源の増により分子は減少しました。そして、分母は標準財政規模が増加し控除される算入公債費等の額の増加を上回ったことにより増加しました。これにより、将来負担比率は分子が減少し分母が増加したことによって7.7%改善となりました。

一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したしまして、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものですが、早期健全化基準は350%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業などの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございますが、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、いずれも資金の不足はありませんでした。

なお、監査委員さんには、平成26年8月1日に審査をお願いし、平成26年8月17日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、計数的に整合しているとの確認をいただきました。

本町の比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回ってはおりますが、さらに財政の健全化に努める必要があると考えております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

#### 日程第4 報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（近藤 保君） 日程第4、報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について説明を申し上げます。

本件は、道路の管理に起因する物件に与えた事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分のおり専決処分としたものでございます。同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議長（近藤 保君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

本事案は、別紙専決処分書のおり、損害賠償の額8万5,119円、損害賠償の相手方、北群馬郡榛東村大字山子田1168番地10、後藤克寛氏でございます。

事故の状況であります。平成26年6月12日午後1時過ぎ、吉岡町大字南下地内の町道を走行中、道路上の穴に左前輪がはまり、タイヤとホイール及びフロントバンパーを破損したものでございます。

原因につきましては、6月11日から13日に発生した豪雨により、道路の一部が剥がれ陥没したことにより起きた事故でございます。

このたび町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立し和解となりましたので、ここに報告するものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に8万5,119円の支払い義務があることを認め、これを修理業者に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係はないことを確認しました。

なお、損害賠償金額8万5,119円は、町が加入しております全国市町村総合賠償保険から支払われております。

よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第5 議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことにより、吉岡町税条例等の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵 莊作君発言〕

財務課長（小淵 莊作君） それでは、議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について町長の補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正内容は、法人住民税の法人税割の税率改正、軽自動車税の税率改正、株式等の譲渡所得に係る個人住民税の課税の特例などでございます。

それでは、吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側が旧で左側が新ということでお願いするものでございます。

第23条第2項・第3項でありますが、下線の部分を改正するものでございます。これは国際課税原則の見直しによる法人税法の改正に伴い規定の整備をするものでございます。

次に、第33条第5項でありますが、下線の部分をやはり改正するものでございます。これは法第23条の改正に伴う規定整備でございます。

2ページをごらんください。

第34条の4でございます。下線部分が改正となるものでございます。法人税割の税率を現行の100分の14.7から100分の12.1に改正するものでございます。これは地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るためのものでございます。引き下げられた100分の2.6を国税として創設し、地方交付税の原資とするものでございます。財政力のある大都市から財政力の弱い市町村へ移すことにより財政力格差を是正するものでございます。

次に、第48条第2項及び第5項でありますが、下線部分を改正するものでございます。これは国際課税原則の見直しによる法人税法の改正による規定整備でございます。

3ページをごらんください。

第52条第1項でございます。下線部分がやはり改正するものでございます。これは先ほどと同じく国際課税原則の見直しによる法人税法の改正に伴う規定整備でございます。

次に、第82条でございます。3ページから5ページにかけてで、下線部分が改正となります。これは法第444条第1項の改正に伴う改正で、軽自動車税の税率を原則1.5倍に引き上げ、2,000円に満たないものは2,000円に、4輪の貨物や営業用についてはおよそ1.25倍に引き上げるものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

附則第4条の2でございます。やはり下線部分が改正となります。これは法附則第3条の2の4の改正に伴う改正でございます。

次に、5ページ最後の行から6ページ中ごろにかけてでありますが、附則第10条の2でございます。下線部分が改正となります。これは法附則第15条第2項第1号の改正に伴う見出しの変更及び法附則第15条課税標準の特例の見直しに伴う項ずれによる改正でございます。

次に、附則第16条でございます。下線部分がやはり改正となります。これは法附則第30条の新設に伴う改正でございます。新車登録後14年を経過した3輪以上の軽自動車について、おおむね20%増の経年重課が行われるものでございます。

7ページをごらんください。

附則第19条でございます。やはり下線部分が改正となるものでございます。これは一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定の整備による改正でございます。

附則第19条の2でございます。下線部分が改正となります。これは上場株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定の整備による改正でございます。

8ページをごらんください。

附則第19条の3でございます。これも同じく下線部分が改正となります。これは法附則第35条の3の2の改正に伴う改正で、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の規定の整備による改正でございます。

次に、9ページから15ページまででございます。

附則第22条から附則第23条までを削除するものでございます。これは東日本大震災に係る特例の削除でございます。

次に、15ページをごらんください。

先ほどの第22条から第23条までが削除されたことに伴いまして、第24条を第22条に、第25条を第23条に改める条ずれの改正でございます。

次に、16ページをごらんください。

「附則第20条の5を削る」の次に下線部分を加えるものでございます。これは特例民法法人から一般社団法人・財団法人に移行した法人に係る経過措置の見直しによる項ずれでございます。

次に、附則の第1条第2号でございますが、下線部分が改正となるものでございます。これは施行期日の改正規定の整備でございます。

次に、附則の第2条でございますが、下線部分が改正となります。これは経過措置の改正規定の整備でございます。

次でございますけれども、本文の3ページをごらんください。

附則の施行期日でございます。3ページ真ん中あたりにありますけれども、附則の施行期日、第1条でございますが、この条例は平成26年10月1日から施行するというものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号は、第1条中条例附則第4条の2、19条の3第2項、第22条から第25条、

次条第1項・第2項は、平成27年1月1日からとなっております。

第2号は、第1条中条例第82条、附則第4条、第6条は、平成27年4月1日からとなっております。

第3号は、第1条中条例第33条第5項、第2条中附則第1条第2号、附則第2条第1項は、平成28年1月1日となっております。

第4号は、第1条中条例第23条、第48条、第52条第1項、附則第16条、次条第3項、附則第5条、第6条は、平成28年4月1日となっております。

第5号は、第2条中附則第2条第2項について、平成28年10月1日となっております。

第6号は、第1条中附則第19条第1項、第19条の2第2項、第2条中附則第1条第2号について、平成29年1月1日となっております。

3ページが一番下でございますけれども、附則の第2条として、町民税に関する経過措置でございます。

4ページをごらんください。

附則の第3条でございます。固定資産税に関する経過措置でございます。

次に、附則の第4条、5条、6条でございます。軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**議長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

**13番（神宮 隆君）** 改正の、これは3ページですかね、82条関係についてお伺いします。

今回については、特に軽自動車なんかも50%も、その課税が上がるようで、大変低所得者は今度大変じゃないかと思えます。いろいろ全部がやはり50%、小型の特殊が、農作業が50%ということで、非常に税率が高くなっておりますけれども、今度改正したことにより、この自動車税の税収、これはどのくらい、25年度は4,900万円の税収があったと思えますけれども、どのくらい予定されておりますか。この辺についてお伺いします。

**議長（近藤 保君）** 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

**財務課長（小淵莊作君）** 平均で通常ですと1.5倍と、3輪でしたか、軽貨物でしたか、それが1.

25倍ということですので、試算は特にはしてございません。大体1.5倍とまでいかな

いにしても、それに近い伸びにはなるのかなというふうには見えています。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 大分低所得者の負担が多くなって、不納付というような、原付なんかは車検がありませんからね、小型特殊、こういうものは大変不納付の方がふえるんじゃないかと懸念されるところでございます。

それから、もう一つ、16条関係について、これは17の6、今度新しく特例ができたようでございますけれども、これは今度はさらにかぶさってくるということで、重課税ですよ。こういうあれができてきているのですけれども、この辺の説明、今度新設ですけれども、先ほどこつと聞いたのですけれども、この辺はどういうあれなのだか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） まず、最初に先ほどの答弁の中で、1.5倍にはちょっと満たないけれどもというお話をさせていただきましたけれども、82条で言っているところについては、27年の4月1日から施行ということですので、その27年の4月1日に所有しているもので新車登録をされたものについて課税になりますので、それ以前に所有をしているものについては現行の税率ということでございます。ですので、27年の4月1日が境目になります。27年の3月31日以前に登録をしてあるものについては現行のとおりと。4月1日に所有しているものについては新しい税率と。27年の4月2日に登録したもののについては次年度以降に新税率で課税になるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、16条の関係でございます。重加算、重課税という部分でございますけれども、新車登録後14年を経過しますと、税率が重加算になるということでございます。ですので、27年の4月1日の所有しているものについて、新車登録が13年、そこで14年を経過しますと、加算が加わってくるというものでございますので、10年、5年とか7年とかのまだ登録、初年度登録はそのぐらいの期間であれば、通常の今現在の税率でいくと。ただ、それが14年になりますと加算されますよということでございます。以上です。

（「終わります」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） ページでいきますと、法人税割の税率のことについて伺います。以前が住民税の法人割につきましては14.7%、それでこの今の格差是正のための2.6%下げ

まして、法人税割の税率につきましては、今度12.1になるわけでございますけれども、この14.7あるいは12.1については、例えば県下の状況で、例えば他町村と比較検討した場合に、格差というのはあるのでしょうか。例えばあるとすれば、その要因というのはこういうことで、例えば市町村については格差があるんですよ、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 法人税割の税率を現行14.7から12.1に下げると、引き下げるというものでございますけれども、この差額が2.6ございます。これについて格差是正というのが、この2.6%については地方交付税の原資にすると、国税として法人から徴収すると。徴収した上で、それは地方交付税の原資にするというものでございます。やはり大都市のほうが当然法人数も多いわけですし、また法人税割も大きいと。そういったところから国税として徴収をして、それを地方交付税の原資にして、財政力の弱い市町村に配分していくというものでございます。

現行、群馬県内でというのはちょっと私のほうでは把握はしてございません。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、

可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

初めに、本条例は、子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について、学校教育法・児童福祉法等に基づく許認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による対象とするものであります。

教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所であり、それぞれの法律の基準で定め、許認可等は都道府県等が行っております。

次に、地域型保育事業とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育があり、児童福祉法による基準により、許認可等は市町村が行います。

また、運営基準につきましては、国が定める基準を踏まえ、市町村が参酌すべき基準も合わせて条例として定めるものであります。

本条例の構成は大きく3つに区分し、第1章を総則として、1条から3条まで、第2章を特定教育・保育施設、第3章を特定地域型保育事業者としております。

また、第2章及び第3章をさらに区分し、第1節では「利用定員に関する基準」として、それぞれ4条と37条で、第2節は「運営に関する基準」としまして、第2章では第5条から第34条まで、第3章では第38条から第50条まで、第3節は「特定給付費に関する基準」としまして、それぞれ35条と36条、51条と52条で構成されております。

本条例につきましては、国が定める基準を基本として考えております。そうした中で定めさせていただきました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第35号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

本条例は、子ども・子育て新制度の施行に伴い、家庭的保育事業等が認可制度として新たに創設されるとともに、許認可等の権限が市町村の権限とされることから、吉岡町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

本条例も、国が定める基準を踏まえ、市町村が参酌すべき基準を合わせ条例として定めるものであります。

本条例の構成は大きく5つに区分し、第1章を総則とし、1条から21条で構成され、基本的基準と各事業で共通する基準等を定めております。第2章以降は事業ごとに構成し、第2章は「家庭的保育事業」の基準を第22条から26条、第3章は「小規模保育事業」の基準を27条から36条とし、さらに3種の事業に区分してしております。第1節は「小規模保育事業A型」、第2節は「小規模保育事業B型」、第3節は「小規模保育事業C型」として規模別に基準を設けております。第4章は「居宅訪問型保育事業」の基準を37条から41条、第5章は「事業所内保育事業」の基準を42条から48条で構成しています。

本条例につきましては、国が定める基準を基本的な考えとし、定めるものであります。

参酌すべき基準について、本条例で定めておりませんが、吉岡町暴力団排除条例の規定による事業の参入に係る制限は適用されます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第8 議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設置及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めるとされたため、本条例を定めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

本条例は、子ども・子育て新制度の施行に伴い、事業者があらかじめ必要事項を市町村に提出し、放課後児童健全育成事業を実施することとされることから、吉岡町として放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

本条例も、国が定める基準を踏まえ、市町村が参酌すべき基準を合わせ条例として定めるものであります。

本条例につきましても、国が定める基準を基本的考えとし、定めるものであります。

本条例の構成は、1条から5条まで「総則及び基本的基準」を、6条から10条まで「設備に関する基準」を、11条から21条で「運営に関する基準」としております。

参酌すべき基準は、本条例においても定めておりませんが、吉岡町暴力団排除条例の規定による事業の参入に係る制限が適用されます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番(神宮 隆君) 今回、学童クラブ、現在あるのですけれども、今、これはあれですかね、この今回の条例に全て現在の学童クラブは満たしておりますかどうか。

それと、10条の4項に、1支援単位をおおむね40人以下とするということで載っていますけれども、現在、学童クラブはもうその40人をかなり超えている部分がありますね。この辺の基準はどういうふうに考えておりますか。この辺のところをお伺いします。

議長(近藤 保君) 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長(福田文男君) 議員ご指摘の部分でございますが、町としてもこのおおむね40人以下とするというふうに条例上ではなっております。現在、70名定員のところが3カ所あるわけですが、これにつきましては、当時の建設、当時の国のほうの基準等に定めた中で最大値の70人というふうに設定させていただきました。今回の関係につきましては、おおむね40人以下ということでございます。これにつきましては、町のほうも検討した中で進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長(近藤 保君) 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番(神宮 隆君) わかりました。広さ、その他、皆クリアしているということで理解しました。ただ、今は学童クラブの条例が、今回この条例をつくると、2本立てになりますよね。今学童クラブ設置管理に関する条例ということで、この辺の重複している部分で、この2本立てでいくのか、1本にするのか、その辺のところを伺います。

それと、もう一つ、7月14日に臨時会を開いて、中央学童クラブができたわけなのですが、ホームページを見ると、まだこれは載っていない。ほかのは明治学童クラブ、北下の部分は載っているのですけれども、この辺、載せない理由が何かあるのでしょうか。この2点についてお伺いします。

議長(近藤 保君) 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長(福田文男君) 1問目のご質問のちょっと内容が、もう一度お願いしたいと思います。まず2問目のほうの関係ですけれども、早急にホームページ等のほうは載せていきたいというふうに考えております。

また、この周知のほうにつきましては、各校のほうにお願いした中で進めております。そういった中で、今現状進めておりますので、よろしくお願いたします。

議長(近藤 保君) 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番(神宮 隆君) この条例、学童クラブですよ。これは今回の健全育成事業ということで、同じような条例になるのですけれども、2本立てで。今現在のこの生きている学童クラブ設置及び管理に関する条例ですね。この部分で重複している部分、そういう、あるいは、あるやに見えるのですけれども、この辺のところを1本化するとか、そういうあれは現在のところ考えていないかどうか。2本立てでいくのかどうか。その辺についてもお伺いします。

議長(近藤 保君) 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長(福田文男君) ご質問の内容につきましては、設置管理条例の関係との部分だと思えますけれども、この関係につきましては、事業は参入する場合におけるの基準ということとで設けておりますので、2本立てでなっているというふうにご理解をお願いいたします。〔「わかりました」の声あり〕

議長(近藤 保君) ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長(近藤 保君) 日程第9、議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

改正内容につきましては、国土調査法に基づき地籍調査事業の成果を交付するため、吉岡町手数料条例の一部を改正をしたいものであります。

詳細につきましては、産業建設課長に説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長(近藤 保君) 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） それでは、改正の内容につきまして、附属資料の新旧対照表で説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

アンダーラインが引かれているところが改正をお願いするところでございます。

別表に、新規として、「事務の名・35 地籍図等の交付、単位・1件、金額・300円、摘要・1枚をもって1件とする」を加えるものでございます。

議案書をごらんください。

附則といたしまして、「この条例は、平成26年9月4日から施行する。」でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） ちょっと確認ですけれども、1枚をもって1件とするとなった場合に、地籍図が、その地籍が2ページにわたって書いてあった場合は、それは2枚になるのですか。あるいは1枚で換算するのか。

議長（近藤 保君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 1枚をもって1件とするということでございますので、2枚、3枚とまたがれば、掛ける枚数という形になります。よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） そうすると、今の理屈で言うと、たまたま地図が2ページにわたって書かれた場合、例えば1反、300坪でも、これと、2枚、その線のふちのところはもう必ず2枚というふうに、非合理的じゃないかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（近藤 保君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） そのような場合も出てくる可能性は十分考えられます。証明につきましては、1枚1件の証明ということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) 実際にこの、その前年度で何枚ぐらいの交付枚数というのですかね、交付枚数があったのかということ、その1枚というのがなかなかわからないのですけれども、その大きさというのは、もうその規定があつて、A3判であるとか、小さいものであれば、A4でいいんだとか、いろいろ紙というのもあると思うのですけれども、その紙の大きさに全く関係なくなのですか。その辺はどういうふうになっていますか。

議長(近藤 保君) 産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長(富岡輝明君) この件につきましては、まだ交付実績がございません。これから陣場地区等が完成をしてきましたので、これから交付ということになります。

通常、私の知る限りでは、公図等で証明が出ているのはA3タイプだと思っております。よろしくお願ひします。

議長(近藤 保君) 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) じゃあ全てその大きさというのは、全てA3になるということなのですか。それとも、その半分があるとかということはないのですか。

議長(近藤 保君) 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長(富岡輝明君) 私が知る限りでは、全てA3タイプで出ているということで確認をしております。

議長(近藤 保君) ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は、産業建設常任委員会に付託します。ここで休憩します。再開は10時45分。10時45分に再開します。

午前10時28分休憩

---

午前10時45分再開

議長(近藤 保君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10 議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長(近藤 保君) 日程第10、議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の1ページをごらんください。

議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

本決算書は、353ページからは主要施策の成果説明書となっています。また、配付いたしました資料には、25年度決算参考資料としまして、資料番号1番から8番までお手元にあるかと思えます。参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

決算書の3ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額65億9,957万3,354円、歳出総額62億8,583万5,129円、歳入歳出差し引き額3億1,373万8,225円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額2,674万6,000円、実質収支額2億8,699万2,225円です。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算書、歳入について、事項別明細書は14ページ、15ページになります。

1款の町税、収入済額23億3,588万7,136円、不納欠損額1,051万4,447円、収入未済額1億6,763万5,850円です。1項町民税、収入済額10億8,470万3,985円、不納欠損額269万3,447円、収入未済額5,419万516円です。2項固定資産税、収入済額10億1,370万2,478円、不納欠損額770万2,600円、収入未済額1億1,154万8,932円。3項軽自動車税、収入済額4,930万3,257円、不納欠損額11万8,400円、収入未済額189万

6, 402円です。4項町たばこ税、収入済額1億7, 507万8, 726円。5項入湯税、収入済額1, 309万8, 690円です。

町税の収入状況等は389ページをごらんください。

町民税の収入状況であります。町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、23年度から25年度までの収入状況となっております。

25年度の列、町民税、個人、現年、滞納の収納割合は、個人の計、94.4%、法人の計、98.2%です。以下、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、それぞれの収入割合、構成比、前年対比となっております。

不納欠損額については、添付資料の6ですが、資料番号6番、不納欠損額の年次推移ということで、1ページが一般会計、それから2ページが学校給食事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、それから3ページが介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計となっております。

戻っていただきまして、5ページ、1項町民税、収入未済の該当者は、個人、現年度課税分、普通徴収として250人該当。法人は、現年課税分5人となっております。

2項固定資産税、収入未済額の該当者は、現年課税分231人となっております。

3項軽自動車税、収入未済額の該当者は、現年課税分127人です。

課税状況については、394ページからをご確認ください。394ページからは、17としまして、町税の課税状況ということで、個人町民税、①個人町民税課税状況調べということで、平成12年度から平成25年度までが記載されております。

398ページからは、固定資産税の概要、軽自動車、400ページは、たばこ税、入湯税、年度別等を記載してあります。

戻っていただきまして、2款から11款について、国または県が徴収して定められた割合について譲渡、または交付されるものです。

2款地方譲与税、収入済額8, 844万8, 000円、3款利子割交付金、収入済額567万5, 000円、4款配当割交付金、収入済額843万4, 000円、5款株式等譲渡所得割交付金、収入済額1, 339万6, 000円、6款地方消費税交付金、収入済額1億5, 692万8, 000円、7款ゴルフ場利用税交付金、収入済額157万9, 379円、8款自動車取得税交付金、収入済額2, 693万7, 000円、9款地方特例交付金、収入済額2, 164万7, 000円、10款地方交付税、収入済額12億5, 003万1, 000円、11款交通安全対策特別交付金、収入済額434万8, 000円です。

376ページをお願いいたします。376ページには、歳入の状況としまして、地方税から地方債まで、決算構成比、増減率をそれぞれ記載しております。

隣の378ページにつきましては、地方交付税の推移があります。

また、資料番号8、最後のほうになりますが、用語の解説等ありまして、地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。

戻りまして、12款の分担金及び負担金、1項の負担金、収入済額1億5,401万円です。1,500円、不納欠損額52万5,000円、収入未済額590万2,800円です。事項別明細書は18ページ、19ページになります。不納欠損額の該当者ですが、18ページ、19ページの19ページに当たりますが、この2節の児童福祉費負担金の関係であります。不納欠損額の該当者10人です。収入未済額該当者38人です。

13款の使用料及び手数料ですが、これは次のページ、20ページ、21ページになりますが、収入済額3,548万5,469円ですが、1項の使用料、収入済額2,415万8,899円、収入未済額382万2,380円は住宅使用料です。該当者ですが、現年度で8件、過年度分で8件の16件となっております。

戻りまして、14款の国庫支出金です。収入済額8億1,303万3,703円、1項の国庫負担金、収入済額5億3,731万479円。2項の国庫補助金、収入済額2億7,103万7,417円。

参考資料2をお願いします。参考資料ですが、資料番号2で、一般会計歳入年度推移（収入済額）ということで、21年度から25年度まで、前年比としまして、24と25を対比しております。この中で一般会計の歳入で14款国庫支出金は、前年比で132.4%となっております。

24ページをお願いいたします。

主なものは、4目土木国庫補助金の南下城山防災公園事業・臨時道路除雪費補助金、繰越明許での公営住宅等ストック総合改善事業補助金・社会資本整備総合交付金（道路ストック総点検）、合わせて1億1,210万4,375円、5目教育費国庫補助金、防衛施設周辺対策事業補助金・繰越明許として、学校施設環境改善交付金（吉岡北校舎エレベーター設置工事）等、合わせて8,444万3,000円となっております。

6ページ、7ページをごらんください。

3項の国庫委託金、収入済額468万5,807円。

15款の県支出金、収入済額5億9,988万4,298円。1項県負担金、収入済額2億2,027万5,867円。2項県補助金、収入済額3億4,004万9,452円、収入未済額503万9,000円ですが、繰越明許となっております。

30ページ、31ページをごらんください。2目民生費補助金6節児童福祉費県補助金403万9,000円と、32ページ、33ページ、4目農林水産費県補助金2節林業費補助金100万円です。

資料番号7の平成25年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書(平成25～平成26)

の中が、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源内訳等と記載されております。

6ページ、7ページに戻っていただきまして、16款の財産収入、収入済額779万7,262円、1項の財産運用収入719万262円。主なものは、財政調整基金利子から収入印紙等購買基金利子まで、657万2,131円です。

17款1項寄附金、収入済額同額の935万6,000円。37ページに記載のとおりですが、一般寄附金452万6,000円、ふるさと納税483万円です。

18款繰入金、収入済額の2,706万2,357円。1項の特別会計繰入金、収入済額418万9,357円、介護事業特別会計から16万9,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計402万357円の繰り入れです。2項の基金繰入金、収入済額2,287万3,000円、湧水対策施設維持管理基金繰入金2,187万3,000円と教育文化振興基金繰入金100万円です。

19款1項の繰越金、収入済額5億8,905万2,471円、このうち6,237万4,000円は繰越明許です。

20款諸収入、収入済額5,167万9,779円。1項の延滞金加算金過料、収入済額563万3,056円。2項預金利子、収入済額27万1,150円、歳計外運用利子です。3項貸付金元利収入、収入済額500万円。4項受託事業収入、収入済額600万円。5項雑入、収入済額3,477万5,573円です。

39ページに、延滞金563万3,056円、3項貸付金元利収入、勤労者生活資金融資預託金500万円、41ページ、4項受託事業、湧水対策施設管理事業、いわゆる水道分ですが600万円です。

6ページ、7ページに戻りまして、21款の町債、収入済額3億9,890万円、これは臨時財政対策債及び学校教育施設等整備事業債、南校舎防音改造及び複温除湿設備設置事業・吉岡中学校北校舎エレベーター設置事業です。

379ページに、地方債の状況として、25年度発行額3億9,890万円となっております。ご確認ください。

以上、歳入の説明といたします。

次の8ページ、9ページをごらんください。

歳出です。

事項別明細書は48ページからになります。あわせてごらんいただければと思います。

1款1項の議会費です。支出済額1億756万6,091円。主なものは、事項別明細書ですが、1節報酬3,871万6,054円、18節備品購入費669万9,000円は、議会装置です。資料番号1、13ページをお願いします。ここに議会事務費としまして、決算額669万9,000円というふうに議会のシステムを導入した部分がかかれて

おります。

事項別明細書は50ページからになります。8ページ、9ページ、あわせてごらんください。

2款の総務費、支出済額9億5,287万3,289円。1項総務管理費、支出済額7億9,898万3,874円。53ページですが、主なものは、13節委託料4,019万6,885円、うち自治会事務委託料3,399万6,000円、19節負補交3,440万8,362円です。

資料番号4には、平成25年度自治会関係支出金一覧表としまして、13自治会に事務委託料としましては3,399万6,000円、以下、交付している各補助金等が記載されて、合計となっております。ご確認ください。

戻りまして、2項徴税費、支出済額1億278万4,600円です。

事項別明細書は66ページ、67ページです。主なものは、13節委託料1,990万3,694円、固定資産基礎資料修正業務委託、新增築家屋調査業務委託、いわゆる評価がえに伴うものです。

8ページ、9ページに戻りまして、3項戸籍住民基本台帳費、支出済額3,334万5,028円、旅券申請交付に関する備品購入費、戸籍の電算化委託料です。4項選挙費、支出済額903万1,768円、第23回参議院議員通常選挙の支出。5項統計調査費、支出済額834万809円、住宅・土地統計調査の実施による支出。6項監査委員会費、支出済額38万7,210円、監査委員会費としての支出です。

以上、総務費、支出済額9億5,287万3,289円です。

次に、3款民生費、支出済額20億9,864万6,872円につきましても、各項ごとに説明いたします。

事項別明細書は72ページからになります。あわせてごらんいただければと思います。

1項社会福祉費、支出済額9億6,230万2,784円、社会福祉総務費には、大雪被害見舞金（住宅等）支給事業として、286万円の繰越明許となっています。資料番号7では、先ほど確認しましたので、よろしく願いいたします。

76ページ、77ページに移ります。

主なものは、4目老人福祉費1億8,312万1,911円、介護保険事業特別会計繰出金として1億5,774万6,557円の支出。6目障害者福祉費2億9,881万5,154円。

80ページに移ります。

7目医療福祉費2億169万1,591円。

82ページ、お願いします。

82ページ、10目後期高齢者医療費1億5,952万6,238円は、療養給付費等の負担と後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金としての支出です。

8ページ、9ページに戻っていただきまして、2項児童福祉費、支出済額11億3,633万9,888円です。繰越明許としまして404万円は、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築業務委託です。

84ページをお願いします。

主なものは、2目児童手当費、支出済額4億292万1,571円。3目児童保育費、支出済額7億328万9,440円。主なものは、13節保育所運営委託料5億1,212万3,060円、私立保育所施設整備補助金（繰越明許での吉岡町第2保育園）として、1億3,781万9,000円の支出です。

8ページ、9ページに戻りまして、4款衛生費、支出済額5億3,235万9,186円です。

事項別明細書は88ページからになります。

1項保健衛生費、支出済額3億8,568万5,232円。

91ページに移ります。

主なものは、19節渋川広域組合負担金、住宅用太陽光発電システム設置補助金、渋川看護学校専門学校運営費補助金、合わせて5,641万3,120円。28節国民健康保険事業特別会計繰出金、水道事業会計繰出金、合わせて1億2,646万8,772円。

なお、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の推移は、資料番号3にありますので、ご確認ください。

2目予防費、支出済額5,356万2,563円。主なものは、予防接種委託です。3目母子衛生費、支出済額2,848万9,165円。主なものは、妊婦健康診査委託料です。

8ページ、9ページに戻りまして、2項清掃費、支出済額1億4,667万3,954円。

事項別明細書は97ページからとなります。これは、渋川広域組合負担金、塵芥施設分、一般ごみ収集運搬、それぞれ減額によるものです。先ほど資料3で、「ごみ運営・ごみ周辺・ごみ公債」は、この19節の渋川広域組合負担金塵芥施設9,540万8,000円の支出となります。

8ページ、9ページに戻りまして、5款労働費1項労働諸費、支出済額1,772万9,578円。

事項別明細書は96ページです。主なものは、勤労者住宅資金利子補給1,199万6,250円です。成果説明470ページに、331件とあります。ご確認ください。

8ページ、9ページに戻りまして、6款農林水産業費、支出済額2億7,104万4,831円。

事項別明細書は96ページからになりますが、繰越明許費563万円は、資料番号7に「大雪被害見舞金（農業用）」としまして支給事業398万円と林道湯出入線の改良工事100万円です。1項の農業費、支出済額2億5,778万3,831円。

105ページをお願いいたします。

8目農業集落排水事業9,631万1,718円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

106ページに移ります。

2項林業費、支出済額1,326万1,000円。

7款商工費、支出済額3,078万6,194円、大雪被害見舞金（事業者用）支給事業100万円を繰越明許としています。

8ページ、9ページに戻りまして、事項別明細書は108ページからになります。

8款1項土木管理費、支出済額5億8,770万8,185円。1項土木管理費2,067万3,046円。2項道路橋梁費1億6,962万6,701円。3項河川費171万4,500円。4項都市計画費3億3,294万4,104円。5項住宅費6,274万9,834円です。1,725万5,000円の繰越明許費がありますが、資料7でご確認ください。

8ページ、9ページに戻りまして、事項別明細書は118ページからになります。

9款消防費1項消防費、支出済額2億8,207万8,733円。主なものは、渋川広域負担金、消防施設2億4,715万1,000円です。

10款教育費、支出済額8億9,653万4,195円。

事項別明細書は120ページからになります。1項の教育総務費、支出済額1億1,286万1,725円。主なものは、幼稚園就園奨励金1,897万9,100円。2項小学校費、支出済額1億7,776万7,036円。

133ページから135ページをごらんください。

3目学校建設費15節駒寄小学校校舎増築工事（補助）8,468万2,500円、視聴覚施設等設備工事569万6,080円。

134ページからは、3項中学校費、支出済額2億1,083万6,831円。

138ページに移ります。主なものは、3目学校建設費1億5,610万3,530円の南校舎防音改造及び複温除湿施設工事（補助）9,901万5,000円、北校舎エレベーター設置工事（繰越明許）4,082万4,000円、維持補修工事1,257万5,430円です。4項社会教育費、支出済額1億3,085万1,131円です。

142ページに移ります。主なものは、3目図書館費3,009万9,747円、4目文化センター費7,493万9,488円の支出になります。

事項別明細書は146ページからになります。5項保健体育費、支出済額1億9,657万6,174円。主なものは、八幡山グラウンド用地買収費1億4,089万4,510円です。資料番号1の5ページに決算状況があり、地権者9人と契約、買収面積7,953.17平米、賃貸借面積984平米、合計8,937.17平米です。

10ページ、11ページに戻りまして、事項別明細書は150ページからになります。

6項給食センター費、支出済額6,764万1,298円。主なものは、学校給食のためのセンター維持管理によるもの。

事項別明細書は154ページからになります。

11款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費、2項の農林水産業施設災害復旧費、それぞれ支出額はゼロです。

事項別明細書は156ページからになります。

12款1項公債費、支出済額5億696万5,975円、これは元金利子の償還です。

13款1項諸支出金、支出済額154万2,000円、2項土地開発基金費、支出済額4万2,000円、土地開発基金への積立金です。3項収入印紙等購買基金150万円です。

14款1項の予備費、支出済額ゼロです。

支出合計、支出済額62億8,583万5,129円。

歳入歳出差し引き額は3億1,373万8,225円です。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**議長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成26年8月4日、監査委員、金谷重勇さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 不納欠損についてお伺いします。昨年度の不納欠損項目を見ると、町民税、特に固定資産税の不納欠損が大分ふえております。資料番号6を見ますと、町税で不納欠損が前年比188%を超えて、1,000万円を超えております。特に固定資産税が770万円を超えております。242%ということで、前年から比べると倍増しております。この辺の不納欠損がふえた理由というのをお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 不納欠損の額が前年と比べて、トータル、総体で493万4,196円多くなっているわけでございます。特にその中で固定資産税が452万7,639円ですか、多くなっていると。この内容についてでございますけれども、法人が多額の債務を抱えたまま倒産、または活動停止になり、代表者の所在も不明と。その資産について多額の反対債権があるということから、換価が見込めないということで執行停止にしておいたわけでございますけれども、それによって不納欠損に至ったものでございます。

ちなみに、法人については主なというか、2社ございますけれども、1つで468万円、もう一つが124万円ということで、その2社で593万円になるわけですが、そういうものが一番大きいわけでございます。そういったことで、当然徴収ができないということは明らかになったものでございます。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） いろいろ債務で執行停止ということなのですが、このあれですかね、不納欠損になる場合、通常であれば5年と聞いているのですけれども、倒産やなんか、執行停止した場合、徴収できない場合、時効が消滅するような継続の手続、そういうのは何か方法があるのですか。普通は5年で何か時効は中断するような方法をとれば、さらに相手から徴収できるというようなあれも聞いているのですけれども、その辺の努力、またそういう措置というのは、どのように行っておりますか。この辺についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 時効が5年ということで、その点につきましては、町がその滞納者に対し

て督促なり催告をしないでいた場合には、納付期限から5年で時効で徴収権が消滅するということとなりますけれども、時効をとめるという作業においては、差し押さえ、いわゆる固定資産税、固定資産ですね、土地、建物があれば、それを差し押さえをすれば、時効はとまります、ということにはなりません。ただ、この関係の場合には、結局、反対債権が大きいものについて換価が見込めないということになれば、差し押さえをするのはいかかなものかなということも1つにはあります。

ただ、その場合に、一旦時効をとめておいて、その滞納者の資産を調査をすると、どこかに資産が隠れているのではないかとかということも当然調査をする必要がある。全てのことを調査をした上で、換価が見込めない、そういったときに執行停止をします。そうすると、執行停止後3年を経過すれば、この不納欠損にします。時効の5年か、執行停止をした3年のどちらか早いほうで、不納欠損に、処理になるということでございます。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 今回の歳出の関係で、徴収、徴税費の嘱託、委嘱賃金がかかなり前年から比べると3分の1ぐらいになっているのですけれども、こういうあれでの影響というのは特にないのですか。65ページの7節に徴収費の関係で載っているのですけれども、これがかなり減っている、そういうあれで、嘱託職員やなんかのそういうあれが、活用が少なかったんじゃないか、その辺はいかがでしょう。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 嘱託賃金が減っていると、前年から見ると減っているということで、徴収のための嘱託職員を1名、前年の場合にはいたわけですが、25年の半期、10月から本人の申し出により契約を終了したわけでございます。その嘱託職員は、徴収はしているということではありますけれども、実際に25年度の収納額なり収納率は、前年よりも当然よくなっているという中で、不納欠損とそれが直結しているということとはございません。

議長（近藤 保君） ほかに。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 15番南雲です。収入未済金についてお伺いをいたします。

毎年1億8,000万円からの収入未済金があるわけですが、本年度は1億6,763万5,850円ということで、前年度より1,660万円ほど減額になっておりま

す。これはコンビニ納入で効果が上がってきたのか、また職員の努力によって収納率が上がってきたのか、その点についてお伺いをいたします。

特に、今までなかなか1億8,000万円の不納欠損が脱却できなかったというのは現実であったわけですがけれども、本年度は素晴らしい成績で10%ほど減額に、収納率が伸びてきたわけですがけれども、やはり町税ばかりではなく、この後あります国民健康保険税も同じように、こう伸びてきておりますので、今申し上げましたように、コンビニ納入なのか、職員の努力なのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 収納率がよくなったということで、お褒めの言葉をいただいたわけですがけれども、それがコンビニが影響しているかどうかという、その点についてのご質問もあるわけですがけれども、コンビニでのやはり、各地にたくさんできていますし、当然町内だけではなく町外もあるわけですがけれども、滞納者の方と連絡をとって納付を促進するということが当然やっていますし、その中でコンビニを利用することを当然推進しているわけですがけれども、その点も当然あるにはあるとは思いますがけれども、やはり全体としては徴収担当職員の小まめな滞納者との交渉、そしてまた相手が誠意がないという中では、資産がある、また預金等もある、収入もあるという中で、そういった誠意を示していただけない滞納者に対しては、毅然とした態度でこちらの職務として差し押さえをして換価をするという作業を小まめにさせていただいております。

そういったことから、滞納者が自主的に納める傾向というの、特に高額滞納者についても、50万、60万円の大きな額についても、滞納者がみずから納めに来るということも、傾向としては出てきておりますので、やはり徴収担当職員の小まめな努力というのは必要のかなと。また、それがあったからこそ、今回のような伸びがあったのかなというふうには見ておりますけれども、今後また、ただその滞納者の生活状況、収入があるのかないのかをはっきりと調査をさせてもらって、当然あるにもかかわらず誠意がないという方については、そういった処分をしていきたいと考えております。以上です。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ぜひともこの収入未済金については、努力を重ねていただきたいと思えます。先ほど神宮議員から話がありましたように、やはり収納率がよくなりますと、不納欠損等も少なくなるわけですがけれども、やはり本年度は逆に500万円ほど伸びておるといような状況でありますので、収入未済についての努力は今後も重ねていただきたいと思えます。

それと、もう一つお伺いをしたいと思うのですが、151ページの八幡山グラウンドの用地買収費ですけれども、まだいまだ畜産をやっている方の買収が済んでいないのかどうか、ちょっとわかりませんが、この点について、今後どのように進んでいくのかお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 南雲議員さんのご指摘の畜産をやっている方のあの用地の件ですが、ご協力をいただけるということで、ご承諾はいただいております、ただ畜産を継続したいということですので、今その移転先をご本人のほうで交渉しているということで、この間もお会いしたのですが、移転のほうのお話もかなり進んでいるというようなことでお伺いをしておりまして、これから予算の件なのですけれども、今からですと、今年度中はちょっと間に合わないの、来年度の予算で計上させていただいて、来年度の事業ということで実施をしていければというふうに考えております。以上です。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ぜひ大型な八幡山グラウンドの整備事業でありますので、早目に用地の買収等を行って、事業推進に当たっていただければありがたいというように思っております。やはり近くの住民の人たちでは、においもしますので、いつ解決がつくのかなというような話もされますので、お伺いをしたわけですが、ぜひ買収等を早くに済ませていただいて、グラウンドの整備のほうにも1日も早く取り組んでいただいて、中学生の学童、また一般社会人の人たちの利用にも活躍していただくようお願いをしたいと思います。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 375ページのことについてちょっとお伺いします。

こういう単年度収支、24年度に比べて、24年度が7,735万2,000円、25年度の決算が2億3,944万4,000円と、409.6%のいわゆる赤ということになっておるわけですが、端的に言うと、24年度に比べると、あるものをこの単年度収支、25年度の決算だけにすると減った、この大きな要因は何であるか、お願いをします。

議長（近藤 保君） 齋木議員、もう一度お願いします。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

1 4 番 (齋木輝彦君) 375ページの単年度収支Fです。24年度は7,735万円の黒字でした。本年度、25年度、本年度というか、25年度の決算が2億3,944万4,000円の赤になったわけです。そして、409.6%という、24年度と25年度を比較したときに、大きくなったわけです、赤が。この要因、端的に言うと、単年度は、あるものを減らしてしまったから、こういう赤になったのではないかと思います、その点、大きな要因は何であるかという。

議長 (近藤 保君) 小淵財務課長。

[財務課長 小淵莊作君発言]

財務課長 (小淵莊作君) 単年度収支が三角2億8,944万4,000円と。前年が7,735万2,000円ということですから、前年は繰り越しがかなり大きく出ているわけです。5億幾らというような繰越額になっていますけれども、今年度についてはそれが約半分に減っているということで、その中身の、実際のその歳出総額の中の63億というのがあるわけですけれども、具体的にちょっとその、どの項目、どういったものがふえたからというのはちょっと、私もそこまではまだ検証はしていなかったわけですから、かなり25年度、目玉となるような八幡山なり、また防災公園等、いろいろやっているわけですから、総体的にそういったいろいろなものが事業として取り組んだ結果として、歳出総額がふえて、結局、繰越額は減ったということかなというふうに思いますけれども、中身まではちょっと検証していないのですけれども。

議長 (近藤 保君) ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 (近藤 保君) 質疑ないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第39号は、予算決算常任委員会に付託します。

---

#### 日程第11 議案第40号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長 (近藤 保君) 日程第11、議案第40号 平成24年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長 (石関 昭君) 提案申し上げます。

議案第40号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認  
定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の163ページからお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億636万5,099円、歳出総額1億589万7,349円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の46万7,750円です。

次の164ページ、165ページをお願いいたします。

平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

事項別明細書は170ページからになります。

1款1項給食費納入金、収入済額9,834万6,150円、教職員給食費601万5,220円、給食センター給食費86万1,370円、児童生徒給食費9,119万9,460円となっています。不納欠損額はゼロです。収入未済額52万600円です。

508ページをお願いいたします。508ページに、給食費の収納状況があります。現  
年度分25万4,160円、31人、21戸、過年度（17年度から24年度）26万5,900円、6人、5戸となっています。

164ページ、165ページに戻っていただきまして、2款1項繰入金、収入済額771万5,400円ですが、1人3,850円、年間です。一般会計繰入金として、明治小学校分、駒寄小学校分、吉岡中学校分が繰り入れられています。

3款1項繰越金、収入済額22万5,479円。

4款諸収入1項雑入、収入済額7万8,070円です。

166ページ、167ページをお願いいたします。

歳出、1款1項学校給食費、支出済額1億589万7,349円です。

事項別明細書は174ページからになります。

1款1項1目学校給食費1億589万7,349円は、給食用食材費です。

歳入歳出差し引き額46万7,750円です。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成26年8月5日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第12 議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の179ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額3億6,785万4,512円、歳出総額3億6,755万4,512円、歳入歳出差し引き額30万円、実質収支30万円です。

180ページ、181ページをお願いいたします。

平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額1,915万1,964円、これは受益者負担金と維持管理分担金の合わせた金額となります。収入未済額705万6,850円は、受益者負担金の現年度分76万2,270円と、滞納繰り越し分629万4,580円です。

2款使用料及び手数料1項使用料、収入済額1億348万1,469円です。収入未済額525万8,876円、現年度分95万8,261円と滞納繰り越し分430万615円の合わせた額となっています。

3款国庫支出金1項国庫補助金、収入済額1,720万円、社会資本整備総合交付金ですが、内訳は510ページから成果として記載されております。ご確認ください。なお、補助率は50%であります。

4款県支出金1項県補助金、収入済額60万円です。単独事業費の3%分の補助です。

5款繰入金1項繰入金、収入済額1億8,127万4,539円です。一般会計8款土木費4項都市計画費3目下水道費、繰入金からの受け入れです。

6款繰越金1項繰越金、収入済額30万円、前年度からの繰越金です。

7款諸収入1項延滞金加算金過料、収入済額15万1,570円ですが、過料としての収入です。過料の主なものは、届出書類未提出のまま使用開始の件です。2項雑入、収入済額229万4,970円。主なものは、諸費税の還付金です。

8款町債1項町債、収入済額4,340万円、公共下水道事業債として公共下水道事業債（補助分1,560万円）、同じく（単独分2,070万円）、流域下水道事業債（補助分710万円）の合わせたものです。

続きまして、182ページ、183ページをお願いいたします。

あわせて、事項別明細書は192ページからが歳出です。

1款1項下水道費、支出済額1億4,770万7,608円、1目総務管理費2,571万6,477円、2目管渠管理費4,873万2,088円、3目建設費7,325万9,043円です。不用額1,242万3,392円の主なものは、工事請負費の不用額です。

公債費、支出済額2億1,984万6,904円は、149ページの元金・利子の償還金です。予備費、支出済額ゼロ円。

歳出合計、支出済額3億6,755万4,512円、不用額1,262万8,488円です。

歳入歳出差し引き残金30万円です。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成26年8月5日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議長（近藤 保君）** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩に入ります。再開は1時ちょうどといたします。

午前11時56分休憩

---

午後 0時59分再開

**議長（近藤 保君）** 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### 日程第13 議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

**議長（近藤 保君）** 日程第13、議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認めてくださいますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の201ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額2億8,131万3,051円、歳出総額2億3,695万5,575円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の1億4,435万7,476円です。

202ページ、203ページをお願いいたします。

平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明いたします。

1款1項国民健康保険税、収入済額5億9,852万8,808円、不納欠損額1,098万9,385円、収入未済額1億6,973万2,808円です。

事項別明細書は208ページからになります。

町の国民健康保険事業、いわゆる国保は、国（定率国庫負担金32%、調整交付金9%、県調整交付金9%）の合わせて半分と、保険料その他の交付金等半分で成り立っています。

保険税は、一般被保険者と退職被保険者からなり、医療給付費、後期高齢者支援金分、介護納付金分と分けられ、その現年課税分と滞納繰り越し分で、それぞれ6節の区分となっています。不納欠損額の年次推移は、資料番号6の2ページでご確認ください。収入未済額の該当者は、現年334人、滞納367人となっています。また、516ページからの国保税の一般と退職者年度調定額・収納率、賦課割合（応能割・応益割・賦課限度額）を記載しております。516ページ、ご確認ください。

516ページでは、歳入としまして、①番、国民健康保険税一般・退職というふうな形で賦課割合、以下、2段目ですけれども、応能割、応益割等、そういった形で縦分けをされております。よろしくお願いいたします。

戻りまして、202ページ、203ページですが、2款1項一部負担金、収入済額ゼロ

です。

3款1項手数料、収入済額12万7,638円、督促手数料です。

4款国庫支出金、収入済額4億6,862万7,276円です。1項の国庫負担金、療養給付費負担金、介護納付金負担金、後期高齢者医療費支援金負担金のそれぞれ現年度分を合わせて3億7,323万2,560円。2項国庫補助金、収入済額8,163万3,000円、財政調整交付金として、内訳は、普通調整交付金7,439万6,000円、特別調整交付金703万1,000円、それぞれ調整交付金9%の7%が普通調整交付金、残りの2%が特別調整交付金分となっています。1項2項を合わせて国庫支出金額となります。

5款1項療養給付費交付金、収入済額1億2,459万4,000円。

6款1項前期高齢者交付金、収入済額4億6,408万77円。

7款県支出金、収入済額1億2,990万1,716円、1項県負担金、高額療養費共同事業1,099万7,716円、国、県ともに4分の1ずつの負担金で同額となっています。県財政調整交付金1億1,092万7,000円、いわゆる9%の調整交付金分です。特定健康診査等負担金276万4,000円、国、県同額となっています。2項の県補助金1目財政健全化補助金521万3,000円、2目財政調整交付金1億1,092万7,000円、県財政調整安定化交付金、県財政調整化支援交付金を合わせた額です。

517ページには、国県支出金等の推移が記載されております。ご確認ください。

8款1項共同事業交付金、収入済額2億4,803万1,348円、保険財政共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金（1件80万円）、国、県ともに4分の1の負担。2項保険財政共同安定化事業交付金（1件30万円）（各市町村からの拠出金を財源としている。）を合わせた額です。

9款1項財産運用収入、収入済額11万2,502円、国保の基金利子です。

10款1項他会計繰入金、収入済額9,646万8,772円、一般会計からの繰入金ですが、保険基盤安定繰入金（保険税の軽減分）6,201万2,200円、保険基盤安定繰り入れ1,252万2,085円等とその他一般会計繰入金として、福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分、いわゆる福祉ペナルティー分の合わせた金額です。2項基金繰入金については、収入済額ゼロ円です。

11款1項繰越金、収入済額4,525万8,538円、前年度繰越金です。

12款諸収入、収入済額558万2,376円。1項延滞金及び過料、収入済額518万5,980円。2項の預金利子については、収入済額ゼロです。4項雑入、収入済額39万6,396円、これにつきましては、交通事故等第三者行為によるもの、不当利得等返納金、雑入です。

歳入合計、収入済額21億8,131万3,051円、不納欠損額1,098万9,385円、収入未済額1億6,973万2,808円です。

204ページ、205ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

事項別明細書は222ページからとなっております。あわせてごらんいただければと思います。

1款総務費、支出済額1,072万183円。1項総務管理費、支出済額928万2,766円。2項徴税費、支出済額120万3,917円。3項運営協議会費、支出済額2万7,700円。4項趣旨普及費、支出済額20万5,800円。

2款保険給付費、支出済額13億8,002万2,698円。1項療養諸費、支出済額12億895万2,863円。2項高額療養費、支出済額1億6,131万5,635円。3項の移送費、支出済額ゼロ。4項出産育児一時金、支出済額840万4,200円。5項葬祭費、支出済額135万円です。

518ページをごらんください。

518ページには、①番としまして、療養給付費の年度別の費用額等となっております。

520ページ、⑤番、出産育児一時金、年度別に件数、支給額等となっています。⑥番、葬祭費、⑦番、高額療養費支出額、一般と退職です。

521ページをお願いします。

⑧番、療養諸費、療養給付費と療養費を合わせて保険者負担分、月別別表、一般と退職を年度ごとに推移が記載されております。決算では、審査支払手数料458万9,412円を含めています。⑧の表の合計値は、先ほど言いました458万9,412円の審査支払手数料は除かれております。

戻りまして、3款1項後期高齢者支援金、支出済額2億7,430万9,001円。

4款1項前期高齢者納付金、支出済額28万1,809円。

5款1項老人保健拠出金、支出済額1万24円、老人保健の制度終了に伴う給付の清算によるものです。

6款1項介護納付金、支出済額1億1,462万3,700円。

7款1項共同事業拠出金、支出済額2億3,234万3,950円。

8款1項特定健康診査等事業費、支出済額1,311万6,711円。2項保健事業費396万6,652円。1項2項合わせて1,708万3,363円です。

517ページの下段をごらんください。

515ページの下段ですが、歳出の主な項目を年度別に一覧として記載しています。特にこの構成比は、保険給付費が67.75%、次に後期高齢者支援金12.69%、共同

事業拠出金11.4%となっております。

戻りまして、9款1項基金積立金、支出済額ゼロ円。

10款1項公債費、支出済額ゼロ円です。

11款1項償還金及び還付加算金、支出済額743万3,037円、これは療養給付費償還金、国庫支出金償還金合わせて658万7,531円で、事業の精算に伴う償還です。

2項指定公費負担医療費立替金、支出済額12万7,810円です。前期高齢者の2割負担の1割分を立てかえていたことからの支出です。

12款1項予備費、支出済額ゼロ円です。

歳出合計、支出済額20億3,695万5,575円。

歳入歳出差し引き残額につきましては1億4,435万7,476円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成26年8月5日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議長（近藤 保君）** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14 議案第43号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

**議長（近藤 保君）** 日程第14、議案第43号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会

計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 説明申し上げます。

平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第43号、提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(近藤 保君) 守田会計課長。

[会計課長 守田 肇君発言]

会計課長(守田 肇君) それでは、決算書の237ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億2,969万6,940円、歳出総額1億2,959万6,940円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の10万円です。

次の238ページ、239ページをお願いいたします。

平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入につきまして説明します。

事項別明細書は244ページからになります。

1款1項分担金、収入済額319万円、小倉地区、北下・南下地区一括納付分としての収入です。

2款1項使用料、収入済額2,966万5,677円、収入未済額92万9,901円、内訳は、現年度分57万280円、滞納繰り越し分35万9,621円の収入未済です。

3款1項繰入金、収入済額9,631万1,718円、一般会計からの繰り入れです。

4款1項繰越金、収入済額10万円、前年度繰越金。

5款1項諸収入、収入済額42万9,545円、東京電力からの放射能賠償金で検査委託料42万6,825円です。

歳入合計、収入済額1億2,969万6,940円、収入未済額92万9,901円です。

続きまして、240ページ、241ページをお願いいたします。

歳出です。

事項別明細書は248ページからになります。

1 款 1 項 農業集落排水事業費、支出済額 4, 8 2 7 万 6 9 6 円。1 目 総務管理費 2, 0 0 1 万 7, 2 7 0 円。

2 5 0 ページ、2 5 1 ページをお願いします。

2 目 施設管理費 2, 8 2 5 万 3, 4 2 6 円、主なものは、施設維持管理のための業務委託をしています。

2 款 1 項 公債費、支出済額 8, 1 3 2 万 6, 2 4 4 円、元金・利子それぞれの償還です。

3 款 予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計、支出済額 1 億 2, 9 5 9 万 6, 9 4 0 円、不用額 6 3 1 万 8, 0 6 0 円です。

なお、成果説明は 5 2 5 ページから 5 2 8 ページにあります。5 2 8 ページ、特に資源循環施設、いわゆる炭化施設の状況は、稼働を休止しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**議 長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成 2 5 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成 2 6 年 8 月 5 日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議 長（近藤 保君）** ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議 長（近藤 保君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 4 3 号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第 1 5 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

**議 長（近藤 保君）** 日程第 1 5、議案第 4 4 号 平成 2 5 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業

特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第44号 平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の255ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入歳出総額同額の586万7,489円です。

平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書、歳入について説明申し上げます。

262ページ、263ページをお願いいたします。事項別明細書です。

1款1項1目貸付事業収入、収入済額579万6,489円、貸付金元金利子の現年度分は収入未済額ゼロです。過年度分として、貸付元金1億468万7,942円、利子回収金過年度分2,099万4,763円となっています。不納欠損額はゼロです。

貸付金及び貸付金財源等の年度別調書は、成果説明の529ページから535ページまでとなっています。ご確認ください。

262ページ、263ページに戻りまして、2款1項1目民生費県補助金、収入済額7万1,000円です。

歳入合計、収入済額586万7,489円、収入未済額1億2,568万2,705円です。

続きまして、266ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目総務管理費、支出済額9万2,108円。

2款1項1目元金、支出済額141万9,544円。2目利子、支出済額33万5,480円。元金利子の償還金です。

3款1項1目一般会計繰出金、支出済額402万357円。一般会計への繰出金です。

4款1項1目予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計、支出済額586万7,489円。

歳入歳出差し引き残金ゼロです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**議長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成26年8月5日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議長（近藤 保君）** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 議案第45号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

**議長（近藤 保君）** 日程第16、議案第45号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

**町長（石関 昭君）** 説明申し上げます。

議案第45号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての

提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の271ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額11億6,335万4,504円、歳出総額11億5,314万6,902円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の1,020万7,602円です。

次の272ページ、273ページをお願いいたします。

平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明します。

事項別明細書で説明します。278ページ、279ページからになります。

1款保険料1項介護保険料、収入済額2億5,063万4,400円、不納欠損額37万5,600円、収入未済額280万4,200円。

279ページ、現年度分特別徴収保険料、いわゆる年金からの天引きは、収入未済額のマイナスは、死亡による保険料の戻し入れです。538ページから介護保険料についてであります。保険料は、現年度2億4,992万6,700円と過年度分70万7,700円です。特別徴収・普通徴収額について、一覧となっております。

278ページ、279ページに戻りまして、2款使用料及び手数料1項手数料、収入済額6,400円。督促手数料です。

3款国庫支出金1項国庫負担金、収入済額2億969万1,843円、現年度分介護給付費負担金。2項国庫補助金、収入済額3,843万4,340円、現年度調整交付金・地域支援事業交付金（介護予防事業）・（包括的支援事業、いわゆる任意事業）事業費の補助金です。

280ページ、281ページに移りまして、4款1項支払基金交付金、収入済額3億2,847万6,973円は、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金です。

5款県支出金、収入済額1億6,179万3,149円。1項の県負担金、収入済額1億5,777万3,606円。2項の県補助金、収入済額401万9,543円。

6款財産収入1項財産運用収入4万1,170円、これは基金利子です。

7款繰入金、収入済額1億6,146万3,553円。1項1目介護給付費繰入金、収

入済額1億3,893万4,461円。2目地域支援事業繰入金(介護予防事業)40万2,675円。

282ページ、283ページに移ります。

3目地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)ですが、361万6,868円。2項1目介護給付費準備金繰入金371万6,996円。

8款1項1目繰越金、収入済額1,187万7,276円、前年度繰越金です。

9款1項1目、収入済額ゼロです。2項雑入、収入済額93万5,400円、いわゆる雑入・第三者納付金です。交通事故等の第三者からの納付金です。

歳入合計、収入済額11億6,335万4,504円、不納欠損額37万5,600円、収入未済額309万677円です。

286ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、支出済額1,495万953円、内訳は、1項総務管理費65万526円。2項徴収費53万3,911円。3項介護認定審査会費1,351万7,514円。4項趣旨普及費24万9,002円です。

2款保険給付費、支出済額11億1,252万7,271円、内訳は、288ページ、289ページに移りまして、1項1目居宅介護サービス給付費5億198万4,478円。2目特例居宅介護予防サービス給付費、ゼロ、償還払いの対応です。4目、8目は、支出済額ゼロ、償還払いの対応です。3目地域密着型介護サービス給付費1億4,609万4,578円。5目施設サービス給付費3億2,574万1,449円。6目介護予防住宅改修費93万651円。7目介護予防サービス計画給付費426万5,520円。

292ページ、293ページに移ります。

3項1目審査支払手数料、支出済額107万5,536円。4項1目高額介護サービス費、支出済額1,577万2,124円。4項2目高額介護予防サービス費、支出済額7,128円。5項高額医療合算介護サービス等費、支出済額175万8,130円。6項特定入所者介護サービス等費、支出済額2,735万5,700円。

294ページ、295ページに移りまして、2目から4目まで償還払いの対応です。

3款1項財政安定化基金拠出金、支出済額ゼロです。

4款地域支援事業費、支出済額2,153万4,662円。1項介護予防事業費、支出済額332万1,404円。2項包括的支援事業・任意事業費、支出済額1,831万3,258円。

540ページ、541ページをごらんください。

3給付状況として、(1)居宅介護、いわゆる介護予防サービス受給者数、(2)施設

介護サービス受給者数、（３）地域密着型サービス受給者数、（４）予防給付費と介護給付費の給付比率、要介護者の給付内容と給付費一覧となっておりますので、ご確認ください。

２９６ページ、２９７ページに移りまして、６款諸支出金１項償還金及び還付金、支出済額３９６万５，０１６円、事業の精算に伴い国庫に返還です。２項の繰出金、支出済額１６万９，０００円、一般会計に繰り出しています。渋川、吉岡、榛東の広域でつくる介護認定審査会の平成２４年度の精算による戻し入れがあったためです。

７款１項予備費、支出済額ゼロ。

歳出合計につきましては、支出済額１１億５，３１４万６，９０２円、不用額２，３８６万４，０９８円です。

歳入歳出差し引き残額１，０２０万７，６０２円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**議 長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成２５年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成２６年８月５日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第２３３条第２項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議 長（近藤 保君）** ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議 長（近藤 保君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第４５号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

**日程第１７ 議案第４６号 平成２５年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について**

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第46号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第46号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の301ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億5,113万243円、歳出総額1億4,811万4,064円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の301万6,179円です。

302ページ、303ページをお願いいたします。

平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明させていただきます。

308ページ、309ページの事項別明細書をお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、収入済額1億1,113万5,000円、不納欠損額1万3,000円、収入未済額3万300円です。不納欠損額該当者は2人、収入未済額の該当者は、現年度分普通徴収保険料13人、滞納繰り越し分普通徴収保険料2人、現年、過年合わせて15人です。

2款使用料及び手数料1項手数料、収入済額800円、督促手数料です。

3款繰入金1項一般会計繰入金、収入済額3,260万5,220円、1目事務費繰入金702万838円、広域連合事務費負担金、2目保険基盤安定繰入金2,558万4,382円。2項他会計繰入金、収入済額ゼロ円です。

4款1項繰越金、収入済額344万9,990円、前年度繰越金です。

5款諸収入1項1目2目延滞金、過料、収入済額ゼロです。

310ページ、311ページをお願いいたします。

2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金、収入済額9万2,000円、2目還付加

算金、収入済額ゼロ。3項預金利子、収入済額ゼロ。4項受託事業収入、収入済額214万5,969円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。5項雑入、収入済額170万1,264円。5目人間ドック補助金18万円、いわゆる9人分です。6目雑入152万1,264円。前年度の広域負担金の返還金です。

合計、収入済額1億5,113万243円、不納欠損額1万3,000円、収入未済額3万300円です。

312ページ、313ページをお願いいたします。

歳出です。

事項別明細書の314ページ、315ページをお願いします。

1款1項総務費1目一般管理費、支出済額410万3,389円。2項徴収費1目徴収費、支出済額27万1,655円。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、収入済額1億4,364万7,020円、内訳は、広域連合事務費等負担金702万838円、保険料等負担金1億1,104万1,800円、保険基盤安定負担金2,558万4,382円。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金、支出済額9万2,000円、保険料還付金。2目還付加算金ゼロです。

316ページ、317ページに移りまして、2項繰出金、支出済額ゼロ。

4款予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計、支出済額1億4,811万4,064円、不用額359万1,936円。

歳入歳出差し引き残額301万6,179円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**議長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成26年8月5日、監査委員、金谷重勇さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第18 議案第47号 平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定 について

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第47号 平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第47号 平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

水道事業では、水道利用のお客様に対して、安全安心で安定した水を供給することを第一の使命として事業活動を行っております。平成25年度吉岡町水道事業損益計算書では、経営活動において生じた利益221万5,756円を議会の承認を得て、建設改良積立金に積み立てさせていただく処分案であります。

続いて、平成25年度水道事業決算報告になります。

収益的収入及び支出のうち、収入になりますが、予算額3億9,108万円に対し、決算額3億9,472万6,516円で、予算額に対して364万6,516円の増となりました。

次に、収益的収入及び支出のうち、支出になりますが、予算額3億9,153万1,000円に対し、決算額3億8,759万4,008円となり、予算額に対して393万6,992円の減額となりました。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入額6,300万円が資本的支出額1億7,310万5,161円に対し不足した額1億1,010万5,161円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額472万1,950円と過年度分損益勘定留保資金1億538万3,211円で補填させていただきました。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決、認定くださ

いますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 南雲上下水道課長。

〔上下水道課長 南雲尚雄君発言〕

上下水道課長（南雲尚雄君） それでは、最初に平成25年度に生じた利益の処分について説明申し上げます。

決算書の326ページ、327ページの平成25年度吉岡町水道事業損益計算書をご覧ください。

この計算書は1年間の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た収益と、これに対する全ての費用を記載し、経営活動によってどれだけ効果があったかを示す計算書です。

この計算書は「営業収益と費用」、また「営業外収益と費用」とに分かれております。

最初に、営業収益と費用ですが、営業収益は、(1)と(2)を足した額、右側になりますが、3億7,303万7,065円となり、営業費用は、(1)(2)(3)(4)を足した3億3,831万6,027円となり、営業収益から営業費用を差し引いた額、営業収益で3,472万1,038円の黒字となりました。

続いて、営業外収益と費用ですが、営業外収益は296万2,122円で、営業外費用は(1)(2)を足した3,540万6,032円となり、収益から費用を差し引いた額3,244万3,910円のマイナスとなり、経常利益は営業利益3,472万1,038円から営業外収益マイナスの3,244万3,910円を差し引いた、プラス227万7,128円となりました。

この経常利益から特別損益の過年度損益修正額、これは水道の使用用途区分の訂正等による減額措置額6万1,372円を227万7,128円から差し引いた金額221万5,756円が黒字となり、当年度未処分利益剰余金となります。

続きまして、328ページ、329ページをごらんください。

先ほどの黒字となりました221万5,756円の利益を処分する説明となります。

平成25年度吉岡町水道事業剰余金計算書になります。

左側の資本金ですが、自己資本金と借入資本金とがあります。

自己資本金の当年度末残高、これは一番下になりますけれども、8億7,595万2,182円で、対前年度比103.54%、3,000万円の増でした。これは町からの出資金になります。

借入資本金の当年度末残高14億3,675万8,939円で、前年比95.71%、6,433万6,418円の減でした。これは企業債の償還等によるものです。

右側に移ります。剰余金について説明申し上げます。

剰余金には「資本剰余金」と「利益剰余金」とがあります。

最初に、資本剰余金は、資本取引から生じる剰余であり、建設や改良のために当該企業が過去及び現在において企業外部から資本金の調達以外の方法によって繰り入れられたものです。

資本剰余金の受贈財産評価額は前年と同じとなりまして、30万8,277円。

工事負担金は当年度末残高10億7,107万2,997円で、前年比103.17%、3,300万円の増でした。この内訳は、漏水対策から3,000万円と一般会計の消火栓設置費300万円の内訳になります。

国庫補助金3億8,520万8,194円、並びに県補助金178万5,312円、一般会計補助金3億4,556万1,022円となりまして、これは比較増減ゼロとなります。資本剰余金合計18億393万5,802円となりました。

右側の利益剰余金となります。利益処分によって積み立てられた減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金に区別されております。

減債積立金につきましては1,646万7,000円で動きはありませんでした。

建設改良積立金ですが、マイナス1,572万9,757円は前年度に生じた赤字欠損を処理したため、当年度残高が2,133万5,421円となりました。

未処分利益剰余金は、建設改良積立金1,572万9,757円で処理したため、繰越欠損金はゼロとなり、損益計算から生じた221万5,756円が当年度未処分利益剰余金となり、したがって利益剰余金の合計は4,001万8,177円と結果になりました。

続いて、剰余金処分計算書（案）です。下の表になります。

先ほどの未処分利益剰余金の221万5,756円を利益剰余金勘定に経理するもので、建設改良積立金に積み立てまして処理するという案でございます。

建設改良積立金2,133万5,421円に当年度未処分利益剰余金221万5,756円を加えて、処理後の残高を2,355万1,177円とするものです。

以上が利益の処分についての説明となります。よろしく願いいたします。

続きまして、平成25年度吉岡町上水道決算について説明申し上げます。

決算書の322ページ、323ページをごらんください。

1、収益的収入と支出について説明いたします。

この項目は、企業経営活動に伴い発生する収入と支出について記載したものです。

収入ですが、左より「区分」、「決算」、また決算書にはありませんが、前年比、増減を報告いたします。

第1款水道事業費用、決算額3億9,472万6,516円、前年比108.61%、3,104万3,306円の増になりました。

内訳ですけれども、第1項営業収益3億9,162万6,546円、前年比104.24%、1,407万8,851円の増となりました。これは、水道料金や新規加入負担金の手数料などの収益となります。

第2項営業外収益309万9,970円、前年比98.61%、4万3,620円の減となりました。これは下水道室からの検針負担金や東京電力からの賠償金を充てておりません。

第3項特別利益ゼロ円でした。

下に行きます。支出ですが、第1款水道事業費用、決算額3億8,759万4,008円、前年比103.39%、1,272万2,226円の増となりました。

内訳ですが、第1項営業費用、決算額3億4,570万4,887円、前年比104.24%、1,407万8,851円の増となりました。これにつきましては、配水・給水・減価償却などが含まれております。

第2項営業外費用4,182万4,682円、前年比96.71%、142万364円の減となりました。これは企業債利子償還金などです。

第3項特別損失6万4,439円、前年比、これはパーセントではなくて金額で申し上げます。6万3,739円の増となりました。これにつきましては、水道の使用用途区分、例えば一般とか営業というのがありますが、その区分の訂正による減額措置というふうになりました。

第4項予備費はゼロ円でした。

続きまして、324ページ、325ページをお開きください。

2の資本的収入及び支出です。

この項目は、水道事業活動を円滑・継続的に進めるに当たりまして、それに伴って行った施設の整備拡充などに関する収支報告です。

最初に、収入です。

第1款資本的収入、決算額6,300万円です。

内訳ですが、第1項企業債、これはゼロ円で借入れは行いませんでした。

第2項出資金3,000万円で、これにつきましては町からの出資金で老朽管の布設替工事等に使用しました。

第3項工事費3,300万円、湧水対策より3,000万円と一般会計からの消火栓設置工事費としての300万円でした。

第4項補助金ゼロ円です。

続いて、下の支出です。

第1款資本的支出、決算額1億7,310万5,161円、前年比85.42%、2,

954万4,697円の減となりました。

内訳ですが、第1項建設改良費、決算額1億876万8,743円、前年比75.54%、3,521万6,339円の減でした。

第2項企業債返還金、決算額6,433万6,418円、前年比109.66%、567万1,642円の増です。これは返済計画に基づいてのものになります。

したがって、表の一番下になりますが、資本的収入、決算額6,300万円から資本的支出、決算額1億7,310万5,161円を差し引いた1億1,010万5,161円が不足となりまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額472万1,950円と過年度損益勘定留保資金1億538万3,211円で補填させていただきました。

続きまして、330ページ、331ページをごらんください。

平成25年度の吉岡町水道事業貸借対照表について説明申し上げます。これにつきましては、平成26年3月31日現在に基づいての数値となっております。

この貸借対照表は、財政状況を明らかにするために、決算時において「保有する全ての資産・負債及び資本」を表示し、投入された資本がどのような機能を発揮し、運用されているかを示すものです。

表は「資産の部」、「負債の部」、「資本の部」に分かれております。

最初に、330ページの資産の部になります。

1、固定資産について説明します。

(1)有形固定資産は、イ、土地から、チ、建設仮勘定までの固定資産合計38億660万4,749円で、前年比98.94%、4,051万3,607円の減でした。減額の主な理由としては、構築物の償却累計が多かったためとなります。

続きまして、下のほうの2、流動資産になります。

流動資産とは、現金及び比較的短期間のうちに回収されたり、販売されることによって現金にかえることができる資産のことを申します。

(1)現金預金ですけれども、26年3月31日現在、4億394万257円で、前年比102.67%、1,053万1,434円の増でした。

(2)未収金です。8,314万3,089円、前年比97%です。256万4,585円の減額でした。

(3)貯蔵品116万1,290円、前年比73.64%、41万5,597円の減となります。

したがって、資産合計ですが、固定資産の38億660万4,749円足す流動資産4億8,824万4,636円で、合計42億9,484万9,385円となりまして、

前年比99.23%、3,296万2,355円の減額となりました。

続きまして、右側の負債の部を説明いたします。

3の流動負債は、短期間のうちに支払いが予定されている負債のことを申します。

(1)未払い金が6,447万5,519円ありますが、前年比94.78%、354万7,442円の減です。これは3月31日までに伝票を切りまして、支払いが4月にずれ込むという金額の合計になります。

(2)前受金6,243万6,323円で、漏水対策の残金であります。前年比67.54%、3,000万円の減額となりました。

(3)預かり金は1,127万2,443円で、下水道使用料を預かっている金額となります。前年比で97.45%、3,384万1,693円の減となりました。

流動負債の合計になりますが、1億3,818万4,285円となりました。

続きまして、中ほどの資本の部に移ります。

4、資本金、(1)自己資本金8億7,595万2,182円、前年比103.54%、3,000万円の増で、これは町からの出資金となります。

(2)ですが、借入資本金14億3,675万8,939円、前年比95.71%、6,433万6,418円の減で、元金償還金の減額となりました。

したがいまして、資本金合計が23億1,271万1,121円となり、前年比98.53%、3,433万6,418円の減となりました。

続きまして、下の剰余金です。剰余金には、資本剰余金と利益剰余金とがあります。

最初に、(1)資本剰余金。

資本剰余金は、資本取引から生じる剰余であり、建設または改良のために企業が過去及び現在において、外部から資本調達以外の方法によって繰り入れたものです。

最初のイ、受贈財産評価額30万8,277円は増減なしとなります。工事負担金10億7,107万2,997円は3,300万円の増となりました。

国庫補助金3億8,520万8,194円は増減なし、県補助金178万5,312円、これも増減ありません。

一般会計補助金3億4,556万1,022円、これも増減ありませんでした。

したがいまして、資本剰余金の合計は18億393万5,802円となりました。

続きまして、その下の(2)利益剰余金になります。

利益剰余金とは、企業がこれまでに生み出した利益の積立金となります。

減債積立金1,646万7,000円で増減なし、建設改良積立金2,133万5,421円は欠損金1,572万9,757円を処理したための減となります。

当年度末処分利益剰余金221万5,756円。

合計ですが、4,001万8,177円が利益剰余金となります。

剰余金合計は、資本金剰余金合計18億393万5,802円と利益剰余金合計4,001万8,177円の合計18億4,395万3,979円となりまして、資本合計は資本金合計23億1,271万1,121円と剰余金合計18億393万5,802円とを加えた41億5,666万5,100円となります。

負債資本合計は、資本合計41億5,666万5,100円に流動負債合計1億3,818万4,285円とを加え、42億9,484万9,385円となり、左側の330ページの資産合計と一致した額となります。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（近藤 保君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成25年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、平成26年8月5日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議長（近藤 保君）** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

本日の日程のうち、以上をもって平成25年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

落合代表監査委員には、監査報告ご苦労さまでした。

---

## 日程第19 議案第48号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

**議長（近藤 保君）** 日程第19、議案第48号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第4

号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第48号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,152万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,008万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、10款普通交付税確定により11億4,180万4,000円になったことにより、2,180万4,000円を追加、またあわせて21款町債の臨時財政対策債3,750万円の追加、また前年度の実質収支額は2億8,699万2,225円となっていることにより、繰越金が2億4,699万2,000円の追加などがございます。今回の補正で財政調整基金からの繰り入れは、6月補正後は6億2,779万9,000円でしたが、559万8,000円を減額し、6億2,220万1,000円といたします。これにより、平成26年度9月補正後の財政調整基金の残高見込み額は23億3,635万9,000円となります。

次に、歳出ですが、前年度の実質収支額2億8,699万2,225円の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるため、積立金を1億2,349万7,000円を増額いたしました。また、電算システム改修委託料1,075万7,000円を追加、障害者自立支援給付費並びに障害児支援給付費返納金1,059万8,000円を追加、予防接種委託料1,660万円を追加、農業集落排水事業特別会計繰出金816万2,000円の追加、道路維持補修工事4225万円を追加、道路新設改良費の道路改良費2,650万円を追加、町民グラウンド屋外トイレ改修工事1,300万円などがございます。

以上、主な補正内容となっておりますので、よろしく願いをいたします。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長(近藤 保君) 小淵財務課長。

[財務課長 小淵莊作君発言]

財務課長(小淵莊作君) それでは、議案第48号、平成26年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)をごらんいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、当該区分ごとの金額等によるということで、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、説明につきましては、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるということで、7ページをごらんいただきたいと思います。

臨時財政対策債ですが、限度額3億円を3,750万円増額し3億3,750万円とするものでございます。普通交付税が決定し臨時財政対策債の発行可能額が決定されたことによるものでございます。

それでは、11ページをごらんください。

事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金1節、同じく地方特例交付金でございますけれども、366万3,000円の追加。これは減収補填交付金でございます。交付決定による追加でございます。

次に、10款地方交付税の普通交付税でございますけれども、2,180万4,000円を追加。これは普通交付税の決定によるものでございます。

次に、14款国庫支出金の6目国庫補助金で、社会保障・税番号制度国庫補助金561万8,000円追加でございます。

次に、13ページをごらんください。

18款繰入金2目財政調整基金繰入金で559万8,000円減額でございます。

続きまして、19款繰越金2億4,699万2,000円追加でございます。決算に基づき確定したことによるものでございます。

14ページをごらんください。

21款町債、臨時財政対策債3,750万円の追加でございます。これは限度額が確定したことによる追加でございます。

続きまして、歳出でございますが、人件費、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款を通して人事異動等による増減でございます。

それでは、16ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費9目基金費、財政調整基金積立金、補正額1億2,349万7,000円追加でございます。これは先ほど町長提案の中でありましたように、平成25年度実質収支額の確定に伴い2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。次に、10目交通対策費の15節工事請負費、道路交通安全施設工事200万円追加でございます。12目電子計算費の13節委託料、システム改修委託料1,075万7,

000円追加でございます。内訳でございますが、先ほど歳入で説明させていただきました、社会保障・税番号制度のシステム改修で825万7,000円、税制改正関係が206万8,000円、住基関係で43万2,000円となっております。

17ページをごらんください。

2款総務費4項選挙費3目農業委員会委員選挙費で398万4,000円減額でございます。

20ページをごらんください。

3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費の13節委託料で地域福祉計画策定調査業務委託200万円追加でございます。6目障害者福祉費の23節償還金利子及び割引料で1,059万8,000円追加でございます。内訳でございますが、自立支援事業国県負担金の返納金で793万1,000円、障害児支援費国県負担金の返納金で266万7,000円となっております。

21ページをごらんください。

3款民生費2項児童福祉費4目児童館費の13節委託料で児童館耐震改修工事設計委託料380万円追加でございます。これは25年度に実施した耐震診断の結果を受けて行うものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の予防接種委託料で1,660万円追加でございます。内訳として、水痘で1,067万円、高齢者肺炎球菌で593万円でございます。

23ページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費8目農業集落排水事業費の特別会計繰出金で816万2,000円追加でございます。

25ページをごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、補正額合計が4,596万円追加でございます。主なものといたしましては、15節の道路維持補修工事として4,225万円追加、道路維持補修原材料で345万円追加でございます。次に、3目道路新設改良費でございますが、補正額合計3,138万7,000円追加でございます。

26ページをごらんください。

主なものといたしまして、13節の町道改良測量設計委託料として300万円追加、15節の町道改良工事として2,650円の追加、22節の電柱移転補償費として250万円追加でございます。

27ページをごらんください。

9款消防費1項消防費の1目非常勤消防費の制服等補充用備品ということで339万3,000円追加でございます。これは消防団員の作業服を新しくするものでございます。

28ページをごらんください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費、補正額合計1,454万円追加でございます。主なものといたしましては、13節の駒寄小学校増築工事監理業務委託283万5,000円追加、15節の駒寄小学校職員駐車場敷き砂利整備工事172万円追加。

29ページをごらんください。

明治小学校身障者トイレ改修工事571万4,000円追加。駒寄小学校渡り廊下防風ネット設置工事125万8,000円追加。明治小学校理科室の床改修工事199万8,000円追加でございます。

31ページをごらんください。

10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費の補正額合計1,782万円の追加でございます。主なものといたしまして、13節の町民グラウンド屋外トイレ改修工事設計業務委託で130万円追加、さらに15節の町民グラウンド屋外トイレ改修工事ということで1,300万円追加、それと体育施設補修工事ということで、主に町民グラウンドの樹木伐採などで190万円追加でございます。

32ページから34ページにかけては給与明細書でございます。

それと、35ページは地方債の借入れ見込み額、今回の補正予算では、臨時財政対策債の借入れ限度額が確定したことにより、当初予算に対して変動が生じたので、現在高の見込みに関する調書を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第20 議案第49号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

議長(近藤 保君) 日程第20、議案第49号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第49号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,412万2,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成25年度決算の確定により繰越金の増額が主なものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） この補正の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成25年度決算が確定いたしまして、実質収支額が46万7,750円となりました。これを平成26年度の繰越金として歳入額を補正するものです。

補正予算書の2ページの第1表をごらんいただきたいと思います。

第3款の繰越金の既決予算ですが、30万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして繰越金が46万7,750円になったことから、16万7,000円の増額をいたしまして46万7,000円に補正をお願いするものでございます。

歳出につきましても歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになります、給食用食材料費を16万7,000円増額させていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託します。

それでは、休憩をとります。再開を2時45分。

午後2時29分休憩

---

午後2時45分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第21 議案第50号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)

議長(近藤 保君) 日程第21、議案第50号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第50号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,003万2,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(近藤 保君) 南雲上下水道課長。

[上下水道課長 南雲尚雄君発言]

上下水道課長(南雲尚雄君) 説明申し上げます。

それでは、議案書の7ページをごらんください。

歳出になります。

第1款下水道費第1項下水道費第1目総務管理費です。これは4月の人事異動に伴いまして給与の補正となります。114万8,000円の減額となります。続きまして、3目建設費71万5,000円の増額です。この内訳につきましては、人事異動に伴う職員共済費1万6,000円の増と、工事に伴う電柱移転補償費69万9,000円の増となります。

歳出合計43万3,000円の減額となります。

したがって、歳入歳出それぞれ43万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億1,003万2,000円となる補正であります。

以上、よろしく願いいたします。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第22 議案第51号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長(近藤 保君) 日程第22、議案第51号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第51号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,673万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,361万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成25年度決算により繰越金の増額が主なものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(近藤 保君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長(福田文男君) それでは、補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

歳入の部、第5款の療養給付費等交付金の現年分は、平成26年度当初交付決定通知に合わせた額とさせていただきます。減額補正をするものでございます。過年度分は、前年度の交付不足額を計上し、増額補正するものであります。

第6款の前期高齢者交付金、第8款の共同事業交付金は、25年度決算と現状を鑑み、減額補正をするものであります。

次に、9ページをお願いいたします。

第11款の繰越金ですが、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成25年度決算が確定し、実質収支額が1億4,435万7,476円となりましたので、繰越金として補正するものであります。

10ページをごらんください。

歳出の部に移ります。

第1款の総務費の一般管理費24万9,000円の増額補正です。

次に、第2款の保険給付費は、第1項の療養諸費、第2項の高額療養費を増額補正し、療養給付費の予算額を14億5,457万3,000円とするものであります。

次に、11ページをごらんください。

第3款の後期高齢者支援金等、第4款の前期高齢者納付金等、第5款の老人保健拠出金、第6款の介護納付金は、平成26年度当初決定通知に合わせた額とさせていただきます。増額の補正でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

7款の共同事業拠出金は、財源を一般財源に変更するものでございます。

9款の基金積立金を2,800万円に増額補正するものであります。平成25年度までの基金額7,800万円と合わせますと、基金は1億600万円となります。

第10款の諸支出金は、国庫金の前年度に多く受け取った分の償還金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第23 議案第52号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（近藤 保君） 日程第23、議案第52号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第52号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ816万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,810万2,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 南雲上下水道課長。

〔上下水道課長 南雲尚雄君発言〕

上下水道課長（南雲尚雄君） 説明いたします。

それでは、議案書の7ページをごらんください。

歳出になります。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費、ここで107万7,000円の増額となります。内訳ですが、4月の人事異動に伴います給与等の補正、並びに渋川広域ごみ運営負担金、これは精算になりますが、84万1,000円の増額の内訳となります。続きまして、第2目ですが、施設管理費の708万5,000円の増額です。内訳は、処理場の需用費138万5,000円の増と処理場施設維持補修工事費570万円の増額となります。

歳出合計816万2,000円の増額となりまして、歳入歳出予算総額それぞれ816万2,000円を増額しまして、歳入歳出それぞれ1億6,810万2,000円となる補正予算であります。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第24 議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（近藤 保君） 日程第24、議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明いたします。

議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,006万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,921万9,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、

可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、補足説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、平成25年度決算により繰越金の増額が主なものでございます。

補正予算書の2ページの第1表をごらんください。

第3款の国庫支出金は、現年度調整交付金を118万3,000円増額補正です。

第7款の繰入金は、基金繰入金を平成25年度決算後の基金残高に合わせた額とするもので、減額補正するものであります。

次に、8款の繰越金は、平成25年度決算が確定し、実質収支額が1,020万7,602円となりましたので、繰り越しの補正をするものでございます。

次に、歳出は、第1款の総務費1万7,000円の増額補正です。

次に、6款の諸支出金の第1号被保険者還付金8万3,000円は、亡くなった方の還付でございます。2項の償還金は、国庫支出金等過年度超過分の返還金であります。99万6,000円です。国庫金の前年度の受け取り超過分となります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第25 議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（近藤 保君） 日程第25、議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,473万9,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、補足説明をさせていただきます。

補正予算書の2ページ、第1表をごらんください。

第4款の繰越金は、平成25年度決算が確定し、実質収支額が301万6,179円となりましたので、繰越金として補正するものであります。

第5款の諸収入は、52万9,000円の増額補正です。平成25年度受託の事業の加算分でございます。

支出の部になります。

第2款の後期高齢者医療広域納付金を337万6,000円増額するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第26 議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第26、議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出におきましては、支出で118万8,000円の減額補正を、また資本的収入及び支出においては、支出で38万円の増額補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますよ

うお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 南雲上下水道課長。

〔上下水道課長 南雲尚雄君発言〕

上下水道課長（南雲尚雄君） それでは、説明いたします。

議案書の9ページをごらんください。

今回の補正の内容につきましては、4月の人事異動に伴う給与関係の補正であります。

収益的収入及び支出におきましては、支出の部、第1款水道事業費用第1項営業費用第1目配水及び給水費で111万6,000円の増額。第2目総系費で15万9,000円の減額となります。第3項特別損失第3目過年度損益修正損で214万5,000円の減額になります。

支出合計118万8,000円の減額となりました。

続きまして、議案書の10ページをごらんください。

資本的収入及び支出におきましては、支出、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備工事費で給与等に伴う38万円の増額となります。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第27 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（近藤 保君） 日程第27、同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について。

吉岡町教育委員会の委員1名が9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求める委員は高田友美氏でございます。同氏は、昭和51年3月30日生まれの

38歳、住所は、吉岡町大字漆原108番地です。高田友美氏は、高崎市の生まれで、倉賀野中学校から旧高崎市立女子高等学校を卒業され、さらに専門学校を経て、民間会社に就職されました。結婚を機に退職し、吉岡町に住まれ、育児の傍ら家業の飲食店の手伝い、現在は前橋市の障害者作業施設の指導員として活躍もされています。

また、地元での信望も厚く、更生保護女性会の役員を務められているほか、地元新田子ども育成会会長を歴任、また第3保育園保護者会本部役員、駒寄小学校のPTA地区役員を歴任されるなど、教育にも熱心で、積極的に取り組み、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有する方です。

中学生、小学生の保護者でもあり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定をも満たしています。

何とぞ同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第4号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（近藤 保君） 日程第28、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

任期満了に伴い、下記の者の推薦を行うため、あらかじめ議会の意見を求めるものでございます。

住所は、群馬県北群馬郡吉岡町大字北下112番地の1。氏名は、岩崎 潔。生年月日は昭和27年4月7日です。

よろしくようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第29 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

議長（近藤 保君） 日程第29、議長報告を行います。

ただいままでに、請願2件、陳情1件を受理しております。

請願第3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員である小池議員及び岩崎議員の2名のうち、小池議員より趣旨説明をお願いします。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） それでは、請願第3号につきまして、提出の理由を述べます。

「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書。

平成26年8月8日。

吉岡町議会議長、近藤 保様。

請願者、渋川市金井3005-9、渋川市聴覚障害者福祉協会、会長、小林秀男。

紹介議員、小池春雄、岩崎信幸。

理由。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う聾啞者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されました。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけられており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えています。

記

1、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究する

ことのできる環境整備を目的とした「手話言語法」の制定を求める意見書を国に提出をお願いをしたいということでありますので、よろしくお願ひします。

議長（近藤 保君） 紹介議員の趣旨説明が終わりました。

請願第3号は、文教厚生常任委員会に付託します。

請願第4号 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願についてを議題とします。

紹介議員である小池議員及び山畑議員2名から、趣旨説明をお願いします。

最初に、小池春雄議員からお願いします。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） それでは、請願第4号です。

吉岡町議会議長、近藤 保様。

2014年8月27日。

憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願。

請願者、吉岡町憲法九条を守る会、代表、志摩 徹。

住所、吉岡町大字漆原1682-6。

紹介議員、小池春雄、山畑祐男。

請願趣旨。

安倍政権の集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」は従来の「憲法九条のもとでは海外の武力行使は許さない」という政府見解を180度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものです。

憲法九条の改定に等しい大転換を、「閣議決定」で強行することは、立憲主義を根底から否定するもので、許せるものではありません。そこで、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の撤回を国に求める意見書の提出をしていただくことを求めます。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君登壇〕

5番（山畑祐男君） 請願第4号の趣旨につきましては、先ほど小池春雄議員が説明したのと全く同じでございます。以上。

議長（近藤 保君） 紹介議員の趣旨説明が終わりました。

請願第4号は、総務常任委員会に付託します。

陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

散 会

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時15分散会



# 平成26年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

平成26年9月8日（月曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成26年9月8日（月曜日）午後9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小渕莊作君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	南雲尚雄君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

## 開 議

午前9時30分開議

議長(近藤 保君) 皆さん、おはようございます。

本日は一般質問の第1日目です。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程(第2号)により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長(近藤 保君) 日程第1、一般質問を行います。

5番山畑祐男議員を指名します。山畑議員。

[5番 山畑祐男君登壇]

5番(山畑祐男君) 5番山畑です。通告に従い一般質問を行います。

質問の前に、このたびの集中豪雨により多くの被害が出た広島を初め、多くの被災地・被災者への皆様に心からのお見舞いとお悔やみを申し上げ、また、あすは我が身と言いますように、吉岡町でも決して他人事ではありません。町民が一丸となり、強いきずなで災害への取り組みを、予防を行うことを祈念いたしまして、質問に入らせていただきます。

まず最初に、国民健康保険についてお尋ねいたします。

町民の大切な健康を守るために大きな役割を担っているのが健康保険であることは、誰もが認めていることではないでしょうか。多数が一人のために、一人が多数のために助け合うこの精神を基軸とした、お互いに助け合う今の日本の保険制度はすばらしい制度であると思います。皆保険を目指している大きな国がありますが、問題が多々あるようで、実現にはまだまだ道のりは険しいようでございます。我が吉岡町での国民健康保険の運営はどうでしょうか。国民健康保険について幾つかお尋ねいたします。

国民健康保険は、加入対象となる全員が加入し、安い保険税で質の高い医療を利用できるのが健康保険制度の大きな役割であることは、既に皆さんご承知のことと思います。我が国には組合健康保険や共済健康保険など幾つかの保険制度があります。しかし、国民健康保険のその財源は、組合保険や共済保険と異なり、国からの支援や加入者の保険税で成り立っております。しかし、税率が各自治体の状況により異なり、厳しいところとそうでないところがございます。吉岡町の国民健康保険はどうでしょうか。

吉岡町の国民健康保険の加入率は、平成25年度の決算書の資料によりますと、加入率は世帯数で38.8%、被保険者数で25.7%とのことです。保険税の収納率も、昨年度は92.85%とのことです。国民健康保険への加入すべき対象者は全ての者が加入

しているのでしょうか。また、加入者のうち、経済的事情等いろいろな事情により保険税が納入できていない未納者への対応はどのように対処しているのでしょうか。国民健康保険加入者数と保険税未納者の現状とそれに対する対応についてお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

台風14号が発生したようでもあります。関東地方に影響がなければいいなというようにも思っております。

本日より2日間4人の議員さんより質問をいただくわけでございます。4人の方々からこれからの吉岡町の行く末を考えた大きな問題も質問にあります。2日間精いっぱい答弁をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、山畑議員より国民健康保険についてのご質問をいただきました。

国民健康保険の加入者対象の加入率とのことでありますが、我が国は、国民全てが何らかの公的医療保険に加入する国民皆保険制度が昭和36年度に確立をされました。吉岡町におきましても、現状では、国民健康保険に加入すべき対象者は全て加入されていると思っております。そのほか、加入者層につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

初めに、国民健康保険の加入者数は、8月1日現在で5,137人、世帯数で2,752世帯であり、町の人口対比では約25%と4分の1となっております。国保税の未納者の状況は、平成25年度の決算では701人が滞納となっております。滞納者に対する対応といたしましては、個々の状況や担税力を見きわめながら、納税意欲を欠かせないように対応しているところであります。以上でございます。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 滞納者701人のお答えでございますけれども、その中にはいろいろな状況、理由により未納している方もおろうかと思えます。生活の厳しい人たちに対しては、やはりそれなりの対応をお願いできればなというふうに思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

近年では平成22年度に、吉岡町では国民健康保険税の見直しを行いました。厳しい財源の中、保険税の見直しはやむを得ない場合もありますが、医療への支払いが増加したから保険税を値上げするのではなく、同時に医療にかからないようにするために、健康増

進対策も大切ではないでしょうか。「食育指導」や「よしおか健康ナンバーワンプロジェクト事業」も各地域で熱心に行われていますが、この事業の成果も大きく国民健康保険事業には寄与していることと思います。が、まだまだいろいろな健康増進のための対策を行っていると思います。これらの対策が国民健康保険税の値上げ前と後ではどのように変化したのでしょうかお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 2番目の答弁をさせていただきます。

国保税の見直しは、国保運営の状況を見ながら、隔年、あるいは3年ごとに見直しをすることが望ましいことだと思いますが、改定を見きわめるのは大変難しいものがあると思っております。

そうした中、平成22年度に苦渋の選択で、国保税を約15%引き上げさせていただきました。そのことを一つの機として、対策をどう講じるか、また町民一人一人が自分の健康維持をどのように考えていただけるか、その施策といたしまして、先ほど議員より質問がございました平成23年度から始まる第5次総合計画に、健康をテーマとした健康維持活動の推進を掲げた「よしおか健康ナンバーワン」をシンボルプロジェクトに盛り込もうと思いました。誰もが健康ですがすがしい一日を毎日送れることを願い、運動と食育を基本とした活動を町民の皆さんに実施していただくことにしました。

きのうでありましたが、私のほうの地区の南下地区では、健康ナンバーワンということで、約60人の方々が赤城のほうに健康ナンバーワンの仕事をちょっとしてこようよというようなことだったんですけれども、ちょっと雨ということで中止をする中で、公会堂の中で約四、五十人の方々がお集まりをいたしまして、違う方面からの研修、そしてまた、これからの活動方向を確かめたというような話も聞いております。

おかげさまで、南下だけではなく、各地域に浸透し、活発に活動を実施していただいております。その成果でありましょうが、国保の医療費にも変化が出てきているのではないかと考えております。

状況等については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

平成20年度以降の国保費用額及び年度対比についてお答えいたします。

平成20年度の費用額は、13億6,600万円であり、翌年21年度は、14億4,000万円と5%の増でありました。国保税改定の22年度には、15億1,200万円、

5%の増でございました。平成23年度は、16億5,800万円と10%伸びた年でもありました。22年度の改定がなければ、大変な事態が起こったであろうというふうに思っております。

平成24年度では、16億5,600万円、これが200万円のマイナスというような状況になってまいりました。また、25年度につきましても、16億6,200万円と0.5%程度の低調の伸びであった、そういった状況でありました。その結果、平成25年度決算では、実質収支額が1億4,400万円となっております。

平成23年度以降、国民健康保険の保険給付費、一般療養給付費、退職療養給付費及び一般高額療養費、これにつきまして一定の状況でありました。以上でございます。

議長(近藤 保君) 山畑議員。

[5番 山畑祐男君発言]

- 5番(山畑祐男君) 財政的には一時厳しかったけれども、何とか持ち直したということだと思いますけれども、ちょっとお伺いしたいんですが、よしおか健康ナンバーワンプロジェクトが、かなり各地で熱心に行われているということでお話ししたと思うんですけども、この指導者というのは、現在吉岡町で何名ほどいるのでしょうか。

議長(近藤 保君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長(福田文男君) 代表の推進委員さんは、各自治会に1名ということで、13名おります。また、その枝として地域で推進していただいている方、その役員の方が今どんどんふえておまして、詳しい数字までは記憶しておりませんが、150名ほどというふうに聞いております。以上です。

議長(近藤 保君) 山畑議員。

[5番 山畑祐男君発言]

- 5番(山畑祐男君) かなり指導者もふえてきていると。多分これは将来的にももっとふえるかなというふうに思います。国民健康保険ということを見ると非常によろしい、大変いいことだと思いますので、さらなる飛躍というんですか、進めていただければありがたいなと思います。

次に、平成25年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書では、歳入歳出差引額が1億4,435万7,476円の残金、つまり黒字かと思えます。24年度の決算では、4,525万8,538円の残、23年度では、4,338万5,173円の残です。ここ二、三年の間は、先ほど課長がお話ししたとおり、安定した保険事業が運営されていることと推測いたします。

加入者及び関係者の努力がその成果をあらわしていることと推測できます。経済動向が

よくなったのか、あるいは健康への取り組みの政策がその効果をあらわし始めたのでしょうか。経済的効果のそれは、地方ではまだまだその効果は薄いと感じますが、むしろ関係者の皆様の努力の結果があらわれたのではないかというふうに思います。

治療費の増額による歳出が多ければ、保険税の見直しもやむを得ないとは思いますが、25年度の決算の状況を見れば、約1億4,000万円の歳入歳出の差引残があります。保険税の減額の見直しも必要ではないでしょうか。町長のご判断をお願いいたします。いかがでしょうかお尋ねいたします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 山畑議員のおっしゃっていることは、いわゆる国保税が、運営が大分うまくいっていると。その中で大分残高も出てきているのではないかと。そういった中では、国保税の見直しを図ってはどうかというような意見だと思っております。

私は、平成23年度から始まったよしおか健康ナンバーワンプロジェクトがここにきてわずかながらの成果が出てきているのかなというようには思っております。一口に一番お金がかかるときには、1月1億円からのお金がかかるというようなことで、これは大変だということ値上げをさせてもらったのが23年だったと思います。そういった中で、健康ナンバーワンというようなプロジェクトを上げてきた中では、幾分なりとも医療費の中に浸透しているのではないかなというようにも思っております。

先ほどから言ったように、そういったことだから、黒字になっているのだから、いわゆる国保の入っている方に値下げをして貢献したらいかがだということだと思っております。そのことにつきましては、国保運営状況をよく精査し、また研究をして、よりよい方向性を見出していければというようにも思っております。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 今の町長の答弁によりますと、健康ナンバーワンプロジェクトの効果が出てきたと。いろいろと残もあるけれども、もう少し研究したいという答弁だったかと思うんですけども、国民健康保険基金がございます。25年度末残が7,800万円、26年度補正で2,800万円の基金の積み立てが予定されております。合わせて1億6,600万円の国民健康保険基金があります。これらも踏まえて再度町長のお考えをお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） これから山畑議員と同じような質問を、この後小池議員さんのほうから受

けるわけではあります、私といたしましては、先ほどから申し上げたとおり、運営状況、そしてまた、いろんな面から検討しながら前向きにやっていきたいというふうには思っております。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 今の町長の答弁では、前向きにということですが、アベノミクス政権ということで、地方の経済の活性化ということですが、なかなかまだ地方まで届いていないのが現状かなというふうに思います。各家庭にとって収入減の中において、やはり国民健康保険、そういったものも大切かなというふうに思いますが、家計を少しでも和らげるためにも、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に、子ども・子育て支援制度への対応についてお尋ねしたいと思います。

2012年に成立した子ども・子育て関連3法が来年4月より始まりますが、それらに関してお尋ねいたします。

今議会に子ども・子育て支援制度の関連条例が提案されていますので、こちらの特色、今後の政策方針等についてお尋ねいたします。

2015年度より施行される子ども・子育て支援制度への関連条例が、この議会に提案されましたが、吉岡町独自の大きな特色はあるのでしょうかお尋ねいたします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

子ども・子育て支援新制度での吉岡町独自の特色はあるのかとの質問ですが、現在、来年度から新しく始まる5カ年の事業計画の策定に向けて、子ども・子育て会議を開催し、ご意見を伺いながら進めているところでもあります。

詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

子ども・子育て支援は、新制度になりますが、子育てをめぐる環境や基本的な考え方は大きく違いはないことから、次世代育成支援行動計画の理念や基本的目標を引き継ぎながら進めていきたいというふう考えております。

今回提案させていただきました保育事業等に参入する事業者に対する、備えるべき基準、守るべき基準を市町村が設け、許認可等を確認しながら行うものであります。さまざまな保育事業が展開されることを期待しております。以上でございます。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） この子ども・子育ての3関連条例ですけれども、多分国からのガイドに基づいてつくったと思いますが、「子供を育てるなら吉岡で」という町長のキャッチフレーズがございます。ぜひともその3法の上に吉岡独自の特色のものを今後出していただくことを願うものでございます。よろしくお願いします。

次に、保育園・幼稚園との関係である認定こども園の設置ですが、吉岡町では5保育所と1幼稚園の施設がありますが、認定こども園に対して吉岡町ではどのように行おうとしているのでしょうかお尋ねいたします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 保育園と幼稚園については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

吉岡町地内の5保育園につきましては、現在のところ認定こども園に移行する保育園はないというふうに聞いております。また、幼稚園1園につきましては、この6月ごろに相談をさせていただきました。そのときには研究をしていきたいということで聞いております。今後も打ち合わせをしながら、園の意向を伺いながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 5保育所については、認定こども園の設置希望はないと。幼稚園についてはあるということだと思っておりますけれども、やはり子供がさらに人口がふえている吉岡においては、こういった受け入れ体制は速やかに早急に行うべきかなというふうに思いますので、よりよい指導をお願いしたいと思います。

次に、8月の新学期開始と同時に、吉中北側の民有地を活用した学童保育所が開設され、学童保育施設は増加しました。学童保育に対しては、働く家庭からの隠れた要望はまだまだあるのではないのでしょうか。この点での対処が町の人口増にも大きな影響をもたらすのではないのでしょうか。

学童保育料は、月約5,500円と周辺市町村より低額であることは、利用者にとっては大変ありがたいことと思いますが、入所条件がさらに緩和され、また一定の地域単位で学童保育施設が開設されれば、家族も安心して働くことができるのではないのでしょうか。

職種によっては土曜・日曜日が勤務日になっている場合も多々あります。これらも含めて学童保育の今後のあり方をお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 学童保育の関係については、議員皆さん等のご理解をいただきまして、2学期より中央学童クラブ、明治第2学童クラブが開所し、高学年も利用できる施設が整いました。施設の整備も徐々に整ってまいりましたが、学童クラブの利用等につきましては、入所基準を堅持しつつ対応していきたいと思っております。

また、土曜日及び日曜日の運営については、条例により日曜日は休日となっております。土曜日は8時から18時半までの運営としておりますが、若干名の利用でも現在のところであります。こうした現状を考慮しつつ、日曜日の開所については考えていきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 今課長の多分お話が、補足答弁があったと思うんですけども、町長のほうから日曜日についても今後検討したいという答弁がありましたので、つい手を挙げましたが、その点やはり働く者にとっては大変喜ばしいことなので、ぜひとも早い時期に日曜日の開設等をお願いできればというふうに思っています。

次に、発達障害児の対応についてでございますが、7月22日から23日に、文教厚生常任委員会で、長野県南箕輪村と岐阜県可児市の2つの行政の視察研修に参加させていただきました。人口約1万5,000人の長野県南箕輪村で取り組んでいた児童発達支援事業は、我が吉岡町でも注目すべきかと思いました。内容は、発達障害児の早期発見とその対策です。新生児の約1割に発達障害児が見つかったとのことでございます。

発達障害児の治療は、支援センターに週数回通うために、当初は家族に反対されて困難だったようでございますが、回復の状況を見ることにより、現在では何の問題もなく住民の理解が得られているとのことでございました。早期の対応で、多くの児童は問題のない普通の状態に回復しているとのことでございます。

県内ではいち早く太田市が独自のシステムで発達障害支援を始めたようでございます。医師の診断や育児についての親へのアンケート結果などを蓄積し、個々の子供に応じた支援をすることですが、発達障害を早期に発見することにより、親や子供たちへの支援や治療も速やかにできるとのことです。吉岡町では発達障害児の現状はどうでしょうか。

8月30日に吉岡町文化センターで、教育委員会主催の「堀田あけみ子育て講演会」がございました。その講演会の中で、講師によると、発達障害児の発見には大変難しいもの

があるとのことでしたが、南箕輪村のように行政と医療との支援で大きな効果を得ています。この事業も、子ども・子育て支援の対象ではないかと思いますが、町ではどのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

発達障害に関する取り組みといたしましては、乳児健診を生後三、四カ月及び十、十一カ月に行い、発育状況や保護者のアンケートを行いながらチェックをしております。また、1歳半健診、2歳児歯科健診、3歳児健診も同様にいき、希望者には心理士の個別相談や子供にかかわるアドバイス、そういったものも行っております。

次に、おくれが疑われる児につきましては、精密検査として医療機関を紹介し、その結果、指導や訓練が必要な場合には発達障害児通所施設を紹介しております。また、微妙に気になる児の場合は、保護者の育児不安もございまして。そういったことから、保健センターで実施している「あそびの教室」を紹介しております。現在、渋川市にある心身障害児通所施設に3名通っている、そういった状況でございます。以上です。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 吉岡の場合は、それなりに施設、バックアップの対応があるということで、今後とも中身をさらに濃くしたものをお願いできればなというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

まず、都市計画でございますけれども、都市計画への考え方といたしまして、ことしの4月より県から経験豊かな都市計画のスペシャリストの職員が町に派遣されてきました。将来のための町の都市計画を立案していただくとの執行からの説明がありました。そこで、吉岡町の都市計画についてお尋ねいたします。

県でも人口減や高齢化を見据えた都市計画の策定を求めているようです。本県は、関東地方で一番高齢化率が高く、住宅地も分散し、人口密度は低いですが、その反面、公共交通が維持できないために空き家がふえ、地域のつながりが崩壊し、さらに人口減が加速するという悪循環を断ち切るために、今までの郊外型の開発から商業や医療福祉機能を集約し、持続可能な地域社会をつくるための基本方針として都市計画を策定していただくとのことですが、現在その策定に取りかかっているのはまだわずかな市町村だけのようござい

す。なかなか施策が絞れていないとのこと。県内唯一人口増が言われている吉岡町の対応はいかがでしょうか。人口増はあくまで予測であり、人口減も想定した人口問題を考察しなければいけないのではないのでしょうか。

また、2016年度に吉岡町駒寄インターに近い大久保地区に、大型商業施設が開業を検討しているとの新聞の報道が、昨年11月に報道されました。報道によりますと、敷地面積12万平方メートル、営業面積5万8,000平方メートル、従業員数1,000人の大型店です。町の第5次吉岡町総合計画には、沿道立地型の商業施設の誘致を図るとしております。

出店計画の地域は、その大半が優良農地です。優良農地の転用には大きなハードルがあることと思います。このたびの都市計画の目的は、これらを踏まえたものなのでしょうか。現在までの都市計画の進捗はどの程度まで進んでいるのでしょうかお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 3番目の、都市計画はどこまで進捗しているかというご質問をいただきました。

都市計画は、将来を見据えて、調和のとれた住みよい町をつくるために、土地利用の規制や誘導を行ったり、道路、下水道などの都市施設に関する整備計画を定めたりするものであります。

都市計画はどこまで進捗しているかのお尋ねであります。吉岡町におきましては、昭和51年に町の全域を都市計画区域に指定しておりまして、これが吉岡町における都市計画決定の第一歩でもあります。その後、昭和55年には、高崎渋川線バイパスや前橋伊香保線バイパスなどの幹線道路を都市計画と決定しておりまして、30年を経た今日におきまして、これらの道路は、吉岡町の都市構造の中で骨格を形成しているわけであります。

一方、土地利用の規制・誘導につきましては、昭和62年、町の中心部周辺の一部の地域を対象に住宅用地、商業用地、工業用地などの種類別に用途地域を都市計画決定をしております。

用途地域は、当時の吉岡町の都市構造をもとにして決定したわけですが、その後、上毛大橋や吉岡バイパスなど、幹線道路の開通によって、この町の都市構造は大きく変化したので、用途地域の内容が土地利用の実態にそぐわない面が見受けられます。

土地の利用の規制や誘導をこのまま見直さなくても、吉岡町の人口は、今後20年以上の間ふえ続けると推計されております。

しかし、私は、住宅や店舗や工場が無秩序にばらばらに開発されている現状を放置すれば、たとえ人口はふえても調和のとれた住みよい町はつukれないと考えております。

そして、さらに先の30年、50年後の将来を見据えたとき、吉岡町が持続的に発展していくためには、今こそ、町全体の土地利用のあり方を見直すときであると判断したわけであります。

土地利用の規制や誘導のあり方を見直すために当たっては、議員からも指摘があった農地の保全とのバランスなど、さまざまな角度から総合的に判断する必要があると考えておりまして、本年度、副町長をトップに学識経験者や県庁の関係課長、住民代表などで構成する吉岡町土地利用方針検討委員会を立ち上げたところでもあります。

現在、検討委員会においては、各分野を代表する委員の貴重な意見をいただきながら、素案づくりが始まったところでもありますので、今後将来を見据えた町全体の土地利用方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 吉岡町土地利用方針検討委員会をつくり、必要に迫られて都市計画を再度見直すという答弁かと思いますが、このたびの都市計画では、その土地利用でございますが、俗に言う線引きについてですが、市街化区域、あるいは市街化調整区域の指定の有無により、その土地の活用が大きく異なることにはなりますが、町民の日常生活にも影響が出るような、このたびの都市計画では、そのような線引きは予定しているのでしょうか。予定しているとすれば、どの範囲を予定しているのでしょうかお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 線引きはということでございます。

都市計画区域の中を計画的、積極的に市街化を進め、市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域とに区分する制度であり、土地利用の規制や誘導を行う手法の一つでもあると思っております。区域を明確に区分することによりまして、道路整備などの公共投資を効率的に進めて良好な市街地を形成することと、農地や自然環境を保全することの2つを目的にしている制度でもあります。

さて、線引きを予定しているかというお尋ねでございますが、この線引きに関する都市計画決定の権限は、法律上、県知事にあります。県が定めている「吉岡都市計画区域マスタープラン」によれば、「線引きを行わない」としておりまして、その理由として、「法令で定める人口密度などの基準を満たしていないこと」や「当面の間は、用途地域指定などの他の手法で土地利用を規制、誘導できること」などが挙げられております。

町といたしましても、県の方針に沿って、線引きとは別の手法で土地利用規制、誘導を図っていく方針であります。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 線引きについては、知事の権限で、なおかつ人口の度合いにより異なるという答弁かと思えますけれども、今後とも線引き等については慎重に対応していただきたいというふうに願うわけでございます。

都市計画内の農地の対応についてでございますが、都市計画内の農地の対応はどのように考えているのでしょうか。農地は都市計画区域内でも耕作はできますが、いずれ周りの環境により維持することは困難になると思います。耕作年齢が高齢化し、耕作放棄地の増加が予測できます。しかし、他方では、食料自給率は低く、輸入に頼るところがますますふえています。

過去の農業政策のひずみが大きくあらわれてきているのではないのでしょうか。今もこれからは農業政策には難しいものがあると思いますが、農業を大切にしない国はやがて滅びると言われております。都市化の波と農業の育成をこの都市計画でどのように調和を図ろうとしているのでしょうか、町長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、課長より答弁をさせます。

議 長（近藤 保君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 「今もこれからは農業政策につきましては難しいものがある」との議員のご意見には私も同感をするところでございます。特に、市街化圧力の高い中で、今後も農地の減少や担い手の高齢化が懸念される状況で、農地をどう保全し、土地開発とのバランスをどう取っていくかということにつきましては、非常に大きな課題であると認識もしております。

本年度に立ち上げました吉岡町土地利用方針検討委員会におきましても、土地利用に係る吉岡町の課題の一つとして農地の保全を挙げております。この検討委員会の中で、各分野を代表する委員から貴重なご意見をいただきながら、真摯に検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 今課長より土地利用委員会での農地の保全については本当に注意を持ってやっていくという答弁かと思えますけれども、やはり農地というのは本当に重要な町での財産かなというふうに思いますので、しっかりと位置づけで検討を願いたいと思いま

す。

次に、都市計画実施に伴う税の関係についてお尋ねいたします。

都市計画の実施に伴い、計画内の固定資産税、相続税等、租税はどのように変化するのでしょうか。都市計画によりそのエリアの土地の評価額は変化するのでしょうか。都市計画内の農地への課税はどのように変わるのでしょうか。

田畑は移動できません。そのところでしか農作業はできません。相続税が現在よりも何百倍もの高額になれば、多くの該当する者の税負担は厳しいものになるのではないのでしょうか。これらの税の変動の内容によっては農業を続ける者にとっては大変大きな問題かと思いますが、これらを含め都市計画に伴う土地に関する税の変動についてお尋ねいたします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、財務課長より答弁をさせます。

議 長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 先ほどのご質問の中で、答弁で線引きは考えていないということでありましたので、今回の都市計画マスタープランの改定作業においても、農地の固定資産税の考え方、また課税については変わらないというふうに考えております。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 今の答弁ですと、線引きがない以上税は変わらないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議 長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） じゃあ、都市計画をやっても税は変わらないと。現在と同じというふうに理解させていただきます。

次に、大型商業施設の開業が予定されている周辺道路網の計画は将来を見据えての計画であるべきことは当然かと思いますが、その当然であるべき道路網が、地域住民には大きな日常生活への影響が出ます。都市計画による対象地域の道路網計画の考え方があればご説明願います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、担当課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 都市計画道路は、吉岡町の都市構造の骨格を形成する道路であります。

現在11路線が都市計画決定をされております。未整備の路線も一部ありますが、都市計画決定から数十年をかけた着実に道路網を形成しつつあり、近年の町の発展に大きな役割を果たしているところでございます。

お尋ねの大型商業施設の出店予定地周辺におきましては、前橋伊香保線バイパス、南新井前橋線バイパスの2路線が都市計画決定をされておりますが、特に南新井前橋線バイパスにつきましては、本年4月に都市計画決定が変更され、町の西部を貫く高崎渋川線バイパスまで延伸されるわけでありまして、

いずれにしましても、都市計画道路は、吉岡町の将来の発展に欠かせない重要な道路網を形成することになりますので、今後とも県などの関係機関に対して整備の促進を要望するとともに、必要に応じて都市計画決定の変更も検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 11路線の計画があり、それを粛々とやっていくという説明かと思いますが、けれども、30年後、50年後を見据えた計画をぜひともお願いしたいと思っております。

次に、町の人口問題の対応につきまして質問させていただきます。

ことし5月の新聞発表によると、今後30年間で若年女性の人口が減り、その結果、人口減が加速し、行政機能を維持できない消滅しそうな市町村が県内では20の市町村が該当するとの報道がありました。そのような中で、逆に増加していく市町村は全国で15市町村あるとのこと、その中に県内では唯一吉岡町が入っていることは既にご存じのことと思いますが、このことは喜ばしいこととは思いますが、手放しでは喜べないのではないのでしょうか。人口減の市町村では、生徒数減による学校の統廃合、税収減による行政サービスや機能の低下など、大きな問題が起き始めているようでございます。これらを背景に以下についてお尋ねいたします。

吉岡町の人口増の要件は何かですが、ことし5月19日の上毛新聞記事の中で、「消滅に危機感」との表題で「消滅可能性都市」の予測記事が紹介されました。その中で、県内唯一増加する市町村は吉岡町のみとのことで、その記事に対しての総務政策課長のコメン

トが紹介されていました。「子育て支援策や住みやすいまちづくりを進めた成果があらわれ、評価されているのだとすればうれしい」との内容でした。

総務政策課長のコメントのとおりかと思いますが、人口増の要因は、ほかにはないでしょうか。他の多くの市町村が人口増のための特効薬がないとしています。吉岡町の人口増は、学ぶものが多々あるとして全国から注目されていることと思います。成り行きで吉岡町の人口が増加しているわけではなく、政策等何らかの要因があると思います。将来の人口増を揺るぎない確たるものとするためにも、今この時期に吉岡町の人口増加の要因を詳しく検証すべきではないでしょうかお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

吉岡町の人口増の要因は何かということではございます。

先ほど山畑議員のほうからも先日の新聞の中で、総務政策課長のほうから話があったということの中では私もそのとおりだと思っております。だがしかし、町はいろんな面で手をこまねているわけではございません。また、この礎をつくっていただいたこの先輩方、この先輩方が今の時代を夢見て、物事をやっていたのがこの成果に出ているのかなというように、はっきりとそういった意見を言えると思っております。

ですから、町は、これまで人口増を目的に直接的な施策や対策を講じてきた経過ではないと思っております。暮らしやすい町にしていこう、住みよい町にしていこうとあらゆる施策を講じ、行財政の運営に努力をしてきたわけであります。

そういった中におきましては、今いる議員の皆様方ももちろんそうです。先輩方を初めとして議員方、そしてまた、町民が一丸となって、この今の現在の姿を夢見てきた結果ではないかと思っております。これからは、いわゆる先輩方が築いたこの財産、これ崩すことなく、私たちが先頭に立って物事をやっていかなければならないなというようにも思っております。

先ほど山畑議員がおっしゃったように、全国で人口のふえるのが15だと。その中に吉岡町が入っているということは、本当に喜ばしいことだと私も思っております。そういったことで、先輩方が築いたこの財産を崩すことなく10年後、20年後今の姿であるよう精いっぱい努力していくのが私たちの責務ではないかなというようにも思っております。そうした中におきましては、県都前橋市や高崎市に近接している地理的条件を背景に道路網の整備が促進され、通勤や日常生活が大変便利な点もこの吉岡町の人口増の要因ではないのかなというようにも思っております。そういったことで、これからも努力をしていく所存でございます。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 今町長の答弁で人口増の要因の中には先人たちがやってきたものが効果が出ているというふうにお話があったと思いますが、ぜひこれを今我々も含めてですが、後世に続けていくように鋭意努力していただきたいと願うものでございます。

「子供を育てるには吉岡町で」、町長のキャッチフレーズですが、これに関しての過去の政策結果及び現在の政策は人口増にも大きな要因となっているのではないのでしょうか。子育て時の医療費、高校、大学の教育資金を含む教育費、地域の間人関係、生活環境等、多岐にわたる要件があります。多方面にわたる施策に目を向けることにより、安心・安全のできる生活ができるのではないのでしょうか。

吉岡町も必ず人口増が続くことが保障されているわけではないと思います。今だからこそ人口減に対する対策を考察しなければいけないのではないのでしょうか。幾つかの政策の中で、今後人口増に対しての一番中心に位置づけようとしている政策は何でしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 人口が減るに対する対策はということではよろしいのでしょうか。

町の人口は、依然として増加の傾向にあります。しかし、社会的現象として、いずれは人口の減少の影響を受けるのではないかと私も思っております。状況を適切に把握するということが一番重要ではないかと思っております。今人口が増加しているから、減少したときのことは考えなくてもよいということではないかと思っております。先ほど山畑議員が申されたとおり、今こそそういった施策を考えながら、人口がふえる、ふやしていくんだというような施策も考えていかなければならないと思っております。これからもきめ細やかな施策を進めていきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） これからも今の増におごることなく、減を想定しながらいろいろと政策を考えていくことの答弁かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大樹町との関係でございますけれども、北海道大樹町と友好親善が結ばれてから3年がたちました。その間、幾つかの交流が始まったわけでございますが、さらなる交流への夢の実現のためにもお尋ねいたします。

子供の交流については、昨年公募抽選により選ばれた20名の子供たちが8月18日より21日までの間、初めて吉岡町から大樹町に訪問いたしました。子供たちが多くのこと

を体験し学んだその内容は、参加した子供たち全員が満足したものと聞いております。大きな成果を得たことは承知のとおりかと思えます。このたびの議会開催初日に町長より報告がありました。ことしは8月17日より20日までの日程で、28名の子供たちが大樹町を体験したとのことですが、ことしの交流の成果はいかがだったでしょうかお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 大樹町との関係はということでございます。平成23年度に友好都市を締結し、交流を模索してきたところですが、交流のあり方はいろいろ考えられますが、「将来に夢膨らむ子供たちに北海道の大自然の中で体験学習をさせたい」という当初の目的は、平成25年度、26年度に実現し成果を上げたと思っております。今後の事業も継続していきたいと考えております。

子供交流事業の詳細につきましては、教育委員会事務局長より補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 今年度の子供交流事業は、明治小から9名、駒寄小から19名、合計28名の小学校5年生・6年生が参加し、8月17日から20日までの3泊4日で大樹町を訪問し、酪農家の見学やカヌー体験、宇宙交流センターやチーズ工場見学などを行いました。吉岡町にはない大自然の中での体験活動や宿泊体験を通じて、子供たちの視野が広がるとともに、リーダーシップや協調性が培われ、さらに参加者同士の友情も育まれたと思えます。参加者の皆さんには、この貴重な体験を今後に生かして、それぞれの学校や地域でさらに活躍をしていただきたいと思います。以上です。

議長（近藤 保君） 質問の取りまとめに入ってください。山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 今教育委員会事務局長よりお話があったように、大樹町との交流をますます盛んに深めていくということだと思いますが、時間も押し迫ったので、簡単でよろしいんですけども、今後の物的交流等も含めて計画があればお話ししたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今後の交流ということでございます。

これまで行ってきた交流をさらに充実させることはもちろんのこと、商業者、農業者、お年寄り、スポーツ関係との吉岡町の身の丈に合った交流の機会を提案していきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 今後ますますの交流を深めていくという町長のお話でございました。初めての友好親善都市でございます。将来もっともっと太いパイプで交流があればなというふうに思い、それを願ひ私の質問をこれで終了させていただきます。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、山畑議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開は10時45分再開します。

午前10時29分休憩

---

午前10時45分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長（近藤 保君） 10番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

町の防災計画ということで質問を出しております。

先ほどの山畑議員同様、さきに広島県におきまして大変大きな災害がございました。亡くなられた方、そして被災に遭いました方々に対しまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

最近の降雨災害は、私たちの予想をはるかに超えるものとなり、その対策が求められております。記憶に新しいところでは、昨年の9月15日、台風18号により豪雨災害が京都でありました。10月16日の東京、大島では、台風26号が直撃し、時間雨量121ミリ、1日で824ミリを記録し、土石流が発生し、36人のとうとい命が奪われる結果となりました。

また、本当に記憶に新しい広島市の土石流災害では、72名の死亡が確認されております。24時間雨量で280ミリ、1時間雨量では121ミリだとのこと。土石流の速さは時速44キロで、最大では144キロにも達したそうです。

このように見ますと、いつどこであっても不思議ではありません。全国では土砂災害危険箇所が52万カ所あり、群馬県では土石流危険溪流等3,015カ所、地すべり危険箇所は213、急傾斜地崩壊危険箇所等では4,118カ所、土砂災害危険箇所が7万4,163あります。吉岡町ではこの数字がどのような数字になっているかをまずお尋ねをいたします。

そして、吉岡町でも平成22年7月5日に集中豪雨があり、大きな被害がありました。

今述べたように温暖化の影響かわかりませんが、いつどこであっても不思議ではないと思います。今後の備えを改める必要があると思います。現在の対策、対応はどのようになっているのか。また、土木設計では時間雨量を50ミリで設計をしておりますけれども、見直しをするときにきているというふうに思いますけれども、見解を求めるものであります。

小井戸町住宅は、湯沢川に近いところにありますが、大量の集中豪雨が発生した場合などを考えたときには、その上流に貯水池がありますが、その危険性はないか。まだまだ危険箇所と思われるところがあると思われまして、その場所を示していただきたい。もし危険場所として想定されている場所があるなら、事故が起こる前に住民に知らせておくことにより、事故を最小限に抑えることができます。

私は、吉岡町地域防災計画をよく見ました。よくできていると思いますけれども、このことが町民の多くにどのように伝わっているのかいささか心配でありますけれども、これに対する見解もお願いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

近年、小池議員が申されたとおり、異常気象により、降雨量が短時間で過去の観測記録を大幅に上回り、河川の氾濫や土砂崩れ等を引き起こして、各地に大きな被害をもたらしています。幸い吉岡町では、これまで土砂災害などで人命が奪われるような大きな災害はありませんが、各地の豪雨等による被災状況を目にすると、想定をはるかに超える被害も多く発生しており、決して他人事として済まされるものではないと思っております。去る2月の大雪は、まさにそのとおりではないかと思っております。

町では、吉岡町地域防災計画に基づき、職員動員計画等を定めて災害時に備えていますが、災害の予防対策・減災についても、ソフト面では、吉岡町洪水ハザードマップを作成し全戸配布、また県と連携して平成22年度には土砂災害のおそれがある区域として4カ所の土砂災害警戒区域を指定し、災害被害を最小限に抑えるべく災害危険箇所の周知を図ってまいりました。また、危険箇所のハード面での対策も、河川の護岸整備や側溝整備、砂防堰堤整備等に県と連携を図りながら進めていますが、災害への備えはこれで万全と言うことはできないと思っております。

「災害は忘れたころにやってくる」と言われますが、近年では、前の災害のほとぼりが冷めないうちに次の災害が発生するなど、周期が短くなっているようにも感じております。いつ何どき発生するかわからない災害に備えて、常に危機感を持って準備を進めておくことが重要であり、今まで以上に安全・安心のまちづくりを目指して努力する所存でございます。

そして、何よりも町民皆様の日ごろの災害に対する心がけや備えが、災害時の被害を最小限に食いとめるための最も有効な手段であると思っております。町及び住民皆様並びに関係機関が一体となって、安全・安心のまちづくりをさらに進めてまいりたいと思っております。

答弁の中で詳細4件ほどあると思っております。その件につきましては、担当課長より補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、土砂災害の危険箇所が吉岡町では何カ所あるかということではありますが、先ほど町長からも答弁をさせていただきましたが、現在吉岡町において土砂災害危険箇所は4カ所指定をされております。内訳ですが、土石流、危険溪流等が4カ所、地すべり危険箇所はゼロです。急傾斜地崩壊危険箇所もゼロでございます。合計で、土砂災害危険箇所は4カ所となっております。これはいずれも上野田地内でございます。

また、今後についても、多発しているゲリラ豪雨は、突然発生すること、予測が困難であること、範囲は局地的で激甚化していることなどが特徴で、議員が言われるとおり、想定範囲を超えて突発的に発生し、地域に河川の氾濫や土砂崩れ等の被害を出しております。

こういった災害時の被害を最小限に食いとめる対策・対応としまして、ソフト面では、土砂災害警戒区域などの危険箇所を指定し、住民への周知と警戒避難体制の整備を図っているところでございます。また、ハード面につきましては、河川の護岸整備、砂防堰堤の整備、間伐を推進し、森林整備も今まで以上に県及び自治会、関係機関との連携を強化して情報を収集して、準備を進めているところでもございます。

また、豪雨対策に関しまして、土木設計における時間雨量の見直しについて、1時間当たりの雨量の引き上げ強化をすべきだという認識が、さきに国土交通大臣より示されましたが、近年において各地に記録的な大雨をもたらしている異常気象、そしてこの現象は年々増加するであろうと予想される状況を考えれば、設計の数値を安全側に引き上げ、対応することは必要であると考えております。

また、ご指摘の住宅団地南側を流れる滝沢川は、カーブも多く勾配も比較的急であり、上流側で集中豪雨が発生すると増水し、その流れも速い状況であり、住民の方も不安があることは承知しております。以前に地元より改善要望が出され、県土木事務所に要望をつなぎ、河床の勾配を緩くしたり、局所的な洗掘や護岸の吸い出し防止のための帯工の設置等の対策も講じておるところでございます。

また、住宅団地周辺には農業用のため池が幾つかありますが、集中豪雨で大量の水が出た場合に備え、各貯水池には余水吐きが設置され、計画水位を超えると排水されるようになっております。また、排水ゲートも設置されており、水位を人工的に調整できるようにもなっております。

しかし、さきにも申し上げましたが、いつ何どきどのような形で起こるかかわからないのが災害でございます。貯水池の水位、破損等の監視は実施してまいりましたが、これからもしっかりと監視していきたいと思っております。また、土砂災害等が想定される危険箇所所周知につきましては、いざ災害時に被害を最小限に食いとめるために重要であることは、議員と同様の考えであります。

さらに、危険箇所として想定される場所とのことでございますが、町で現在把握しておりますのは、さきに報告しましたように、土砂災害警戒区域指定箇所4カ所、平成24・25年度で実施しました道路ストック点検によりまして2カ所、瀬来団地北側の傾斜地1カ所、これにつきましては、今年度工事の対応予定でございます。また、河川につきましては、大久保で、旧元の金谷ボデーさんのところの午王頭川の橋の河川が狭くなっておりますので、そこ等を今現在は認識しているところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） ただいま土石流危険渓流箇所は4カ所だということでありましたけれども、この4カ所というのは、その地域の人というのは、どの辺が危険箇所なんだということは承知をしているのでしょうか。また、そこのその徹底はどうなっているのかということをお尋ねをいたします。

議長（近藤 保君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 先ほど指定をされた4カ所につきましては、さきに地元説明会等を開いて、砂防堰堤等の工事实施の前に地元説明会をしております。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、その地元の方は危険と思われる箇所は、その地域の方は大方の人が知っている、理解しているというふうに理解してよろしいんですね。

今回の質問というのは、今まで想定していた雨量を超す量がどこでも発生をしている。どこでも観測史上初めてと、こんなに降ったことはないというものがあります。時間雨量800ミリを超すなんていう事例もありました。仮にそんなにいかななくても、その半分、

1日の雨量が800ミリを超す、仮にそこまでいなくても、その3分の1でも、その半分でも降った場合にはどうなるかということも、当然想定をしなければならない時期にきているんだというふうに思います。

そういうふうに考えますと、これまでの考え方を一掃しないと、その地域の人たちの生命・財産を守ることはできない。現在は、これは大島の例でもそうでした、広島もそうでした。そのことは想定をしていなかったと、想定外だったということでもあります。しかし、これからはその想定外というものが、想定外でしたということでは済まされない時期に入ってきているということは、皆さん共通認識のお考えだというふうに思っております。そうであれば、備えあれば憂いなしということがありますから、では、そのために今何をしておくべきかということが問われている問題だというふうに思っております。

先ほど農業用貯水池の例もありました。いっぱいになれば水を流すということになっているんでしょうけれども、私たちの想像を超える雨量、雨というものは雲が山にぶつかって、そこで降らすということが多いというように言われております。そうしますと、まさにそういうところに農業用のため池があるわけですから、そういうところに多量の雨が降ってくる。今いっぱいのところをそれを超す雨が降るわけですから、もうその時点でそれも満杯ですよ。そこに物すごい量が降ってくるわけですから。そうすると、やはりもう心配というものは尽きないほどあると思うんですよ。

でも、そういうものに対する、先ほど課長が答えたものでは、私は果たしてこれで十分なんだろうかという疑問が出てきます。そういうときに、先ほど言いましたけれども、800ミリなんて、これは仮に1日で400ミリの雨が降ったというようなことになると、今までの考え方を変えなければならないし、もしもそのぐらいの雨が降った場合には、今想定されている、先ほど言いました全国では4つに分けているそうです。土砂災害危険箇所の中で、県でも土石流危険渓流等というのと、地すべり危険箇所というのと、急傾斜地崩壊危険箇所、そして土砂災害危険箇所というこの4つの分類の仕方をしているんですよ。

先ほど課長が答えて、今町が想定をしているという、その4カ所、この4カ所というのは時間雨量をどのくらいで、また1日の雨を、雨量をどのくらいで想定したときにこの4カ所と言える数字になるのか。その辺が見えてきませんが、その辺をどのように考えているのか。また、先ほど私言いましたように、過去にあった例の最大で800ミリ、時間雨量、1日の雨量がというようなこともあります。そういうふうに見たときに、その半分の雨量が仮にあったときに、当然今までの見方とは考え方も変わってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についての見解をお願いします。

議 長（近藤 保君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） まず、土砂災害危険箇所でございますが、4種類ではなくて、いわゆる土砂災害危険箇所につきましては、区分としまして土石流危険渓流等が1つです。地すべり等危険箇所は1つです。急傾斜地崩壊危険箇所等がということで、その3カ所の総計を土砂災害危険箇所としてくくっております。土砂災害危険箇所というのはその総計になります。

それと、吉岡町にある4カ所でございますけれども、これは平成22年度に県が指定を、先ほど言いましたように、地元説明会等を開いて、その後平成22年度に指定をしたところでございます。それにつきましては、通常の小河川につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、時間雨量50ミリというのをある程度想定した河川整備を行っているということで、これが今後国土交通大臣がテレビ番組で言いました。それではもう足りない、75ミリに耐えられるような整備を今後していかなくちゃならない。ただし、それには財政的な負担が伴うので、優先順位をはっきり定めて、今後整備をしていきたいというようなこともおっしゃっております。

それで、町につきましては、その指定をされたときの時間雨量に耐えられるというのは、申しわけないですけれども、町では承知しておりません。ただし、県のほうがしている指定の基準というのが、恐らくその50ミリというのでしているんであろうと推定はできますけれども、申しわけございませんが、町では指定に対する雨量の量は承知しておりません。済みません。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） だと思えます。なものですから、時間雨量50ミリ、しかし、最近の例では、時間雨量が280ミリあったり、121ミリというような例が実際にあるわけですよ。しかし、町が想定しているのはその50ミリを超す、50ミリというときに、この辺が危険箇所ですというふうになりますけれども、実態から判断していくと、それだけ多くの雨が降った場合は想定していませんけれども、実際に降ることもあると。これまでの経験からして、全国的にそういう傾向になっている。そうであれば、仮に吉岡町でも時間雨量想定していたその倍の雨が降っていたと、降るということがあったというふうになれば、全く今までの想定とはがらりと変わった被害状況になると思うんですよ。

でも、住民に対しては、町は時間雨量50ミリで計算した場合はここまでは危険ですと。じゃなくて、起こり得ることを予測して50ミリが100ミリになったらどうなるだろうということを想定をして、これから町が対応しなければならぬ、いわゆる土木設計というのは70ミリだったり、75ミリ計算をするかもしれませんけれども、すぐそれはできないと思います。しかし、避難というのは、そういう想定のもとで避難をすることが可能

ですよね。

私、だから最初の質問で言いましたけれども、吉岡町の地域防災計画というのは大変よくできているというふうに思います。しかし、それは今課長のほうから申されましたように、時間雨量50ミリというものを考えたときはこのくらいでしょうと。しかし、実例としてもうその3倍、4倍の雨が降っている、降ったという経験もこれも明らかですよね。ですから、私は仮にそういうことがあったときにはどうするかという、これ避難対策になると思うんですけども、そういうこともそろそろ考えて、工事はおくれたとしても、避難をする計画というものを考えなければならぬ時期にきているというふうに思いますけれども、その点については町民生活課長ですか、どうするのかご回答をお願いします。

議長（近藤 保君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 土砂災害につきましては、今のところ、先ほど産業建設課長のほうからいろいろ話があったんですけども、避難体制等につきまして、今現在吉岡の危険箇所の中に人家がある地域というのが、上野原南部の西部地区、西部の県道でしょうか、あそこの地区に数軒ございます。その地区につきましては、県と一緒に進める図上訓練を予定しております。地元のほうには図上訓練をしたいということで申し入れはしております。

あとは、これは群大の防災の先生方を呼んで、地元の人たちと一緒にこういうことがあったらここに逃げるんですよ、またこの地区は雨が降るとこういう被害が起きますよということを、実質図上で訓練をし、逃げる方法、また防災の地図をつくりたいということで、申し入れはしております。それで、まだその日が来月になるんですけども、その結果はまだ来てないんですけども、そのような予定をしております。

それにつきまして、内容につきましてなんですけれども、先ほど議員さんがおっしゃられましたような75ミリ、また、実際に起こっている大雨に対してのそういう想定をして図面をつくりたいというような計画はございます。以上です。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） どの災害があっても、基本的には本人がその危険性を察知して早く逃げるとか、そういうことをすることが第一義的なものかもしれませんが、広島の場合でも行政の対応がおくれたと。土石流が発生した後に避難指示があったというようなことがありました。そういう中で、どうしても行政の果たす責任、役割というのが今大きく問われております。早目の避難もあるでしょうけれども、そういうときには想定そのものが、今まで想定していた量よりもその何倍もの雨が降る、そうすると、当然災害というのは発

生しますよね。そういうときにどういうふうにするかというので、私はもうちょっと急いで対応すべきじゃないかというふうに思っております。

先ほど農業用貯水池の例も出しましたけれども、この農業用の貯水池なんていうのは、課長どうなんでしょうね。仮にあそここのところに1日の雨量が800ミリを超すようなところありますから、仮に400ミリというような雨が降ったときに、川の氾濫なんていう私たちの想像を絶するものになるような気がするんですよ。

だから、そういうことを考えた上での避難なんかも必要になってくるんだというふうに思うんですけども、想定内の範囲だったらだれもできるんですけども、想定を超す、そういうときに今のままでそういう農業用貯水池というのはいいのだろうか、それとも雨が予想されるということであれば、早目にあけておいて、利用するためじゃなくて、それがあるときには貯水池だけじゃなくて、危険防止の作用もするんだと思うんですよ。そういうことというのは、農業用貯水池ですから、防災ダムじゃありませんから、そういう考えはないんでしょうか。

しかし、一つ間違えると貯水池があふれたり、決壊というのはなかなか想定はされにくいんでしょうけれども、万が一でもそういうことも考えられますよね。当然そういうことも考えておかなければならないんだと思いますけれども、今の農業用貯水池の位置づけというものはどうなっているのか、そしてまた、そういうことが発生したときの対応というものはどのように考えているのかについてもお尋ねをするものであります。

**議長（近藤 保君）** 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

**産業建設課長（富岡輝明君）** それでは、ため池等の農業用貯水池の管理体制でございますけれども、当然過去にもこの質問等があったと承知をしております。洪水等のおそれがあるときにつきましては、ため池等につきましては取水口をまず閉じます。異常気象で増水が予想される場合には、数日前より少しずつ排水を行って水位を調整をさせていただく。時々堰堤等の亀裂等の有無の点検をしながら、水漏れ等のチェックもし、また余水吐き等が機能を發揮するように除草等も行っておるということで、緊急、安全管理上必要があると認められた場合には、そのような作業を行い、二次災害防止のために緊急放流を行い水位を下げる処置を行うことによりまして、安全性の確保を行うというような形もっております。

いずれにしましても、継続的にこのような日ごろより通常の点検等も行いながら、なおかつ災害が発生すると予想される場合には、そのようなチェックをしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**議長（近藤 保君）** 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) 先ほど町民生活課長のほうから、説明がありましたけれども、私もう少し住民に対する周知徹底といいますか、これまでいろんな訓練をしているようですけれども、割に周知しているようだけれども、それがどこまで多くの町民の中に浸透しているかということが一番のポイントになるのではないかというふうに思っております。

今までの災害の例というものを承知はしているんだけど、まさか家のところまでは大丈夫じゃないかというふうに思ったということで、災害クラスの津波におきまして、豪雨災害にしても全く同じであります。というものは、それは認識の甘さというんですかね、それを個人のせいだけにしていいいものではなくて、これはやはり行政と個人とが、やっぱりそのことをお互いに共有し合っって初めて早期の避難とか、そういうものが完成をするものだというふうに思っております。

いろんな群大とか、そういうところをお願いをしてどうするかということも検討しているようでありますけれども、今がその台風シーズンなんですよね。これからなんですよね。大きな災害がありました大島のあの災害も、あれは10月です。10月16日です。これから台風シーズン到来という時期でありますから、最近の台風というのは雨台風と言われる大量な雨が降って、そして大きな被害をもたらすというふうになっております。

このことというのは、早急に対策を講じて、やはり町民にどのような啓蒙活動を行っていか急がれる問題だというふうに思いますけれども、今言っって今すぐできるというものではありませんけれども、台風シーズンが到来するということを踏まえて、そしてこれまでになかった記録的な、こんな雨降ったことは初めてだということが全国各地であります。そういうこと等を踏まえた中での今後、対応についてお尋ねします。

議長(近藤 保君) 大井町民生活課長。

[町民生活課長 大井 力君発言]

町民生活課長(大井 力君) まず最初なんですけれども、質問状にあるように、町民にどのようなことをしているかということなんですけれども、地域防災計画でしょうか、それがつくられたのがことしの3月、その3月のときに各毎戸に、吉岡町防災ガイドという冊子、折り込みの冊子なんですけれども、それを配らせていただいております。その中につきましては、土石流の危険箇所、また大雨による浸水想定区域、各避難所施設、緊急時のテレフォンガイド等が記載されてあります。広げるとA2判ぐらいの吉岡町の地図に色分けをしてあるものを各戸に配布しております。これが難しいハザードマップよりは見てすぐわかるような漫画チックなものなんですけれども、そういうもので広報、周知をしてあります。

また、先ほどの図上訓練につきましては、上野原を初めとして、これから先、各地区自主防災組織などに役立てていただきたいように、各地区に啓発していきたいという考えであります。以上、よろしくお願ひします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私はこのハザードマップが地域に配られて、私もよく承知はしています。しかし、このことが配られているんだけど、どのように周知がされているかということがやっぱり一番の肝になると思うんですね。ぜひとも私も今質問したから全てが解決するものではないというふうに思っていますけれども、先ほど言いましたように、このことというのは、町が想定したのはその時間雨量50ミリですと。これももう見直しにきているということも確かですから、これはこういうふうになりましたけれども、これが全てじゃありませんと、これがこの倍の雨になったらまたこういうふうになりますというふうなことも当然つけ加える時期にきているというふうに思います。そのことも考慮した中で住民への周知徹底をぜひとも図っていただきまして、そういう豪雨災害等におきましては犠牲者を出さないための手だてを十分に尽くしていただきたいということを、この件については要望いたしまして、2問目の質問に移ります。

2問目でありますけれども、国保税の引き下げについてであります。

吉岡町は県内でも国保税が高く、支払い能力の限界を超えていると思われる。国保の広域化が進む中での対応も考えなければなりません。国保税の引き下げをとということで出させていただきます。

皆さんご承知のように、国民健康保険は、自営業者など、社会保険、共済保険などに入っていない人たちが入る制度です。現在会社で社会保険に入っている人たちも定年になれば入る制度であります。最終的には、死なない限り全ての人たちが入る制度です。このように見ますと、低所得者の人が圧倒的に多く加入をしております。

かかった医療費に対して保険料が計算されますので、負担能力を超える税となっております。国保税が高いのは、何といたっても国庫負担率の減額だということは明らかでありますけれども、この高い国保税会計に対しては、町長も担当課も苦慮していることは承知しております。この負担を軽減すべく一般会計からの繰り入れを強く求めるものであります。

また、国保の広域化が予定されているようですが、メリット、デメリットもあると思います。それぞれの自治体独自の施策ができなくなることは大きなデメリットでありますけれども、自治体の施策ができないことは、中央集権になり自治の力をそぐことになるのではということで私は反対であります。

そしてまた、吉岡町の国保税は、県下でどのぐらいの位置にあるのか。また、過去5年間の順位、金額を示していただきたい。一般会計からの繰り入れ状況、これは県下ですね、先ほど言いましたけれども、繰り入れ状況についても示していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 国保税の引き下げということで、山畑議員の答弁と重なりますが、ご了承くださいたいと思います。

国保税の見直しは、国保運営の状況を検証しながら見直しをすることが望ましいことだと思っておりますが、見きわめるのは難しいものがあります。苦渋の選択で平成22年度国保税を引き上げさせていただきました。

今後もふえ続ける医療費や町民一人一人が自分の健康維持をどのように考えていただけるか、その施策の一つとして答弁しているとおおり、平成23年度に第5次総合計画の健康維持活動の推進を掲げた「よしおか健康ナンバーワン」をシンボルプロジェクトに盛り込ませたと考えております。

先ほどから申し上げているとおおり、おかげさまで各地域に浸透し、活発に活動を実施していただいております。年々上がっていた医療費にも変化があらわれてきたということがございます。私は、平成23年度から始まった「よしおか健康ナンバーワン」プロジェクトが、ここにきてわずかながらの成果が出ているのではないかと考えております。

国保の状況や今後の運営等をよく精査し、前向きに検討したいと思っております。また、一般会計からの繰り入れについては、今までどおり運営状況に応じ対応したいと思っております。

なお、国保税の順位等は、健康福祉課長をして答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

初めに、平成21年度以降の国保税の順位等についてお答えをさせていただきます。

これは例となりますが、50代の2人世帯、所得が150万円、固定資産税が5万円、そういった想定の中で算出した場合の県内市町村別の高額順位としましては、平成21年度が22位、税改定しました平成22年度以降、今年度まで5位となっております。

次に、税額でありますけれども、平成21年度が26万1,400円、平成22年度以降は30万4,700円ということがございます。

続いて、その他一般会計繰入金につきましては、福祉ペナルティーを、その部分を除いて算出させた場合、平成20年度に1億7,848万円、これを繰り入れいたしました。それ以降の年度につきましては、繰り入れはございません。以上でございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) 国保税の平成24年度の調定額で見ますと、1人当たりの国保税というのは、吉岡町というのは、群馬県下の中で、町村の中では順位は2番目です。一番高いのが榛東村です。榛東村が10万9,324円、これ群馬県の町村の中では1人当たりの国保税はこうなっております。

そして、世帯で見ますと、1位は昭和村になりますけれども、世帯では21万7,532円ということで、昭和村1位になっております。吉岡町は5位ですけれども、世帯で19万8,391円。榛東村では21万7,345円で2位ということでありまして。いずれにしても、高いところにあることは間違いありません。そしてまた、町村によりまして村部にいきますと、世帯の人数というのがちょっとふえてくるんですね。町村の中でも山間地になってきますとそうなります。ちょっとその都市化しているところというのは、世帯が小さくなっております。なものですから、高くなるんだというふうに思いますけれども、町民1人ということで計算をしますと、やはり吉岡町は10万3,604円ということでありまして。

これ県の資料ですから、間違いのない数字ですけれども、このように高いことは高いんです。その高い要因は何かというと、町が悪いとか、そういう問題じゃなくて、ある部分では私は高いということは、それだけ近くに病院があって、すぐ病院に行けるということでは病気の早期発見、早期治療という意味では役立っていると思います。ちょっとぐあいが悪いんだけど、近くに病院がないから行けないということで、また病気を悪化させて、後になって医療費が高額になるということもまた困ったものですが、いずれにしても、問題なのは町民の負担が多いということなんであります。

私先ほど一般会計からの繰り入れをと言いましたけれども、これまでに確かに1億7,000万円入れたという経過がございますけれども、これもその平成24年度でありますけれども、1人なんですけれども、群馬県の町村部では片品村が3万7,543円、千代田町が2万1,078円、安中市が1万5,813円、東吾妻町が1万3,513円、館林市が9,638円、渋川市でも1人8,977円の一般会計からの繰り入れをしております。これはいわゆるその真水分と言われるものですよね、法定外繰り入れの部分ですよ。そういう努力をしておりますので、私はぜひともこの国保会計というのは、多くの人たちが仕事をやめたりすれば国保には入る制度でありますから、一定の部分の繰り入れはぜひとも行っていただきたいということをお願いしておきます。

そしてまた、国保税の引き下げなんですけれども、確か先ほど山畑議員からも同じ質問がありましたけれども、国保の広域化、あと3年後には広域化になるのではないかとこのように思われております。いわゆる今の介護保険と同じような制度になるわけでありまして

けれども、そうなる前にそれをそっちに持っていくというようなことはないと思うんですけれども、そうなる前に、そして今回の会計でも1億円を超す基金もあります。何かのときには困るというような話ですけれども、この基金も、先ほど町長のほうから22年の値上げのときから少しずつ、少しずつふえてきたわけですから。ふえてきているということは、皆さんはそのほうが楽かもしれませんけれども、税金を納めるほうとしたらこれたまったものじゃないですよ。

私はこれ取り過ぎているのではないかというふうに見るわけですよ。であれば、やっぱりそれは減らして、いわゆる納税者に税額を下げていくということが大事なんではないかというふうに思っております。自分たちの納めた税金が自分たちに使われるということは基本だというふうに思うんですよね。ぜひそのことも町長、考えていただきたいというふうに思うんですけれども、先ほど基金がふえていったということもお伺いしています。その値上げをした当時というのは、インフルエンザか何かはやって、確かに医療費がぐんと上がった年でありました。それから、そのことも、急激なそういうこともなくて、落ち着いているわけですよ。

だから、結果的に足りなかったものを15%の値上げをしたら、現在には基金が1億円を超す基金がたまったということでもありますから、ぜひこのことは考えていただきまして、医療費も人口がふえるのと同じように安定をしているわけでもあります。ですから、ぜひともそこを考えていただきたい。値下げを検討していただきたいというふうに思いますけれども、再度町長いかがでしょうか。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 先ほどから申し上げているとおり、国保税の運営状況をよく見ながら精査したいというふうには思っております。一般会計から1億は、いわゆる国保税が赤字になった場合には1億円は使っても結構ですよということで、1億円出しているというような私は考えでおります。そういったことで、いわゆる毎年1億円出しておったんですけれども、ここ四、五年は1億円を使ってないというような中においては、いわゆるこれは国保税を払っていただく人に幾らか還元しなくてはならないなというふうには私も思っております。

そういったことで、山畑議員にも答弁したとおり、いろんな面で精査しながら、もちろんこの国保運営委員会という委員会もございます。そういうところと色々な面で相談をしながら、いろんなことでできるというようなことであるならば、前向きに検討したいというふうには思っております。

議 長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) それでは、ぜひともそのことをお願いしまして、最後の質問に移ります。

ちょっと時間も押してきましたけれども、平和の問題についてお尋ねをするものであります。

政府は、集団的自衛権の行使容認に踏み切り、多くの国民が戦争をできる国になったことへの不安を感じております。戦争に記憶がある町長としての考えをお尋ねをするものですということで出しておきました。

これまで歴代政府は、集団的自衛権に対しまして、国際法上も有しているが、これを行使して我が国が攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法9条のもとで許容される実力行使の範囲を超えるもので許されないとしてきました。歴代内閣はこれを守ってきましたが、安倍政権は、これまでの解釈を勝手に変更し、集団的自衛権の行使ができるとしています。

自衛隊が発足から60年がたちますけれども、日本はこれまで国内外で一度も人を殺したり、殺されたりしていません。しかし、集団的自衛権の行使となれば、同盟国が仕掛けた戦争でも、攻撃を受ければ自国が攻撃を受けたものとみなす、これが集団的自衛権です。自衛隊員も、これから本当にどうなるんだろうかとの心配をしている人、家族もたくさんいると聞き及んでおります。そんなことになったら大変です。

町長も幼いころ戦争があり、家族、親戚、近所でも痛ましいことがあったことを記憶しているのではないかというふうに思っております。戦後も終わったらハッピーというものではなく、傷跡は深くその体験をし、見てきた一人として今の現状を踏まえ、どのような感想をお持ちかをお尋ねをするものであります。

議長(近藤 保君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 答弁させていただきます。

集団的自衛権の行使容認は、政府の見解なので、今後の動向を注視しろということでございます。

私は、昭和15年9月生まれということで、戦争が終わるときには約6歳ぐらいになっていたのかなということで、幾分なりとも戦争の恐ろしさを体験している年ではないのかなというふうには思っております。前橋の空襲、そしてまた、今イオンができました高崎市にあそこに堤ヶ岡工場、ああいったところも攻撃をされる場面も頭の中には残っております。そして、夜になりますと、銚子沖から艦砲射撃というようなことで、大砲が陸のほうに艦砲射撃をしている音が夜になってどーん、どーんと聞こえてくるというような恐ろしいことも体験はしております。

そういったことで、誰もが平和社会、戦争のない社会を望むのは当たり前だと思っております。そういったことで、私もこの集団的自衛権につきましては、もっと国民にわかりやすく、よく国のほうで説明をしていく必要があるのかなというようには思っております。

だがしかし、二度と戦争は起こしてはならないというようなことで私も思っております。そういったことが基本に考え、これからもそういったことを頭に入れながら物事に進んでいきたいというようには思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 戦争を体験した人たちが近隣の、本当に近くの親戚であったり、周りでもあったと思います。今町長が言いましたように二度と繰り返してはならないという意識では皆さん共通することだと思えます。そういう社会を全ての人が願っていることだというふうに思います。不穏なことが、動きがあれば早くその芽を摘むということが私は大事だというふうには思っております。

それでは、2点目でありますけれども、榛東村議会で、6月議会でオスプレイ受け入れ容認の決議を行いました。隣接町村に大きな影響を及ぼす事案に対して何の相談もなく行ったわけでありまして、私はこのことが、道義的にもやはり自分の村だけよければいいんだというんじゃなくて、周りに対する配慮が全くないというふうには思っております。これは高崎等もそうなんですけれども、そういう声も出ております。これらについて、まず町長の感想をお聞きしますけれども、いかがですか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） まず、榛東村地域の思いがあったことだと思っております。榛東村は榛東村ということで物事を考えたのではないかなと思っております。だがしかし、国からの何らかの要請もあったのではないかなというようには思っておりますが、受け入れを容認するという事は理解しがたいことではあります、我が吉岡町にとっても場周経路を持つ町でもあり、そしてまた、もちろん高崎市はもちろんのことです。何らかの話があってもいいではなかったかということですが、私もそのようには思っておりません。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 榛東村議会で受け入れ決議を行いました。その次の日でしたか、上毛新聞にも出ておりましたけれども、住民の中で生活を脅かすオスプレイの導入や訓練はずっと反対していた、相馬原駐屯地近くに住む榛東村の女性（56）は、語気を強める。これま

でも上空の騒音に悩み眠れないことがたびたびあったと。また、2月から3月に演習場などで行われた日米共同訓練には当初オスプレイの参加が見込まれたが、ただ、今後県内でオスプレイの訓練が行われる可能性もあり、女性はこれからどうなるのか本当に心配と不安を隠さない。あるいは同演習場は、榛東村のほか高崎市にもまたがる旧群馬町に住む30代の女性は、幼児を抱えているので、墜落はもちろん怖いし、上空に飛んでいるだけでも嫌だと話し、旧箕郷町の80代の男性は、地元の自治体が許すと、今後自由に群馬が使われてしまうのではないかと怒ったと。このように反対の意見がたくさん上げられておりました。

やはりこれは、私はこう見て住民合意というものがない中で行われたことで、これは本当にけしからんというふうに思っております。どこの市町村でもこれまで受け入れを容認、よかった、よかったなんて言っているところはどこにもありませんよね。これからさらに配備をされる、先日は綾瀬市ですか、自衛隊が来ると、厚木に来るというときにも市長も怒っておりました。それを容認して、喜んでいるかどうかは知りませんが、それを容認するというような自治体というのは本当に珍しいんですよ。

やはり住民の安全というものを考えたら、最低でも住民合意というものが私は必要になるのではないかとこのように思います。隣の町村の出来事とはいえ、本当に隣接する、これからも一緒に広域、あるいはさまざまなものやっつけていかなければならないお隣さんですから、何かそういう大きな社会を揺るがす問題についてはぜひとも協議をしてくれというように、これは議会がやったことですから、そちらに町長が言う立場にはございませんけれども、町長も村長も同じ考えだという、

議長（近藤 保君） 時間がきました。音声がか切れましたので。

以上をもちまして、小池春雄議員の一般質問が終わりました。

---

## 散 会

議長（近藤 保君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時46分散会



# 平成26年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

平成26年9月9日（火曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成26年9月9日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小渕莊作君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	南雲尚雄君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

## 開 議

午前9時30分開議

議長（近藤 保君） おはようございます。

本日は一般質問の2日目です。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第3号により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（近藤 保君） 日程第1、一般質問を行います。

1番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔1番 飯島 衛君登壇〕

1 番（飯島 衛君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

なお、きょうはちょっと特別なことで中断があるそうですが、元気いっぱいやりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、1番の町のキャラクター及びマイナンバー、原付自転車の設置をということで、この件に関しましては、私は昨年の3月、発表させていただいたわけでございます。そういった中で、ことし8月の17日の上毛新聞で、今度は「地域しあわせ風土総合ランキング」という幸福度を測定したのが掲載されたわけでございますが、群馬県はまたまたあろうことか、47都道府県で最下位という、そんなようなことが新聞に載っております。この昨年の3月のときも、私はその前年の12月でしたか、そのときの全国都道府県の今度は魅力度ランキングで群馬県が最下位だということを受けて、町のやはりその知名度アップのために、町のキャラクター、その当時はぬいぐるみとか、着ぐるみのキャラクター、また及び原付のマイナンバーの設置の導入を提案したわけでございますが、今回またもやこういった形で最下位という不名誉なことが全国ではないけれども、群馬県内で新聞で発表されたということでございます。今さまざまなこういうランキングというのがあるわけでございますが、なかなか群馬県は本当に上位に行かないのが現状ではないかと思えます。

この調査結果について、教育や施設などは充実しているが、高評価を得ているが、知名度や景観などの評価が低かったのが要因ではないかと分析しており、人生や日常生活に満足していると実感している人が多くないことがわかったとも載っております。

今、吉岡町は町長がおっしゃるように、本当に昨日の山畑議員の質問に答弁で答えておりましたが、人口増加率の中で、15の中のその中に吉岡が入っているということをお聞

きしておりますが、そういった中で、吉岡町は今人口増加率ナンバーワン、県下でもナンバーワンのこの町を何かアピールすべきではないかと、そのように思うわけでございます。

ことし6月には、富岡製糸場と絹産業遺産群の世界文化遺産登録というのが決定されました。また、来年には、群馬県の初県令の楢取素彦が重要キャストとなるNHK大河ドラマ「花燃ゆ」が放送されると、放映されるということに決定しております。また、以前には「八重の桜」ということで、新島 襄の奥さんのことがNHKの大河ドラマで取り上げたり、さまざましております。

また、群馬県のご当地キャラ、ゆるキャラ、マスコットキャラクター等をちょっと調べましたら、みんなそれぞれいろいろやっているわけなんですね。前橋市がぐんまちゃん、ころとん、タンク君、ヒュルルン、高崎市がフルーツ忍者ハルナ梨乃助、タカポン、たか丸、タカウサギ、太田市がおおたん、富岡市がお富さん、桐生市がキノピー、沼田市、ぬまたんち、館林市がぼんちゃん、渋川市がいしだんくん、アルティ、スカイクン、玉村町がたまたん、千代田町がみどりちゃん、そして北群馬ということで、北群馬郡といえますと、調べますと、何か吉岡町のスイミングスクールの名前のないちょっとキャラクターが載っているくらいで、本当によその市町村、幾つか持っておるわけでございます。

私は思うんですね。やはり本当に吉岡、人口ナンバーワン、本当に若い人たちがどんどんどんどん流入している、そういった中でやはり吉岡の本当に知名度アップというか、そういった吉岡の名をもっともっと知らしめる、そういった方策も必要ではないかと思うわけでございます。

この11月からは前橋ナンバーがいよいよ導入されるということでございます。それにちなんでではございませんが、ぜひ町のご当地キャラクター、今子供たちが大樹町との交流2年目になっております。そういった中に、うちの町はこういうキャラがあるんだよというような、そんな報告もできればいいなと思うわけでございます。

その辺、以前にも町長がおっしゃってございました、これは昨年の3月のときの答弁なのですが、まずイベントを開催することが第一だと。そのようにおっしゃってございました。町のキャラクター（着ぐるみではない）やマイナンバー決定を町を挙げて、町民参加型のイベントにして町を盛り上げる、元気な吉岡をアピールする、満足する町にする、そういったことも大事ではないかと思えます。とりあえず私も町長とともにもう3年過ぎたわけでございますが、どうもこういった吉岡は何かやったかという、何かやっていないような気がするわけでございます。その辺をお考えいただきまして、町長のご答弁をお伺いたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

きょうは2日目の一般質問ということで、先日も申し上げたとおり、精いっぱい答弁をさせていただきます。

まず、最初に飯島議員の町のキャラクター及びマイナンバー原付自転車の設置を、幸せ度全国最下位の群馬の汚名の返上に町にもアクションを起こしてはどうかということで、答弁させていただきます。

この件につきましては、昨年3月、飯島議員が申されたとおり、一般質問をしていただきました。そのころと比べますと、何ら変わることはないと思っておりますが、答弁させていただきます。

キャラクターは物産やイベントなどのPRの手段として全国で活用をされております。最近では、キャラクターの乱立による公費の無駄遣いなども問題化しているというような話もちらほら出ております。

町にはキャラクターはありませんが、県内市町村のPRのために群馬県が考案してくれた「雲に乗って風車に風を送るご当地のぐんまちゃん」があります。

先日、北海道の大樹町に行ってみましたら、我が群馬県のキャラクターのぐんまちゃんが道の駅で売っておりました。そういったことで、ぐんまちゃんのいわゆる宣伝を吉岡町はしているのかなというようにも思っております。

先ほどから申し上げたとおり、町は物産やイベントなどの充実を図ることが優先とも考えております。そのPRの手段には全国で人気のある、ご当地ぐんまちゃんを活用していきたいとも考えております。

将来、町のオリジナルのキャラクターが必要となれば検討したいとも思っております。

また、原付自転車、またマイナンバーにつきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作発言〕

財務課長（小淵莊作君） マイナンバー、いわゆるご当地ナンバーでございますけれども、これは原付のバイクのナンバーでございますけれども、今現在把握しているのが、全国で264自治体でございます。群馬県内ではみどり市、富岡市、太田市、前橋市、伊勢崎市の5市と、玉村町、甘楽町、大泉町の3町の8自治体が導入をしております。図柄については、自然、文化、歴史、産業、キャラクターなどを使っているようであります。

吉岡町で現在使用しているものは、500枚注文しますと1枚125円で購入できるわけですが、同じ規格のもので、観光地、特産物、キャラクターなどをプリントした場合は、500枚注文しますと1枚当たり300円になると。また、ナンバーの形状等を変える場合については、金型代として100万円ほどかかるということでございます。

ちなみに8月1日現在の原付自転車の登録台数は813台ございます。軽自動車の総台数は1万31台でありますので、町に登録されている軽自動車の8.1%が原付自転車となります。ご当地ナンバーの導入に当たっては、地域振興、また観光振興等、そういった面も加味して検討していく必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1番（飯島 衛君） 私は、この設置して、こういうのをキャラクターとかをつくったり、マイナンバーをつくることは、これが最優先じゃないんですよね。結局先ほどのこの地域しあわせ風土総合ランキングで、この日常生活に満足しているという、実感している人が多くないと、要するに少ないと。要するに、多分この統計の中で各市町村というか、全国で1万5,000人のアンケートをとっているわけでございますが、県で300とかなんとかと言っていましたけれども、要するに全国で1万5,000人ぐらいの人が、このアンケートをしている中で、吉岡町の人も入っているか、それはちょっと定かではございませんが、要するにこの一事が万事、こういったサービスみたいなことをやっていくことによって、またそれを踏み台として、手がかりとして、きっかけとして、町民が本当に新しくよそから入ってきた若い人たちが、ああ、吉岡町、ああ、いろいろやっているんだなど、そのほかにも波及することが大事だと思うんですよね。

このキャラクターとか、このナンバーだけじゃなくて、昨日も山畑議員さんの答弁で、町長は誓っていましたが、本当に細かな政策をしていきたいということによっておりました。ただ、具体的なことは何も言われていないということ、ちょっとお聞きしておるわけでございます。私なんか結構若い人たちから、町長が常に子育ては吉岡ナンバーワンだっというふうに大きく叫んでおるわけなのですが、意外と若い人たちはちょっと冷めた見方をしているということが、これが現実でございます。

そういったことで、吉岡の場合は人口がふえているということは、若い人たちが入ってきているわけなので、そういう人たちに本当に、何ていうのかな、手の届くような政策というか、子育ての政策というか、そういうのをやはり欲しているのではないかと、私はそういうふうに考えます。現実には本当に人口増の原因はよそから来る若い人たち。みんなこれから子育てをしようという人たちでございます。そういった人たちの意見というか、そういうものがないがしろにはいけないんじゃないかというふうに私は思うわけでございます。

その辺、その、ただこのさきのご当地ナンバーの場合なんかは、100万円足らずなんですよね。1枚鋳型をつくれれば、あとはできちゃうと。この辺は何かやってもいいんじゃないかと。そのかたくなに、別に必要がないから、ぐんまちゃんがあるからというふうに、

それがあからというのでやらないんじゃないなくて、公費の無駄だとか、そういうことを言わないで、ここはまず取っかかりとして、吉岡はとにかくあれですからね、本当に2040年でも人口増加率は吉岡だけですからね。こんなすごい群馬県の真ん中あたりに位置していて、その町が何のこういうアクションも起こさず、ただじっとして人口が自然流入をしてふえているのを見て、ただ喜んでいて、やはり人口がふえている間に、昨日もやはりちょっと何回も言って失礼ですけども、人口減少、これから向かっていくわけで、減っていくから対策するんじゃないなくて、今ふえているところをいかにまたもっと持続していくか、そういった方策というのは大事じゃないかと私は思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 子供を育てるなら吉岡町というようなことで、私は日ごろそういったことでやっております。ただいま議員の中で、子供を育てるのをないがしろにしているとかなんとかということとは言うてはならないことだと思っておりますし、また私はないがしろにして物事をやっているわけではございません。いわゆる今こそ人口が伸びているときに、昨日も言いましたように、そういった減ったときの施策をしなくてはならないというようなことは考えております。そういったことで、このゆるキャラがそれほどの子供を育てるのに必要かと言われれば、それほど必要ではないのかなと。違う方面でやることのあるのではないかと、私はそのように思っております。

このゆるキャラというのは、今全国でいろんなことで活発に動いているわけですが、群馬県もこのゆるキャラについてはことしこそ、いわゆる1位を目指すというようなことでやっているというのが現状ではないかと思いますが、いわゆる子育てするなら吉岡町というようなことであるならば、このゆるキャラよりか違うことでやっていくことが多くあるのではないかなと、私はそう思っております。ないがしろにするとか、今言われた、ただふえるだけで喜んでいてというようなことは私は思っておりません。着実にこの町で子供を育てていただく環境をつくっていくのが、我々の使命ではないのかなというように思っております。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

1番（飯島 衛君） ちょっとないがしろという言葉は語弊があったのを陳謝するものでございますが、要するに必要ではないという、町長、おっしゃいます。本当にそんなにかたくなに私は断る理由は別になんではないかなというように思うわけなんです。よそがこういうふうに、よその町でこうやったりなんかして、何でそうかたくなになるのかちよ

つとわからないのですが、とりあえず町長といたしましては、このキャラクター、こういうマイナンバーの導入はしないということで答弁をいただきました。

それでは、2番目の……。〔「ちょっとこれを聞いてから」の声あり〕じゃあ次に行きます。

議長（近藤 保君） 飯島議員、次に入る前に発言の申し出がありましたので、町長答弁をさせます。石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町の今言ったオリジナル、これをかたくなに拒んでいるというわけではございません。先ほども第1回の答弁で申し上げたとおり、将来、町のオリジナルキャラクターが必要とあれば検討したいというように思っているということでございます。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

1番（飯島 衛君） ぜひ必要になってもらって、ぜひ実現していただきたいと思います。（「とりあえず中断です」の声あり）

議長（近藤 保君） ここで飯島議員の一般質問の途中ですが、福祉パレード来庁のため休憩をとります。再開は福祉パレードの対応が終了次第、再開をしたいと思います。以上です。

午前 9時48分休憩

---

午前10時21分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番飯島議員、そのまま続けてください。飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

1番（飯島 衛君） それでは、2問目の不登校児童生徒に対する対策ということでお伺いいたします。

去る8月8日の上毛新聞に、13年度県内の小中学生の不登校の調査結果が載っており、中学生は1,435人で3年連続減少している。小学生は308人で横ばいとのことでした。また、文科省の発表によれば、2013年度の不登校の小中学生は計11万9,617人に上り、前年度より約7,000人増加、ふえたとありました。2008年度から5年連続で群馬県の場合は減少していた不登校の小中学生が、13年度に、済みません、これは全国ですね。2008年度から5年連続で減少していた不登校の小中学生が、13年度に増加に転じたことが判明したとのこと。そして、これから不登校になる可能性がある予備軍の子供もふえているそうでございます。今、学校現場ではさまざまな本当に不登校の対策を講じているかと思えます。我が吉岡町にあってもさまざまな対策を講じておられ

ることでしょう。本当に今の子供たちに何が起きているか、私たちもつかみ切れないのが実際でございますが、今そういう吉岡町にあって、どのような対策、現状はまずどうかをお伺いいたします。

また、ちなみに私の体験でございますが、私の子供が中学校1年のとき、ちょっと休みましたら担任がすぐ自宅まで飛んできて、学校行きましようなんていう形でかなり強引に来たのを、お話ししたのをちょっと聞いておるわけでございますが、今の現状はどうなっているか、まずお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 2番目の「不登校児童生徒に対する対策は」ということで答弁させていただきます。

文部科学省の学校基本調査によると、不登校の児童生徒は2008年度から2012年度まで5年連続で減少していましたが、2013年度は前年度より6,928人増加。全国で先ほど議員が申し上げたとおり、11万9,617人で、全児童に占める割合である不登校比率は1.17%とのことであります。吉岡町においても不登校で悩んでいる児童生徒がおりますが、町では役場の南のコミュニティーセンター内に「ふれあい教室」を設置しております。学校に行きたくても何らかの要因で行けなくなってしまっている児童生徒を受け入れ、1日も早く学校に戻るよう援助をしております。

課題については、詳細につきましては教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 不登校で悩んでいる子供たちは、学校へ行きたくても行くことができないという複雑な心理的・情緒的要因を抱えております。親や先生方の説得によって、あしたは行く、行けると思ったとしても、当日になるとどうしても行けなくなってしまうという、本人はもちろん親にとってもどうしていいかわからない、本当につらく苦しい問題です。こうすれば解決できるという明快な答えが出ない問題でもあります。

先ほど町長からもありましたが、町では「学校へ行きたいけれども、どうしても学校へ行けない」という悩みを抱えた子供たちの心のよりどころとなる場所として「吉岡町ふれあい教室」を役場の南のコミュニティーセンター内に設置しております。不登校の状態にある児童生徒とその保護者が希望する場合には、学校長の承諾のもと、入室をいただいております。現在、数名が入室しております。

「ふれあい教室」では、子供の状況に応じて、人間関係づくり、集団適応能力の育成、さらに基礎学力の向上等の支援を行っております。そして、自信がついて元気になったら、

「ふれあい教室」に来ながらも徐々に学校になれていくように指導しております。以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） 今、吉岡町ではふれあい教室でコミュニティーセンターのほうで数人というところでございますが、その予備軍と申しますか、これからちょっと危ないなというような子供さんなんかは掌握はしていないとは思いますが、課題とか対策ということは、今のことでよろしいのですか。それとも、新たな課題とか対策がもしあれば、おっしゃってください。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 新たな課題、あるいは新たな対策というものは今のところ特に考えていないのですが、このふれあい教室を今後ますます充実をしていければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） それで、そのフリースクール、（3）番目のフリースクールの開催ということでございますが、私は8月の7日に、広報の視察で宮城県の大和町というところを訪れたわけですが、たまたまそこで泊まったホテルの岩手新聞にフリースクールのことが書いてあったわけなんです。これは要するに不登校になっている子供たちを、その子供たちの居場所をつくろうと、振興局職員が中心となって平日の昼間に月2回開催している。教員OBらが運営を手伝い、登山やスポーツなどの体験もする、これまでの卒業生は130人に上ると。本当に不登校の人たちは、こういった形で誰かの支えがないと、またなかなか前へ進んでいけない、そういった実態があると思います。

この吉岡町のふれあい教室の内容的にはどんな活動をなさっているか。学習を主体にしているのか、補習的な学習でやっているのか、それとも何かこうアドバイスの的にやっていると、内容的なことがもしわかれば、お話を聞かせたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、事務局長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） まず、フリースクールの件なのですが、フリースクールにつき

ましては、一般的に個人経営、NPO法人やボランティア団体などが運営する民間の教育機関ということで、それぞれの方針や教育理念によって、不登校やひきこもりを初め、軽度の発達障害、身体障害、知的障害などの事情を抱える子供たちを受け入れております。ほとんどのフリースクールは学校教育法に定める学校の要件に該当せず、正規の認可は受けていません。かかる費用もまちまちです。学習指導要領等の規制の枠にとらわれず、既存の学校にはない自由で独創的な教育を行うことから、既存の学校に合わない子供にとって重要な選択肢ともなっております。

それから、適応指導教室でどのような指導というか、行っているかということなのですが、適応指導教室というか、ふれあい教室ですね。このふれあい教室につきましては、現在、学校の教員の方で定年退職をされた先生に学校協力指導員ということで、町の臨時職員ということでご協力をいただいております、現在熱心に親身な指導をいただいております。

先ほど申し上げましたけれども、子供の状況に応じて人間関係づくりとか、あるいは子供によっては学力の向上等の支援を行っております。中には、このふれあい教室に通っていて学校に戻れたという生徒もおりますし、またことしの春には、通っていた子供たちが全員進学できたというような成果というか、上げております。以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1番（飯島 衛君） 本当にこの今の子供たちは、本当に何か、ストレスか何か原因があるのでしょうかけれども、本当に多くの子供たちが学校へ行けなくなっちゃうということが実態でございます。3番目のいじめ対策ということで、今いじめのほうも関連しているのではないかと思います、本当に私も知っている人で、中学校3年ぐらいからもう中学校で全然学校へ行けなくて、でも本人の努力で通信の高校へ行って、それで大検の試験を受けて、大学へ行って、それで教員になっているという、そういった吉岡出身の女の子も知っていますけれども、やはり不登校になった子供たちのこの居場所、支え、そういうのがどうしても必要じゃないかと、見放されちゃうというのが物すごくやはりこういう子供たちは、本当に一番のいけないことで、いつまでもこう、何ていうのかな、居場所をつくらせてあげる、要するに応援しているんだよという、そういったことが本当に大事じゃないかと思っておりますので、吉岡町はまだ数人ということでございます。本当にこのまま無事に進学したり、また就職してくれたりしてくれるのが一番でございます。今社会の問題になっていますが、ひきこもりの問題もでございます。本当にさまざまな人がおるわけですが、町を挙げてそういうふうに取り組んでいただいていることは、本当にありがたいことで、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3番目のいじめ対策についてということでございます。いじめイコール不登校というような形で捉えられがちでございますが、とりあえず今不登校はいじめと密接な関係があるのが指摘されていると。特に最近、スマートフォンなどを使ったラインとかなんとかという、その情報通信機器などの普及によるいじめというのが、何かはやっているそうございまして、これは実に大人の目に届かない、実に嫌らしいような感じでいじめが何かはやっているということなのですが、その辺の吉岡町、私は6月の質問のときも、インターネットの依存のあれで、要するにインターネットの犯罪に巻き込まれないというような形で対策をとっているというふうに聞いておりますが、その辺の、このインターネットを使った、スマートフォンなどを使った、そういったいじめの情報みたいなものがもしあれば、お聞かせ願いたいと思うのですが、いかがですか。

議長 長(近藤 保君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 3番目の「現状は、今後の課題対策は」については、いじめは重大な人権侵害であり、決して許されないことだと思っております。各学校においては、小さなことも見逃さず、すぐに発見し適切に指導し、早期にいじめを防止することを心がけております。また、「問題が発生してから対応するという考え方」から、「問題が発生しない学校風土をつくる」という考え方に立ち、生命・人権を大切にす指導を行っております。

現在、各学校からはいじめの報告はありません。いじめ防止対策等の詳細につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長 長(近藤 保君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言]

教育委員会事務局長(大澤弘幸君) 先ほど町長からありましたが、現在のところ、各学校からいじめの報告はありません。

それから、先ほども町長の答弁であったのですが、各学校では常に子供の様子に目を配り、何か変わったことがあった場合には、特定の教員のみ判断ではなく複数の教員がかかわるということで、適正に判断するという体制で臨んでおります。

いじめの早期発見につきましては、まず各学校とも1カ月に1度、いじめや悩み事に関するアンケートを実施しております。アンケートでは、いじめの可能性の段階で把握できるように、悩み事についても書けるようにしております。さらに、中学校では生活記録ノートにその日の感想を生徒が記入し、担任がコメントを記入しております。悩み事やトラブルなどが書かれている場合には、すぐに本人や周囲の児童生徒から事情を聞き、必要に応じて保護者に連絡をするなどして早期解決に努めております。各学校ともいじめは絶対に許さないという姿勢で対応して、子供たちが明るい学校生活を送れるように取り組んでお

るところです。

それから、先ほどスマートフォンなどの情報通信機器によるネットいじめ、ラインいじめなどに対する対応ということでありましたが、この間の議会でも申し上げたのですが、各小学校では学校保健委員会、学校公開などの日に、保護者を交えて、情報通信機器やインターネットを安全・安心に使うための講話等を実施しておりまして、ネットいじめなどが起こらないよう指導しております。

また、中学校においても、技術科の授業、あるいは学活の時間に、情報通信機器やインターネットを安全に使うための授業を実施しております。以上です。

**議長（近藤 保君）** 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君）** 事務局長の答弁をお伺いしますと、本当に吉岡町はいじめもあんまりなくて、報告もないということで、いい環境で子供たちはすくすく勉強しているのかなというふうに思います。

これは9月の7日ですが、これは上毛新聞にちょうど出ていたんですね。榛東村と玉村というのは、これは中毛地区の、吉岡を含めて3町村なんですね。ちょうど9月7日、携帯利用を夜9時までということで、小中学生の犯罪防止ということで、インターネットや無料通信アプリのラインを使った犯罪やいじめから子供を守ろうと、榛東村と玉村町は小中学生に午後9時以降は、携帯電話やスマートフォンを使わせないようにする方針を決め、保護者に通知した、こんな記事が載ったわけですね。

そして、玉村町教員によると、同町では小学校6年で4割強、中学校3年で7割弱の児童生徒が個人用の携帯やスマートフォンを持っていると。ラインは、ラインというんですね、この一番今問題になっている、受信したメッセージを読んだ際に、既読というので、要するに読んだかどうかという、既にというあれですけども、既読という文字が相手に表示されたり、複数回のやりとりも多いことから、無視できずに長時間使ってしまう子供が多い。返事しないと、つき合いが悪いと仲間外れにされるケースもあるという。また、榛東村は、村の姿勢を示したことが重要として、玉村町は児童生徒がラインに使っていた時間を勉強や部活動に向けられるように、町を挙げて空気をつくるとしているというふうに、こういうふうに記事が載ったわけですが、この中毛地域、榛東、玉村、吉岡の中にあって、なぜ吉岡町がこれは入っていないのか、この辺のお話というのは、何か吉岡町には問い合わせ等あったのでしょうか。そういったのはいかがでしょうか。お伺いします。

**議長（近藤 保君）** 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

**教育委員会事務局長（大澤弘幸君）** 特に吉岡町にそういったことで実施しますというような、ある

いはそういう問い合わせとか、そういったものは特にいただいておりませんが、今後、青少年健全育成会、あるいは青少推の皆さんと協議して、よりよい方向に進めるように検討していきたいと考えております。以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） ぜひこの中に、県少子化対策青少年課は、地域ごとに約束を決めることで、子どもは夜遅くに返信しなくても後ろめたさを感じずに済むようになり、保護者も指導しやすくなるということで、他の市町村への広がり期待を込めるということで、こういったやはりいいことは、お隣さん、玉村さん、同じ中毛地域でございます。吉岡町も一応参考にさせていただいて、このようなことができればいいなというふうに思っております。これで、一応いじめの件は終わりにいたします。

続きまして「証明書などを発行する自動交付機の設置及びコンビニでの発行の考えは」ということでお伺いいたします。

私は、この証明書自動交付機というのを設置したのは、昨年ですか、宮城県の利府町というところへ広報がちょっとお邪魔したら、玄関先に総合案内所があって、自動交付機があったんですね。私は、それまで自動交付機なんて全然知らないで、コンビニの納付のあれはローソンなんかでありましたから知ってしまったけれども、そういうのがあるんだということで、今回改めて質問するわけでございます。

今吉岡町にあって、これからますます高齢化対策、子育て対策、災害対策など、事務量の増大が考えられております。現実問題としてどうなのか、やはり先日、太田市の記事が載っておりましたが、高齢者の総合的な支援窓口として、市役所内に置かれている市地域包括支援センターについて、来年度拠点となる施設を設け、担当職員を倍増させることを決め、地域ニーズに合ったきめ細かい介護予防事業などの支援を展開するとの記事がありました。吉岡町は18年度からずっと見ていますと、人口的には106人、109人ずっと推移しているわけでございますが、パスポートの発給等、事務はいろいろ町のほうに移管されてくるわけでございます。

そういった中であって、吉岡町の人員が今適切なのかどうか、その辺をお伺いするものでございます。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 「吉岡町の人数は適正か、政策実現に支障は来さないか」ということでございます。

現在、町民生活課町民サービス室では、窓口2名、外国人パスポート関係1名、戸籍係

1名、計4名の体制で証明発行、または住所・戸籍の届け出について対応しています。現在の人口が約2万466人に対して、窓口の体制として決して多いとは言えません。3月、4月の住所移動が多くあるときには、支障を感じることもあると聞いておりますが、今のところはこの人員で適正かと私は思っております。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

1番（飯島 衛君） 今のところということでございます。今のところは要するに間に合っているということでございますが、将来的には職員の負担が増大すれば人員をふやすという考えがあるということではよろしいですかね。

この交付機なんかは、当初より随分安くなってきているというような話を聞くわけなんですね。要するに、私も先日ちょっと久々に窓口に行って、書類を書こうとしたら、結構ああいうのはなれるものではないと思うのですが、結構書くところが迷ったりなんかして、書類を書くのも意外と難しいななんてつくづく思うわけでございます。できれば金額は安くなっているこういう時期に、導入の機会が来たんじゃないかということで、こういう交付機などを設置すると利便性というか、またはその交付することによって、その余ったというのは失礼な言い方ですが、それによって人員の配置転換、そんなようなことも考えられるんじゃないかというふうに私は思うわけでございます。

また、このコンビニ発行というのは、やられているところもあるのですが、そういった考えは吉岡町はいかがでしょう。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ただいまのコンビニ交付の関係ですけれども、初めにコンビニ発行の件ですが、全国1,740余りの市町村のうち、コンビニエンスストアで発行している市町村が全国で7月現在87市町村という資料がありました。それで、群馬県内におきましては、このコンビニでの発行は現在ありません。

それで、コンビニエンスストアにおける証明発行につきましては、住民基本台帳カードですか、が必要です。これは平成15年8月より有料で希望者に交付されたものですが、現在、吉岡町の交付枚数が215枚有効で、カードを持っている人がおられます。このカードにつきましては、当時、確定申告等に使うということで発行されましたが、現在215枚が有効。それで、コンビニの機械による発行につきましても、このカードが必要とい

うことになります。それで、この機械を入れるのに、概算ですけれども、機械等の設備にするのに1,900万円、保守及び運営負担金が年間200万円。それで、交付手数料として1枚123円かかります。現在はこの金額からいって費用対効果からしますと、導入は考えられないのではないかなという考えでおります。

それで、群馬県といたしましても、平成28年1月より利用開始ということで、国民総背番号制でしょうか、それによりコンビニの発行等を検討しているとも聞いております。

先ほど町長からの説明もありましたが、窓口業務として証明発行だけではございませんので、現在の体制が適正であると思っております。以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

1 番（飯島 衛君） 平成28年の1月より背番号制が導入された、それによってそういうのがだんだん時代とともに利用できてくるんじゃないかと。まだまだ時期尚早かなというのが実感かなと思います。

それでは、5番目の「町を挙げて読書で認知症予防の取り組みを」ということで、たまたまパソコンで調べておりましたら載っておったわけですが、今町では、いろんな吉岡の健康ナンバーワンプロジェクト、さまざまな取り組みをしておるわけですが。きょうもこの、こちらへ来る途中のところで、溝祭の道端でおばあちゃんんかがちよっと座ったものですから、どこへ行くのと言ったら、これからその保健センターで筋トレをやるんだなんて言っていて、本当にさまざまな取り組みをやっておるわけですが。

今、本当に日本は超高齢化社会、認知症高齢者、今300万人突破、2025年には470万人になるという、実に総認知症時代じゃないですけども、そういった危機感があるわけですが。そして、諸外国に比べると、日本の認知症対策は実におくれているというようなことがありました。

そして、その認知症対策の中で、この認知症の予防に対して、読書が新たな効果があるんじゃないかと、そんなような研究発表がアメリカのほうでなされたわけですが。結果、読書を習慣的に続けてきた人のほうが、例え認知症の症状を見せ始めたとしても、その進行が遅いことが判明していると。また、本を習慣的に読むことによって、脳内にシグナルを行き渡らせる指令塔を活発に保てるということだと。また、日本の高齢者は余り本を読まないようだ。2009年に行われた統計によると、1カ月に本を1冊も読まない人は、60歳以上のグループで半数以上と、高齢者が圧倒的に多かったと。そのようなことがあります。

また、読書は認知症を予防すると断言するのは、今の研究段階では難しいかもしれない

と断っておりまして、しかしやはり読書が脳内の環境を整え、認知症の予防に役立つことは明確になったと言える。若い世代の活字離れが叫ばれて久しいが、今本当に本を手にとるべきなのは、いつまでも元気でいたいと願うシルバー世代なのかもしれないというように形で結ばれておるわけでございます。

この前も、やはり最近、上毛新聞のあれはオピニオンというのですかね、読者の広場みたいなものがあるのですが、そこであるお年寄りのご婦人が健康マージャンを始めたら、何かえらい夢中になっちゃって元気になったと。要するに今、あらゆる認知症予防に対していろんな取り組みがあるわけなんです。パズルをやったり、体操をやったり、運動をやったり、ゲームをやったり、そういった中で、吉岡町で読書の、この認知症予防に読書を定着づけて、図書館のほうにも文字の大きい本もございまして。1つ、その認知症予防の対策として、この読書を取り入れるなんていうのは、本当にこれからも多少の対策になるのではないかと思います、その辺、見解をお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 現在、図書館では、先ほど飯島議員が言われたように、お年寄りが読みやすいような大きな活字の本を約460冊常備しております。南東側に大きな活字本コーナーを設けております。今後もふやしていく方針でもあります。また、CDやDVDについても、高齢者向けの演歌や時代劇や落語などをふやしていきたいとも考えております。

また、社会福祉協議会だより「いちょう」に、「高齢者のための図書館だより」コーナーも設けていただいております。

今後飯島議員さんが言われるように、認知症予防のために図書館を大いに利用していきたいと考えております。

健康ナンバーワンに取り入れたらという意見も言われました。この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

「よしおか健康ナンバーワン」プロジェクトは、ご存じのとおり、健康維持活動を目的といたしまして、各地域において活動していただいている事業でございます。この活動によりまして、閉じこもりから認知症予防ということで、そういったものにつながっていくかと思われまして。

また、各地域におきまして実施していただいておりますサロン事業、これにつきましても、読書の関係につきまして取り入れられたらということで、こちらのほうからお話をし

てみたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

1番（飯島 衛君） ぜひ、本当にこれから吉岡町も高齢者がふえて、ますますくると思います。1人も漏れなく、また認知症になっても軽く済むような形で、そういう政策をお願いするものでございます。

以上、時間がちょっと残っておりますが、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

休憩をとります。再開を、11時10分に再開します。

午前10時54分休憩

---

午前11時09分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（近藤 保君） 2番金谷重男議員を指名します。金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。

8月に発生した広島市の豪雨により土砂災害で被害に遭われた皆様に、まずお見舞い申し上げますとともに、この予期せぬ自然災害の問題から一般質問を始めたいと思います。

突発豪雨対策はということと、防災公園計画の再考はないかというような形で質問を入れたわけですが、地球温暖化の影響か、各地で記録的高温を記録したり、竜巻による被害、豪雨による河川の氾濫による水害、各地でこういったことが頻繁に起こっておりますが、地域防災の今重要性が叫ばれております。

前日も、小池議員のほうから細かく質問がありましたので、全部抜いていくと終わってしまうような感じになってしまいますが、改めて掘り下げて質問をしたいと思っております。

8月の20日、広島市で発生した豪雨ということで、きのうもありましたけれども、雨量計で午前3時までの1時間に92ミリ、19日11時から20日6時までに総雨量が243なんていうことで新聞に出ております。記録的豪雨による大被害で土砂災害が発生したと。これは何か人為的なそのあれもあるんじゃないかとかということでは言われておりますが、ただこれは想定外の雨が集中的に降る時代になったり、本当に竜巻が来て何十軒も飛ばされるということが起こっているわけです。そういうことを想定してということなのですが、きのうの小池議員の質問の中では、危険箇所を4カ所というふうに言われました。

私もインターネットで見たのですが、県の防災のほうに出ていますと、こういうのが出ているのですが、4カ所ほど黄色くなってあります。これちょっと、またホームページを開ける人はうちで見てもらいたいと思うのですが、この4カ所で、そのきのうの4カ所というのは、よろしいのかどうか、ここにインターネットに載っているこの沢、自害沢3カ所、それから滝ノ沢川がずっと流れて、その上野田公園の辺まで線が入っているのかなと、この辺でよろしいのでしょうか。まずお聞きしたいのですが。きのうちょっとダブっちゃったので、済みません。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） まず、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほどの4カ所は正しいのか、正しくないかは、担当課長より答弁させます。

昨日、小池議員の質問にお答えしましたが、本年につきましては、2月の大雪に始まり、8月の大雨等、異常気象等が続いております。吉岡町地域防災計画に掲載してある危険箇所につきましては、土石流、山崩れ及び急傾斜地区の災害区域として、滝ノ沢川、自害沢3カ所の計4カ所ということになっております。

また、防災計画資料としては、災害危険区域として、滝ノ沢川、駒寄川、八幡川等数カ所、また山地災害危険地区として数カ所の掲載があります。

詳細につきましては、町民生活課より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

先ほど町長より説明がありました土石流災害、河川の氾濫等……豪雨による災害につきましては、河川の氾濫、また土石流災害がございます。

土石流危険区域につきましては、町の西部であり、各沢の上流部につきましては、幾度か土石流、また山崩れ等が発生しております。その場所につきましては、都度、砂防堤の設置、また改良を重ねて、土砂災害が発生しないような努力をしております。これはきのう、また産業建設課長のほうから説明があったと思います。

また、危険箇所にあります人家についても、きのう小池議員のほうからありました。図上訓練等を実施しております。このような図上訓練を各河川氾濫危険箇所を含め、今後、各自治会に自主防災組織の設立をお願いし、実施していければと思っているところでございます。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 昨日の質問とかなり重複していますので、もう本当に端的に、この4カ所でいいんだなというふうなことが確認できました。

それで、私は、ここからは、突発的なそういう大災害ということですから、今まで、きのう小池議員の説明の中では、このくらいを想定しているという、その想定値というのがわかりましたから、その先の話ですので、要するに答えられない部分もあると思いますが、答えられる範囲で答えてもらえばいいと思うのですけれども、例えば私は駒寄小学校の北側の町民グラウンドで野球をやる機会が多いんですね。それで、夕方になって雨がどんどん降りますよね。雷で。そのときに目撃したのは、あの野球場とそのテニスコートの側溝がもうあふれんばかりに出るわけですよ、水がね。これがもう20分か30分続くということもあります。あるとき、試合に行きましたら、木がばたばた倒れているということもありました。これは台風の影響のときにかなり倒れました。

こういうのを目撃して、ちょうど駒寄の地区が、住宅がたくさんこうできましたよね。それで、傾斜を見ると、みんなグラウンドのほうにみんな流れていくんですよ。これは悪いことじゃない。要するに、もう本当にいいところにグラウンドがあるなど。中間的なその水をためておくとか、そういうところがあるのかなと思うのですが、その向こう側のJRの線路がありますよね。こここのところにその後、だあっと行くわけですよ。その水が、この間もちょっと雨の後行ってみましたら、この東側の、JRの東側の道のほう、そこを横切るように畑の中を水が流れているのが見えるんですよ。草が倒れているのを見ますとね。そうすると、あそこにたまっているやつが、あるいはそこに押し寄せたのが、JRのこう大きい石ですから、この下を通して向こう側にも行っちゃうんじゃないかと。要するに、東側の側溝を見ても、全然、要するに南側に抜けていく道だけですから、と東、北側に抜けていく、その側溝を見ますと、どうも向こう側に行っちゃうんじゃないかと。

それで、南雲議員がおととしかな、質問していた中で、その向こう側の土手のところが崩れたんですよ、ちょうどね。名前は言いませんけれども、そのときに担当課長はこう答えているのですけれども、民地だというふうに言っているんですね。民地なのでというような答えをしているんですよ。でも、時代がこう変わっているから、今から10年前と20年前と、こう違ってきますよね。うちがたくさんできて水がそこへ押し寄せるようになったということで、今度突発的なということになると、これは大変かなというふうに思ったんですね。これは私がそう思っただけですから、通告にもありませんので、なかなか答えづらいと思いますが、どうでしょうかね、JRのほうからその辺の何ていうのかな、お話とかそういうのはあったかどうかだけでも聞かせてもらいたいんですよ。JRのほうに流れてきていて、その水がどう対応できたかなというのがあったかどうかだけです。なければいいのですが、よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 回答できますか。できなければ結構です。富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 議員の今の質問ですけれども、JRのほうにどうしてもあそこの地域が水が行きます。それで、基本的には、ご質問のJRからの苦情はということですが、それは今のところございません。ただ、しかしそちらのほうにあの地区の水が、雨水が集水されて、一部あふれて町民グラウンドに流れ込んでいるというのは承知をしております。

今後の対応としましては、その西側のほうから随時、できればですけれども、河川のほうに水を切るような手段を講じていきたいというふうには考えております。

また、JR東側のところで、過去に民地の土手が崩れて危なかったというようなことがありました。それにつきましては、さきのときにも答弁をさせてもらったと、前の課長がしたと思うのですが、もう基本的には民地なので、自己管理だということがございます。ただ、しかし町としましては、その手前の道路ですけれども、そこで止水壁を打って、水を民地側に行かないようにとめたり、また舗装の打ちかえをして勾配を逆勾配にして民地のほうにあふれないように、そういう手段をしております。よろしく願います。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 本当に的確に町の担当部署が捉えているなというようなことで、本当にありがたいなと思っています。それで、富岡課長もよく野球をやっているの、あの辺をよく知っているのかなと思うのですが、ただやはりその急激にあの畑に家が建ちましたから、やはりその水が非常にいいところに、町長、グラウンドがあると思うんですね。あそこに1回たまるわけですよ。これは何か誰が考えたかわからないのだけれども、一時的にでもたまるというのは、これは利用したほうがいいのか、しないほうがいいのかかわからないのですが、一気に流れないという、そのJRに行った水がまた戻ってきてグラウンドに入っていますから、あれはちょっと工夫して何か、そういうような、何ていうのかな、うまく使っているのかどうかというのは、それは意図的にあのグラウンドがうまくこう機能しているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、どうですかね。たまたまその1点だけなのでは。町長もあそこに行ったことがありますよね。グラウンドによく。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町民グラウンドは私もこの雨が降るたびに、あの上越線の直角に曲がった

あのところには何回か行っております。また、もちろんあの上越線の東に何年か前に崩れたときには、副町長と2人でいち早くその現場は見ております。

そういったことで、今課長のほうから答弁があったように、その対策といたしましては、民地ということもあろうかと思えますけれども、町は町としてできる範囲はやったということでございます。

あのところに今、野球場が議員が言われるように、西から流れてくる水が一時あそこにたまるということは、1つの貯水池の役目をしているんじゃないかということですが、私もそんなようにも感じておりますが、あのところで運動する人にとってみれば、いわゆるそういったことはちょっとうまくないのかなというように私も思っております。

そういった中におきましては、先ほど課長が申し上げたとおり、どうにかあそのところに行く前に、あの水をせきとめて、どちらかのほうに流す段取りはしなくてはならないということは、課長が言われたとおり、今施策は練っております。

そういったことで、一般質問のあれには出ておらないのですけれども、その話のことになりましたので、言わせていただきますが、その件につきましては、何人かの方々からも一般質問は受けております。そういったことで、どちらに、南に流すか、北に流すか、そのまま東に流すか、いろんなことを検討しながら、やっていきたいというように思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 今の件ですけれども、なかなか雨がたまっていて野球ができないのだけれども、来ている人間は何となくわかるんですよ。ああ、これが1つの緩衝材になっているなということがね。ハザードマップなんかを見ても、要するに利根川が流れていますけれども、それがあふれたときに、渋川バイパス、あれがある意味での防波堤になるのかなんていう絵は見えますよね。だから、そういうような何かこう、たまたまある施設が、そういう役割をしているのかなというように感じも受けたのですけれども、突発的な豪雨の基準なのですけれども、それは基準はきのう、小池議員が言っているから、要するに今まで想定しているもの、今度はじゃあどの辺を想定するかという数値なのですけれども、問答みたいになっちゃうのですけれども、どうですかね、その想定値を、今まで本州であった集中豪雨のその突発的な豪雨のその雨量、こういったものがこれから、要するに、あるたびに上がっていくと思うのだけれども、その辺を想定するということがよろしいのでしょうかね。どうでしょうか。突発ということ。

議長（近藤 保君） ちょっと待ってください。余りこれから外れた質問はしないように。回答しないでください。以上です。金谷議員、続けてください。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2 番（金谷重男君） わかりました。多分そんな難しい質問じゃないと思うので、想定は、そういうことが想定されるのかなというふうに思うのですけれども、まず吉岡町を横断する中小6河川、この辺が非常に危険だというような感じも受けるんですね。この突発ということですから、あるいは集中豪雨という、予期せぬとなるとね。私もちょっと目撃したことがあるのですけれども、小さいときですけれども、午王頭川の今のベイシアの後ろのほうに行く道の橋ですけれども、あそここのところに多分何か引っかかっちゃったんだな。それで、こうえぐれたように川が蛇行したのを見たのを覚えていますけれども、そういった横断する川の危険箇所って、そういうことも想定されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですね。吉岡町に中小河川が6カ所ありますけれども、6河川あるのだと思うのですけれども、その中の橋で、今度大きな雨が来たときに、そういう流木とかがとめて、危険だなというような、そういうことも想定をこれからしなきゃならないのかどうか、ちょっとお聞きしたい。どうでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

- 町長（石関 昭君） 想定外というようなことが起きるときには、もちろん橋の欄干にもそういったものが突っかえる。突っかえて、いわゆる災害になってくるのかなというように思っております。そういったことで、それに備えての物事は町でやっていかななくてはならないというように思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2 番（金谷重男君） 地域防災計画の中で、いろんな災害を想定してやっているわけですが、まず指令塔は役場内だと思うんですね。その次のところが避難を含めて、地域の人たちが何ていうのかな、当てにするのは自治会の集会所なり学校なりということになると思うんですね。そういったところで装備というものが十分かどうか。要するに、この決算書の中にも資料として乾パンとか、そういったものが1万7,732食用意されているというようなことを言っていますけれども、どうなのかということをお聞きしたいので、その辺よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

- 町長（石関 昭君） 装備、地域防災での装備ということでございますので、町民生活課より回答させます。

議長（近藤 保君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ただいまのご質問につきましては、装備ということなのですが、地域防災計画によります避難所等は、ご存じでしょうけれども、37カ所ございます。それで、今現在、今度防災無線がデジタル化に向かっております。それで、そのデジタル化に変更のときに、地域防災無線を各自治会の施設でしょうか、そこには全部つけて、相互で話をできるように、また各自治会の倉庫、今5カ所なのですが、5カ所には防災備蓄倉庫を設けさせていただいています。その防災備蓄倉庫の中には、発電機、また緊急の救急箱、それと非常用の食料等を各5つの場所には設けてあります。

それと、今後、その防災備蓄倉庫を全地区に設置するよう、また内容につきまして、いろんな防災に対処できるよう設置をしていきたいと考えております。終わります。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 決算書の資料の中を見せてもらって、たくさんあるなというふうにするのですが、そういう備蓄倉庫が各自治会に全部入れればいいのかというふうな気がします。

次の質問ですけれども、ハザードマップですけれども、インターネットを見ると、防災関係のものがたくさん吉岡の中に出ているんですね。私のほうもその防災関係のあれを一つ引いてみたのですが、こういったものとか、吉岡の防災ガイドとか計画とかが出ています。見られるのですが、このうちのほう、私のほうがあるのですが、うちに配られたもので、父親がいつも大事にいろいろ資料をためていますので、あるのかなと思って探したのだけれども、結構物持ちのいい人なのだけれども、なかなかどこかこうひっくり返してもめっかってこないんだよね。この辺がそのハザードマップとか何か、この辺の一番大事なところ、こういったところが本当に周知徹底できているのかなということちょっと聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましても、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ハザードマップにつきましては、配布してちょっと時間があるのかなと思うのですが、きのう小池議員のほうに説明しました防災ガイドにつきましては、最初に23年のときに配ってあります。それで、今年度、26年度に地域防災計画の再考をしました。そのときに、新たに加えるもの、抜くもの等を直しまして、全戸配布、また転入者の方にも配布はしてあります。

それで、またことしの9月1日より、よしおかほっとメールということで、メール配信をしております。このメール配信につきましては、ピンポイントで吉岡独自の災害情報等を気象庁、前橋气象台等から直接配信する装備になっております。内容につきましては、いろいろあるのですけれども、9月広報に掲載されておりますので、配信をしていただければ、かなりの情報が入ってくるようになっております。お願いします。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 私も早速アクセスできるようにしまして、いろんなのが出てきているので、便利なのですが、何せそのコンピューターを扱う、そのなかなか町民が限られていますから、非常にその辺が一番苦労しているところだと思うんですね。次のところでも出ますけれども、できればそのユビキタス社会というのか、コンピューターが自由に使えるような社会になればいいなというふうに思うのですけれども、なかなかその辺が大変かなと。こんなものも出てきて、ありますけれども、これもどこかに突っ込んじゃうと終わりのなので、何とかうまく端的に活用できて、玄関にでも張る、裏側がなくて張るようなものがあればいいかなと思いますけれども、その辺を担当のほうとしては、ご苦労ですけれども、また工夫していただけないかというふうに思うのですが、よろしく願いをします。

次の質問ですけれども、防災の拠点として自治会等の集会所等とかがかなり重要視されてくると思うんですね。そのときに、耐震とかそういったものが、本当に適しているかどうかということ、あるいはその辺のところの十幾つかある、その自治会の集会所、そういうものに耐えられないというようなところも幾つかあるんですかね。地震とか災害の場合はちょっと無理だろうと、集まらないほうがいいというようなところもあるのでしょうか。いかがですか。

議長（近藤 保君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 議員からの質問にお答えします。

各自治会の施設におかれましての耐震の強度というのは、まだ測定はされていないんじゃないかなとは思いますが、昭和56年以降の建物につきましては、とりあえず耐震性能があるということで、こちらは確認をしております。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） うちのこともあれですけれども、100年たっていますね。この住宅がずらっとあるわけですけれども、多分本当に大きな地震が来れば、ばたばたいっちゃうのかなというような気がします。そういうときに、そういうところや、何というのかな、助け

てもらわなくてはならないようなところもあるので、地域の防災拠点というのは非常に大事だなというふうに思います。ぜひともその辺の整備、ひとつお願いしたいなと思います。

ここのところで、地域の防災の拠点に、今回南下防災公園のほうがつくられていますけれども、避難の際の負荷がかかる公園ですが、こういういろんな災害のときの、本当に地域防災の避難とかそういったところに、拠点にふさわしいのかどうかということで、私はちょっと疑問を持っているのですけれども、その辺どうでしょうか、町長。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、何回か答弁をさせていただいていると思っております。町を挙げての大きな事業の城山公園、防災公園ということで、防災に備えての一番の基点になる場所ではないのかなというように私も思っております。

今、先ほどから答弁されているように、今のところ、災害が起きたときのいわゆる食料だとかのものについては、今のところ5カ所しかないというようなことで、各地域に1個ずつつくるということの中で、その中の中心的役割を果たすのが、今の防災公園ではないのかなとは思っております。ですから、傾斜地ということもあろうかと思っておりますけれども、それに合ったものをつくっていききたいというように思っております。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 昨日も、小池議員の質問に対して、オスプレイの関係の話で町長も答弁されていましたが、結構フィリピンだとかの災害のときに、大挙してオスプレイがこう物資を運んでいる絵がきのうのNHKのテレビなんかでも、NHKでしたかね、あれは、ありましたけれども、プロフェッショナルというところでありましたが、こういう大きなヘリポートが2つあるわけですが、そういうことも想定をされているのですか。その辺を聞きたいのですが、いかがでしょうか。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 災害が起きたときには、どういった使い方をするかということでしょうけれども、そのときにいわゆるオスプレイが、群馬県で持つ、自衛隊も持つというようなことに相なれば、もちろんオスプレイがそこにおりるでしょう。いわゆるそこに訓練をするためにつくっているものではない。いわゆる災害が、防災のためのヘリポートということで相なっておりますので、自衛隊が訓練するとか、何をするとか、そういったことのヘリポートではないと思っています。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） そういう話を聞き、防災訓練のときに、民地で訓練をやるなんていうことは珍しいですから、そういうときにオスプレイが堂々とやってくるというようなことなのかなという心配をしたのですけれども、訓練はないだろうというふうなことなのですが、きのうのNHKのプロフェッショナルというのを見ていますと、大挙してそういうものは使われているんだなというようなことも実感をしましたけれども、最後ですけれども、緊急物資の、提案なのですけれども、上泉町に郷蔵というのが中世の時代につくられてあるわけですけれども、緊急時に郷蔵を昔の人がつくったというのは、これはすごいなと思います。

要するに、今の時代、郷蔵は何かといったら、近くの農家に米はいっぱいあるんですね。ある時期はないですけれども、こういったところや中小商店、スーパー、こういったところと連携して、その米だとか、煎餅だとか、そういったものを備蓄の中で乾パンだとか、いろいろこうアルファ米とかありますけれども、この順次、循環できるような、そういうものと提携をするというのは、そういう吉岡方式みたいなをつくるつもりはないでしょうか。どうでしょうか。農家にも米あるわけで、その自治会の庭に持っていけばすぐ炊けるようになるんですよね。そういうことを想定していないのですか。そういうようなお考えはないですか。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） もちろん災害が起きたときには、町民を挙げて自分の蔵なり、またお勝手なりにあるものを出せるものは全部出していただくような事態が来なければいいですけれども、そういったときには、吉岡町の町民ですから、いわゆるそういったものもお願いできれば素直に出していただけるのではないかと。また、契約をする必要もないのかなと私は思いますけれども、自分の立場とすれば、いわゆる吉岡町の町民が災害が起きたときには、町を挙げて災害に備えるというのが自然ではないのかなと思っています。

私が一番感じたのは、先日の大雪のときです。大雪のときは、いわゆる町民を挙げて物事に走っていただいたということで、そういったこともあるということの中においては、災害が起きたときには、そういった町民を挙げて対処していくのかなというように思っております。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 私も消防団に入ったときに、朝方の火事的时候は、昔は炊き出しなんていうので、半煮えのおにぎりが出てきたりしました。近所ではこういうふうに出し合っ

っているのを見てきましたけれども、そういうときには率先してそういう蔵をあけるとい  
うか、米びつをあけるといことになるんじゃないかというふうに思うのですが、この間  
の大雪のときもそうですし、地震のときもみんなもう車はガソリンスタンド、それからス  
ーパーにリュックしょって雪の中をみんなで行くというような、そういう心配をしている  
んですね。だから、ある意味で安心を与えるとか、吉岡町にはこういうものがある  
から安心なさいよと言えるような、そういうような何か伝達ができれば、もっと町民が、  
何ていうのかな、町場からやってきても、ああ、吉岡に来てよかったなど、何か米が亡く  
なったら、あそこの自治会に行ったら握り飯を食えたよと、食べるんだよというようなこ  
とを言ってもらっているというようなことが聞こえるといいかなというふうに思うので、  
そんな提案をしてみました。

それから、雪害の復旧に関しては、監査の報告書の中に出ていますけれども、6社がこ  
うやって雪をかいた、そして水道屋さんやその他の造園屋さんがこれだけやったというよ  
うなデータが出ています。あれを見て、それからトラクターを出してくれた方が何軒ある  
というようなことが出ていますが、それはいいあれかなというようなことで見ていたのだ  
すけれども、そういった意味では、地域で一生懸命やらなきゃならないのかなというふう  
に思います。

ただ、議会も、私も議会で防災に関して、この大雪のときに、私もちょっと東京のほう  
に行って土曜日の夜帰ってくるのが遅くなって、高崎駅に泊まるというようなこともあり  
まして、日曜日になって帰ってきたのですけれども、その後、除雪とかそういうことをや  
ったのですが、なかなか議会のほうから、何ていうのかな、そういう連絡もなく、どん  
なふうにしたらいいのかなということで、地域をふらふらふらふらしていただけたので  
すが、要するにその後、災害の復旧の予算とそういったものを審議する、あるいは精査する、  
そういった仕事でいいのだらうと思うのですけれども、町長が議員のOBとしてどうかな  
と、要するに、議会がどんなふう動いてくれたらいいのかなというようなことを、こ  
の間大雪のときなんかどういうふうに思いましたか。ちょっとその辺の感想が聞きたいの  
ですけれども、いかがですか。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 2月の大雪につきましては、振り返りますと、町民の皆様には大変ご迷惑  
をおかけしたと思っております。除雪に対しましては他町村より早く、除雪が早く、行政  
的にはお褒めの言葉をいただいたというようなこともあったと思っております。議員さん  
の立場として要望ということでございますが、私が議員さんに何かとやかく言う立場では  
ございませんが、議員の立場として応援していただければありがたいというようには思っ

ております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 何ていうか、どうやって、どういうふうにしたらいいのかというのがなかなかつかめなかったというのが今回の大雪かなというように、私自身は思ったのですが、その後の調査とか、そういったものは議会のほうで対応しましたけれども、そのときに我々はどう対応するのかというのが、私も少し考えなきゃならないのかなというところはありました。

次の質問に行きます。臨財債というのがあるのですが、臨時財政対策債というのがあるのですが、日本の場合、借金が1,000兆円あるうちの200兆円が臨時対策債という、地方へ交付税としてくれてやる借金だというふうに使われていますが、この辺の、町民に簡単に説明するには、この臨時財政対策債というのは、この辺ちょっと説明してもらえればなというふうに思うのですが、よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 「臨時対策債、借金を町民は知っているか」ということでございます。

「臨時財政対策債という借金を町民は知っているか」ということの質問でございますが、町では広報よしおかの中で、町の借金の状況を町民の方にお知らせしているところですが、今後は町のホームページでも掲載していかなければならないと思っております。

この件に関しましては、財務課長より説明をさせます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 臨時財政対策債、簡単に町民にわかりやすくというようなことですが、臨時財政対策債というのは、地方公共団体に交付すべき地方交付税、国が地方交付税として交付する交付税でございますけれども、その総額について国の交付税特別会計というのがありまして、そこに財源不足が生じた場合に、国と地方が折半して補填するという基本ルールがございますけれども、その基本ルールのもとに、国は国の一般会計から地方交付税特別会計への繰り入れを行いまして、地方は臨時財政対策債という借金によって補填するというものでございます。

かつては、国の地方交付税特別会計で国債を発行することで補填をしてございましたけれども、国債残高の膨張により国のプライマリーバランスの悪化等を受けて、抜本的な見直しが行われたと。平成13年度から15年度の3年間の時限的な措置として創設されたわけでございます。

しかしながら、時限的な措置として創設された制度であるものの、国の地方交付税特別会計の財源不足は平成8年度以来、19年連続生じているという状況でございます。国と地方の折半ルールでも補い切れない財源不足が、平成26年度においては5兆3,061億円と、地方交付税総額1兆8,855億円の31.4%に上っていると。

この折半ルールでも補い切れない財源不足について、いわゆる別枠加算と言われているもので賄われておるわけでございますけれども、平成26年度の地方財政計画では、この加算が景気回復を理由に4割減というふうにされております。地方交付税の総額がそれによって減額されていると。

これが今度、平成27年度においては、法人税の一部が今回の議案の中にも税条例の一部改正というのがありますけれども、その中にも載っているわけでございますけれども、法人税の一部が国税という形になりまして、地方交付税の財源というふうにされることになっております。そういった別枠加算の減額措置を見てもわかるとおり、国と地方の折半ルール分は、折半ルールでも賄えない財源不足が解消されない限り、縮小なり廃止に、財源不足が解消されれば縮小・廃止というふうになるかというふうに思っておりますけれども、こうした状況を踏まえていきますと、折半ルールは28年度までとされておりますけれども、解消が望めず、現在の制度の抜本的な見直しがされない限りは、延長を繰り返しながら臨時財政対策債は続いていくというふうに考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 要するに、小泉内閣のときから、三位一体改革の中で地方交付税がなかなか少なくなってくるわけですが、その辺のところも含めて、その臨時財政対策債で地方交付税を補ったということで、地方に借金をしてもいいと。その借金をしてもいいのだけれども、それは国の借金だよみたいな、よくわからないのだけれども、そういうものの借金があると。

私は23年度の吉岡の第2次吉岡行政大綱をよく見るのですけれども、21年度だけでも50億円の町債のうち20億円が臨時債じゃないかなというふうに思います。こういうどっちつかず、どちなのかなとわからない借金がある。要するに、地方交付税が非常に今足りないという、そういう状況でもあると。税金が足りないのだというような解釈で、そういう借金を地方にやってもらって、そのうち何とかするべという事でよろしいのでしょうか。その臨時財政対策債、そういう理解をしてよろしいでしょうか。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 今議員さんがおっしゃったとおりでありますけれども、それぞれの自治体

が借金をした臨時財政対策債につきまして、その償還、要するに返済する元利金ですけれども、それにつきましては、国が後年度に地方交付税の中で需要額として見てくれるということで、国の借金を地方がしているというような形にはなっております。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 大変国の借金が1,000兆円あって、地方のその臨時対策債が200兆円、そのうちの、そういう状況であるということ为前提として、これは容易じゃない時代なので、消費税も増税されたのかなというふうに思うのですけれども、ここでちょっとお聞きしたいのですが、26年度予算の決算の時期ですから、27年度をこういう状況の中で、次年度に新しい、その吉岡がこういうことをやっていきたいんだという町長の考えも今度、次年度の予算を立てる時期ですから、少し始まる時期なんですね。

きのうもいろいろお話がありましたけれども、年金の、国民健康保険のあれを引き下げたらどうだという提案もありましたけれども、そういうものを含めて、来年度に向けて、この時期、少しずつ各市町村がテーマみたいなものを出していますから、そんなものは町長、そろそろ頭の中にあるのでしょうか。なければならないのでいいのですけれども、どうでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 平成27年度につきましては、もちろん今年度に引き続き南下城山防災公園、そしてまた町民が期待しております駒寄スマートICの大型化、八幡山グラウンドの拡張事業を進めるほか、社会体育館の改修、そしてまた防犯カメラの設置等の主要事業を実施していきたいとも考えております。

そういった中におきましても、このほか議員、そしてまた町民の方々と相談しながら、できるものはやっていきたいというように思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） いろいろと要望は私どもにも来ますが、予算を立てる側ではありませんので、どこかで伝えなきゃならないなというふうに思っています。例えば通学路が非常に暗いというふうなお話もあります。こういったところは、できれば明るい町をつくる意味では、電灯を自治会に任せるんじゃなくて、とにかく通学路で明るくしていくというような形でしてもらえないかなというのが1つあるし、あるいは中学生がサッカーを練習しているのに榛東を使っていると。榛東の人工芝でやっているのだけれども、半日5,000円も取られちゃうというような話も聞きますね。1日いると1万幾ら取られるんだという

ような話も聞いたり、いろんなこういう話も聞きますが、どこでその町民のご意見を集約をするかというような、そのアンテナを町長はどの辺に、そのアンテナを持っているかというか、その細かい要望を聞くというのは、その担当課で要望を捉えたのを町長のほうに伝えてきて、それを重要政策として上げていくのかというような、そういうことなのですけれども、どんなところにアンテナを張っているかということをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） どちら辺にアンテナを張っているかということなのですけれども、私の頭の中ではアンテナを張っているということは、町民と親しく物事を話をしながら、会あるごとに、何かあったら言ってくれということが、1つのアンテナかなと。また、今町はこういう方向で動いていますよ、ああいう方向で動いていますよというようなことを、会あるごとに発信するのがアンテナではないのかなというようにも思っております。

そういった面では、今通学路を明るくしてくれというような話がちょっと出ましたけれども、この件に関しましても、9月1日に街路灯のいわゆるLEDを町全体につけようというようなことではやっております。その金額に関しまして約3,000万円ぐらいかかるのかなというように思っておりますが、いわゆる町では、今までは電気料は自治会、そしてまた修理代も自治会というようなことですけれども、それもLEDをつければ電気料も半額以下になるのかなと。そして、また修理代も10年は、修理は設置する会社で持ってくれるというようなことに相なれば、大分自治会等でも余裕ができてくるのかなということで、それもする予定になっております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 町長もいろいろと明るい町というか、本当に電気を明るくして、明るい町をつくらせていただくというふうなことで努力されているようですので、できれば自分の足でもしその辺のところだけでも通学路を歩いてもらって、ああ、これは夜暗いなと、これは村でやらなきゃならないなというのがあれば、やってもらえればなというふうに思うのですが。

次の質問ですけれども、これは簡単でいいのですけれども、要するに、入札と随意契約の関係ですけれども、財政にかかわっていますから、私のほうは県のほうの職員でいたときには、入札は低額なもので3社、4社のあいみつを持ってこい、そしてこれ以上のものは入札しろというようなことを言われていますが、今回、ごみの件でその入札が、何ですか、随意契約になったということはありますけれども、この辺のところだけちょっと説

明していただければと思うのですけれども、できれば、どこかで年度末になってから聞かれたのでは、どこかでしゃべってもしようがないので、この辺だけちょっとお話していただければ。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、まず議員も知っているとおおり、競争入札と随意契約との違いということによろしいでしょうか。大きく分けて、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3種類に分類することができると思っております。これらは一般競争入札や指名競争入札などの競争入札と随意契約との違いでございますが、競争入札では、不特定多数、または指名した複数の業者の価格競争により、ご存じのように落札が決定すると思っております。これとは違い、随意契約では、競争の方法によらないで特定の者を選定して、その者と契約を締結する方法でございます。

詳細につきましては、町民生活課より答弁させます。

議長（近藤 保君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ただいまのご質問ですけれども、一般ごみの収集業務委託でございますが、昨年度は3社の指名の町内業者がございました。今年度につきましては、その3社が組合として1社になってしまうということございまして、相手方が1社になったことにより、随意契約とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 金額的には設計料は3,000万の間ぐらいですね。入札で昨年の金額はその半分ぐらいだったんですね。この辺のところをうまくタイムリーに、何ていうのか、議会でもいいから説明してもらえればなというふうに思うんですよ。ぜひともタイムリーにお願いをしたいなと思います。この件はこれで私も競争相手がいないからということなのでおしまいになりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

3つ目の質問、時間がだんだんなくなったのであれなのですけれども、少子化対策ということで、今安倍首相自身が7月17日の日経ウィルで、とにかく3人目の子供以降のその支援をするんだと。これをやるぞというふうなことを強く言いました。それに関して、また全国知事会もそういうような発議をしているんですね。吉岡は例えば、こっちに進んじゃいますけれども、ちょっと時間がないので、第3子の保育料とか、あるいは給食費だとか、それに学童保育も含めてですけれども、第3子、それにかかわるものをただにした場合にどのくらいになるのか、要するに支援という形で、保育料、それから学童保育だと

か給食だとか、あるいは通学バスとか、そういうのを3子以降をやった場合に、総額ほどのくらいになるのかということが、もしわかれば教えてもらいたいのですけども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 大分時間がなくなってきたようなので、答弁させていただきます。

少子化対策についてであります。もしいわゆる平成26年度における第3子以降に保育料を無料にした場合の費用とか、それでよろしいでしょうか。（「いいです」の声あり）費用は約、保育料を無料にした場合には1,697万円かかります。また、学童保育に関しましては、詳しい資料はございませんが、おおよその割合で10名ほど見込みます。そうした場合には、利用料は66万円ぐらいというようになっております。また、給食ということに相なれば、また違ったコストが出てくるのではないのかなというように思っております。

厳しい財政状況ではあります。国のほうでまたする、県のほうでもするというようなことに相なればよろしいかと私は思っておりますが、そういったことができない場合、いろんなことで物事を考えていかなければならないなというようには思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 3人目、うちの娘もまだなかなか子供ができない体質なので、できる人にはたくさん産んでもらいたいなというふうに思うのですが、3子、3人目、この間の敬老何とか大会というのがありますね、福祉大会ですか。そこで4人の子供の方が表彰されています。うらやましくなりますね。みんなちょっと大きくて、一生懸命抱っこしたり、年齢的にも差がある。この人たちを何とか応援できないかなというふうには思うんですよね。通学バスや、その金額を聞くと啞然としますけれども、保育料とかね、ただそういうふうにしていかなければ人口がふえないのかなというような感じを受けるんですね。そういった意味で、ちょっとその辺を視野に入れて、ちょっと頭に入れてもらいたいと、それだけでいいですね。要するにする、しないじゃなくて、もう吉岡は人口がふえているんじゃないかと、ふえているからじゃなくて、ここで育った人間を、優秀な人間を外で活躍させるというような大きな考えで、町長には少し政策の中で採用できるものがあれば先取りしていただければなというふうに思っております。今答弁を聞きまして、ああ、こういう数字なんだなということがあって、大変に改めて金額的にも大きいんだなということを感じました。

最後の質問に入ります。議会のほうの関係ですけども、今議会費が1億円です。これ

は町長に答弁、感想で聞きたいのですけれども、前橋が1,400億円で大体7億円と。0.5%。玉村なんかでもうちよりもあれかな、百何億円の一般会計で同じくらいの金額じゃないかなと、1億ぐらいだと思います。高崎も大体0.5%ぐらいの構成比ですね。となると、ちょっと一生懸命議会も活動しているのですけれども、そういう中で町長は、議員が一生懸命活動していて、調査費だとかいろいろ私どもも言っていますけれども、そういう中で我々が聞いた、見たことが、こういう一般質問の中で、先ほど飯島議員も発言していましたけれども、利府町はこうだ、あそこはこうだというふうに言っているのですけれども、送り出してくれるときは頑張っているよというふうに毎朝激励を受けるのですけれども、うまくその、何というのかな、視察を消化するというか、そういった、何ていうのですかね、こういうお気持ちというか、そういうスタンスというのは町長は持っているのですけれども、いかがですか、その、おまえら一生懸命勉強してこいと。そのものは俺も町政で生かすぞというようなスタンスを持っておられるかどうかお聞きしたいのですけれども、よろしくお聞きしたいのですけれども。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） まず、議会の方々が多く、各分会で視察研修に行っていておられます。そのことを議員の方々が私たちに報告をしていただくと。いただく中では、私もそれを率直に聞いて行政に反映させていきたいというように思っております。その一番が、今の議会運営委員会の中で視察をしていただく、今回の決算報告1つにしても、こういったほうがいいのではないのかなとご指摘を受けた部分には、大分そういったことも話に聞きながら前に進んでいるのかなというように思っております。今回の決算委員会の説明承認1つにしても、今までの予算委員会の方々が視察をして、そしてこういった方法でやっていただければ、説明してよくわかるというようなことで説明を受けておると。それに行政も従っておるということで、議員さんが視察していただくことは大変いいことではないのかなというように思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） あとはちょっと感想になってしまうので、時間がないので、インターネットの中継もこれから始まるのですけれども、先ほど言いましたけれども、パソコンを活用できる人は少ないんですね。この辺が動き出すと、今度次の質問になるけれども、若い人や女性とか、そういったところに議員参画をすると、議会参画をするというところに道ができるし、ある意味でのインターネットの効果もあると思うのだけれども、町としてこのパソコンというか、そういった教室を開いてでも、少しいろんな情報を町がインターネッ

トで流していますけれども、この辺の教育というものを重点的にやるというようなことは考えないのですかね。そうじゃないと、やっても無駄になっちゃうというふうに思うんですよ。町のほうでも、町民に対してそういう、何ていうか、インターネットを教えるとか、そういうような教室をたくさんつくるとか、そういったようなお考えは町長はないですかね。せっかく防災のあれもありますし、こういうのもあるのですけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員さんが、この議会のインターネットを始めたということで、それに伴って町もどうだということですが、議会は議会として私が述べる立場ではないというようには思っておりますが、町に起きたことは町でインターネットを通じて世間一般に流すということでございます。ですから、ここに出ております4目ぐらいあるのでしょうか、質問が、これにつきましては、私のほうからは答弁を控えさせていただきます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） インターネットでやって、町民のどのくらいアクセスがあるのかって楽しみに、もしそれが始まったときに思うのですけれども、できるだけ見ていただけるような、そういう環境をつくらなきゃならないんだなというふうに私どもは思います。それが1つです。

それから、女性の議会参画については、ノルウェーなんかでは、クオーター制というようなことで、政党要件の中に、立候補者の中に女の人は何人もいなきゃだめだというようなこともやっている、その女性参画をしていると。どうやったら若い人や女性がこの議会の中で活躍できるのかということも大きな課題かなというようなことをちょっと挙げて終わりにしたいと思うのですけれども、最後に1分ぐらいありますから、先ほど1, 500年前に榛名の大噴火があって、大きな被害がこの地域にあったと。平安時代にも浅間山の噴火がありました。火山の降灰がたくさん降った。大地震もそのときあったというふうなことは聞いています。災害の予測はその辺までさかのぼらなくちゃならないんだということは、東日本大震災の福島原発の教訓が与えています。

また、かつてのローマでは、ギリシャから教師や医者といった、もう本当に職種の、教養を持った奴隷を移民させてやると、まさしく少子化がもう2, 000年ぐらい前にあるわけですね。今日本では、海外から有能な人材を大挙して導入しなきゃならないという時代になってくるのかなというふうに思います。石関町長には、時代の求める政策、町民が求める政策、次世代を見据えた政策を、公論の中で決定していただきたいことをお願い

して、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、金谷重男議員の一般質問が終わりました。

---

散 会

議長（近藤 保君） 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

午後0時09分散会



# 平成26年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

平成26年9月19日（金曜日）

## 議事日程 第4号

平成26年9月19日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）  
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）  
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 8 議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第40号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第12 議案第43号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

(討論・表決)

日程第13 議案第44号 平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

(討論・表決)

日程第14 議案第45号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第15 議案第46号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

(討論・表決)

日程第16 議案第47号 平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第17 議案第48号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)

(討論・表決)

日程第18 議案第49号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第19 議案第50号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第20 議案第51号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第21 議案第52号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第22 議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第23 議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第24 議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)

(討論・表決)

日程第25 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

(討論・表決)

日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

(討論・表決)

日程第27 請願・陳情審査報告

(委員長報告・報告に対する質疑)

- 日程第28 請願第 1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書  
(討論・表決)
- 日程第29 請願第 3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願  
(討論・表決)
- 日程第30 請願第 4号 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願  
(討論・表決)
- 日程第31 陳情第 3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情  
(討論・表決)
- 日程第32 発委第 3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第33 発委第 4号 手話言語法制定を求める意見書  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第34 発委第 5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第36 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第37 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第38 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第39 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第40 議会議員の派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小渕莊作君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	南雲尚雄君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。平成26年第3回吉岡町議会定例会が最終日を迎えました。

これから会議を始めますが、その前に、皆さんにあらかじめご了解をいただきたいことがございます。

本日、審議内容を手話通訳するために、2名の手話通訳者に入場していただきます。入場する時間帯は、おおよそ午前11時ごろになると思いますが、皆様にはよろしくご理解の上、お願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程（第4号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告

議 長（近藤 保君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） 11番岸です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日に、議長より付託されました議案3件、同意1件につきまして、9月16日火曜日午前9時半から委員会室において、議長、委員全員、執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長の出席をいただき、審査をいたしましたので、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第34号 吉岡町税条例の一部を改正する条例につきましては、委員から、法人税割の税率の改正、14.7%から12.1%に減した要因について質疑があり、地域間の財政力格差の縮小を図るための改正で、地方法人税の創設による地方交付税原資の確保であるとの答弁がありました。採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第48号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出、事項別明細書の款項の順に審査を行いました。委員からは、14款国庫支出金、社会保障・税番号制度の補助金について質疑があり、これは社会保障、税等の住民サービスの質的向上を図るもので、平成27年10月には個人番号の通知が始まります。その準備のための補助金で、電子計算費のシステム改修委託料に充てるものであるとの答弁があり

ました。また、8款土木費の工事件数について質疑があり、道路維持補修工事21件、また道路改良工事2件との答弁がありました。採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第44号 平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、主要施策の成果説明書の細部について、調定額、回収額の次に収入未済欄を設けるよう意見があり、今後検討するとの答弁がありました。採決では原案適正と認め、全会一致認定であります。

同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命、高田友美さんにつきましては、採決の結果、全会一致同意であります。

以上、報告といたします。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小林委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長(小林一喜君) 12番小林です。文教厚生常任委員会の議案審査報告をいたします。

文教厚生常任委員会は、9月17日午前9時30分より委員会室において、定例会開会日に議長より付託されました議案11件、諮問1件、その他請願1件、陳情1件について、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長、所管課長、局長及び室長の出席を求めまして審査をいたしました。

まず、議案第35号です。吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定であります。この条例は、施設型給付、地域型保育給付を受ける施設は、町の条例で定めた基準を満たす必要があるためであります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定であります。この条例は、子ども・子育て支援新制度において開始される事業についての基準を定める必要があるためであります。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定であります。この条例は、子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改

正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて町が条例で基準を定める必要があるためであります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第40号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定であります。

議案第45号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定であります。

議案第46号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定であります。

議案第49号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第51号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

次に、諮問第2号です。人権擁護委員候補者の推薦については、町長諮問のとおり、群馬県北群馬郡吉岡町大字北下112番地の1、岩崎 潔さんを人権擁護委員として答申することに決定いたしました。

以上をもちまして、委員会審査報告を終わります。

**議長（近藤 保君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会神宮委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 神宮 隆君登壇〕

**産業建設常任委員長（神宮 隆君）** 13番神宮です。産業建設常任委員会審議審査結果を報告いたします。

産業建設常任委員会では、9月4日、本会議において付託された議案7件について、9

月18日午前9時30分より委員会室において、全委員、議長、そして執行側から町長、副町長、所管課長、事務局長及び室長出席のもと審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例は、平成24年から着手した国土調査法に基づく地籍調査事業の成果を同条例を改正して請求者に地籍図等の交付を行うためのもので、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、25年度は下野田北部地区、残り大久保、駒寄台地区の工事を中心に実施、溝祭地区の一部を整備したということで、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第43号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。つなぎ込み、上野田地区、それから北下、南下地区とも延びております。小倉地区については43%までつなぎ込みが行っているということでございます。炭化施設については、放射性セシウムが検出されているので現在中止しているということであります。原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第47号 平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。平成25年度は決算221万余り黒字ということであります。今後もこの状態で推移するというところであります。原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第50号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第52号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は追加補正で、北下・南下、上野田処理施設の補修工事、電気料などでございます。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

**議長（近藤 保君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

予算決算常任委員会の委員長報告は、日程第7で行います。

---

## 日程第2 議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第2、議案第34号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第3、議案第35号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第36号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第37号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第38号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第7 委員会議案審査報告

議長（近藤 保君） 日程第7、予算決算常任委員会の議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。予算決算常任委員会齋木委員長、お願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

予算決算常任委員長（齋木輝彦君） 14番齋木です。9月4日、本会議で付託されました議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月10日から12日、延べ3日間にわたり、9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長、関係課長、室長出席のもとに、慎重、的確に審査を行いました。

10日は歳入について、目ごとに審査を行い、町民税、固定資産税、歳入未済、不納欠損または税の徴収方法、臨時財政対策債、交付税などに質疑がありました。財務4指標では、県内中位にあるが、さらなる公債費比率を下げる努力を求めるものです。

歳出については、11日、12日の2日間、決算書をベースに、項、目、または款項目ごとに、決算書末尾の成果説明と参考資料を照合しながら慎重に審査をいたしました。

議会費では、音響設備改良で非常に聞き取りやすくなった、総務費では、財務書類作成委託料、コンビニ納付、自治会関係、公有財産、地中熱利用委託料、乗合バス負担金、電子計算機委託料、徴税費や過誤納納付金、民生費では、温泉施設、障害者福祉、保育所運営委託料、衛生費では、国民健康保険繰出金、広域の負担金、資源ごみ回収、ごみ回収委託料、農林水産業費では、道の駅借地料、群馬用水関連事業負担金、地籍調査委託料、渇水対策、船尾公園管理など、商工費では、緊急雇用基金事業、土木費では、除雪費用、城山防災公園関係、道路改修、道路橋梁維持補修とマスタープラン修正などであり、あと駒寄インター関係、本宿団地の改修について、消防費では、地域防災計画、戸別受信機など、教育費では、清掃、剪定、冷暖房費、中学校では中体連出場経費、防音改造復温除湿工事など、また大樹町子ども交流事業、八幡山のグラウンド整備、給食センターと多岐にわたりました。最後に総括質問を行い、採決の結果、全員賛成にて認定をいたしました。質疑終了後に委員会としての取りまとめを行い、以下のように要望書を提出することを決定いたしました。

一つ、長期財政健全化のために、徴税収納率の向上と企業誘致による財政の確保。

一つ、保健福祉のさらなる充実と医療費削減対策。

一つ、土木費の多増を望む。特に道路改良で側溝や舗装の整備。

一つ、スポーツの普及や施設整備と子供の安心環境づくり。

一つ、決算書とリンクするようにして、成果説明及び参考資料は一つで別冊にする。

以上が委員会で行われた審査報告です。

以上をもって、委員長報告とします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

これから質疑に移ります。

委員長報告に対し審査の経過と結果に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

---

#### 日程第8 議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第39号 平成25年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。先に反対の討論から発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 次に、賛成の討論の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。

議案第39号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第40号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第40号 平成25年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。

議案第40号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

**日程第10 議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第41号 平成25年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論に移ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。

議案第41号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

**日程第11 議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について**

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 私は、ただいま上程されております議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

本会計では、歳入総額2億8,131万3,051円、歳出総額2億3,695万5,575円であり、歳入歳出差引1億4,435万7,476円の黒字となっております。当初予算では一般会計からの繰り入れを1億円ほど計上しておりましたけれども、黒字決算と見るや戻してしまいました。しかし、平成24年度の吉岡町の1人当たりの国民健康保険税を見ますと、高いほうから県下2位の10万3,604円です。収入未済額、いわゆる滞納が1億6,973万2,808円、この数字を見ますと、払いたくとも払え

ない実態もあるというふうに思います。国保基金も1億円を超えています。国に対しては国庫負担の増額を求めるのは当然でありますけれども、住民の生活に沿った施策が今ほど求められているときはありません。県内でも、住民生活を守るために一般会計からの繰り入れを行っているところはたくさんあります。

一般会計からの繰り入れと、黒字会計になっている以上、国保税の引き下げを強く求めて反対討論といたします。

議長（近藤 保君） 次に、賛成討論の発言を許可します。

宇都宮議員。

〔7番 宇都宮敬三君登壇〕

7番（宇都宮敬三君） 7番宇都宮です。上程されております議案第42号 平成25年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険制度は、皆さんご存じのように、疾病と貧困の悪循環を断ち、国民が安心して医療を受けることができることを目指して創設されたものと考えております。特に重要な制度であり、他の健康保険に入れない自営業者、病人、無職者、ワーキングプアなど、低所得者の人たちが多く加入する制度であります。そのため、財政基盤が弱く、国が大きく関与しなければ運営が困難であろうとは思っています。国庫負担も年々引き下げられ、最大負担率が、1974年の58%が2008年ごろには24%まで下がってきていると言われております。吉岡町の健康保険事業は、一般会計から法定内の繰り入れを行い、被保険者の負担軽減に努めております。また、収納率の向上にも努力が見受けられます。よって、平成25年度の実収入額が1億4,000万になっております。

そんな中、さきの一般質問にありましたように、国保税の値下げの問題がありました。町長は精査をして前向きに検討していきたいとお答えをいただいております。ぜひ実施していただきたいと私は願っております。あわせて、国庫負担金の増額も求めるものでございます。

国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移すと言われる、いわゆる広域化も言われております。広域化の向こうには現在の国保制度が改善する明るい未来があるのでしょうか。一番重要なことは、広域国保で国民の命を守ることができるかということです。

いずれにいたしましても、誰もが安心して受けられるよう、みんなが助け合い、重要な保険制度であります。今後も維持継続するために、賛成をするものでございます。

委員会では、委員長の報告のとおり賛成多数で原案どおり認定をされました。議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議案第42号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第42号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第12 議案第43号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第43号 平成25年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。

議案第43号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第44号 平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第44号 平成25年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。

議案第44号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

**日程第14 議案第45号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について**

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第45号 平成25年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議案第45号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

**日程第15 議案第46号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について**

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第46号 平成25年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。

議案第46号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

**日程第16 議案第47号 平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定**

## について

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第47号 平成25年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。

議案第47号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第17 議案第48号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第48号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第18 議案第49号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第49号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第19 議案第50号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第19、議案第50号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第20 議案第51号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第20、議案第51号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第21 議案第52号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)**

議長(近藤 保君) 日程第21、議案第52号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第22 議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)**

議長(近藤 保君) 日程第22、議案第53号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(近藤 保君) 起立多数。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第23 議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)**

議長(近藤 保君) 日程第23、議案第54号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別

会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第24、議案第55号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第25 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（近藤 保君） 日程第25、同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は同意です。

同意第4号を委員長の報告のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長(近藤 保君) 起立多数。

よって、同意第4号は委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

---

## 日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(近藤 保君) 日程第26、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

諮問第2号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は委員長の報告のとおり決定しました。

ここで休憩をとります。11時から再開いたします。

午前10時15分休憩

---

午前10時57分再開

議長(近藤 保君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

## 日程第27 請願・陳情審査報告

議長(近藤 保君) 日程第27、請願・陳情審査報告を議題とします。

請願、陳情は、総務常任委員会と文教厚生常任委員会それぞれに付託してあります。

最初に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。

[総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇]

総務常任委員長(岸 祐次君) 11番岸です。それでは、総務常任委員会の請願審査報告を行います。

まず、平成26年第2回定例会に議長より付託され、継続審査となっております請願第1号、請願者、群馬県新聞販売組合理事長金井美次さんから提出されました、新聞への消費税軽減税率適用を求める請願につきまして報告します。

8月25日、9時30分から委員会室において、全委員、議長出席のもと審査をいたし

ましたので、その経過と結果を報告します。

まず、6月の委員会では、委員から、消費税は消費一般に対して広く公平に負担を求めるもので、新聞だけの軽減税率適用を求めるのは我田引水ではないか、一方、ヨーロッパ諸国では、食品、新聞等、軽減税率の適用をしております。軽減税率の導入も必要であるという意見、また、他市町村の状況等を調査し、総合的に判断すべきとの意見により継続審査になりました。

そこで、他町村の状況につきまして調査いたしました。

高崎市議会では、表題の新聞の後に「等」の文字を入れ、新聞以外も検討すべきとしておりました。また、県下の他市町村の状況は、8月25日現在、市では、12市のうち11市が採択であります。不採択は1市であります。町村では、23町村のうち採択は14町村、残り9町村は、不採択が1町、審議未了は2町、継続審査は3町、継続審査につきましては大泉町、邑楽町、吉岡町の3町でありました。その他3町は、請願書が最近提出され、これからの審議が2町村、請願書が提出されていないが1町となっております。

これらの調査を踏まえ、採決を行った結果、願意妥当と認め、全会一致採択であります。

続いて、9月定例会開会日に議長より付託されました請願第4号、請願者、吉岡町憲法九条を守る会代表志摩 徹さんから提出されました、憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願につきましては、9月16日、9時半から委員会室において、全委員、議長出席のもと審査をいたしましたので、その経緯と結果を報告します。

委員からは、今、日本はアジア諸国との関係で大変緊張状態にある、中国とは尖閣諸島の領有権問題、北朝鮮の核兵器開発や弾道ミサイル発射など、日本にとっては大きな脅威です。そんな中において、何らかの有効手段を講じなければなりません。集団的自衛権行使容認は、安保保障情勢が悪化しており、日米同盟の抑止力を強固にする必要があります。また、憲法改正が先だとの議論がありますが、改正には大変な時間がかかると思います。現状の脅威は待ったなしです。時代の変化に即した憲法解釈の変更は、高次の政治的判断で妥当なものと思います。

さらに、集団的自衛権の行使は海外派兵につながるという議論はありますが、他国との連携を深めることにより脅威に対する抑止力を向上させ、外交努力によって戦争への道を極小化できると思います。

以上の理由によって、請願第4号には賛成できませんとの発言がありました。

また、請願第4号に賛同する委員の発言はございませんでした。

採決では、賛成する方の挙手を願いましたが挙手なし。したがって、委員会では全会一致で不採択であります。

以上、委員長報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今、総務委員会での審査の状況を委員長からお聞きしましたけれども、ここにあります請願にありますように、いわゆる今ある現行の日本国憲法をどのように読むか、そしてそれをどのように判断をするかということが一番の基本なわけですよね。そしてまた国にも、これはもう当然のことながら、総理大臣であろうが関係大臣であろうが、大臣というものは憲法の遵守義務があるわけです。そのことが、皆さんもご存じだと思いますけれども、これまで内閣法制局長官がずっとこのことはできないんだと、9条があるから、個別的自衛権はあっても集団的自衛権は行使できないんだとずっと言い続けてきたわけですから、そのことでの、まずは憲法をどう理解するかということが一番の基本だったと思うんです。そこについての、今説明を聞きましたら、国際情勢を挙げてなかなか厳しい情勢があるようだから、そういう拡大解釈もやむを得ないのではないかというふうに今聞きましたけれども、私が先ほど言いましたように、大臣というのは憲法の遵守義務があります。そことの整合性で今までだめだったものが急によくなるという、そんな簡単に人の解釈というのが変わらないものだと思うんです。憲法の前文で言っているように普通の原理ですよね。解釈がそこで変わるということになると、憲法そのものというのは全く明文無実化になってしまうと思うんですけれども、その辺の議論はいかがだったでしょう。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） 当然、憲法改正がありましてこの集団的自衛権という考え方もあるんですよ。例えば委員の中からも当然そういう意見もありました。

しかるに、憲法改正については当然国会議員の3分の2の発議があつて、国民同意があつて行っていくと、さっきちょっと説明したように非常に時間がかかるというような話でございます。そういうことで、やはりそういう状況下の中において、現状を踏まえた中で、やはり憲法解釈の中での判断、当然時代の変化によって、先ほど説明しましたように憲法改正というのが先、当然そういう議論もあると思います。ただ、委員の発言の中では、憲法改正を待たずに時代の変化に対応した中でやっぺいこうじゃないかという意見がありまして、そのようなことで意見が委員からはありました。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番(齋木輝彦君) 請願第1号の新聞への消費税軽減税率を求める請願について、質疑内容についてお伺いします。

まず、これを採択というお話を聞いたんですけれども、ほかの、例えば各紙、新聞紙、そして雑誌等、日刊紙、月刊誌、いっぱいあるわけなんですけれども、この辺まだ、食料品についても国のほうはどこまでを軽減税率にするか、食品等も決まっていなわけです。対象が決まっていな中でこれを、ここだけを採択にというのは、その辺の、どういう話の中でこれが決まっていなのか、基準というか、その辺どのようなものになつたのかについて少し詳しくお願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長(岸 祐次君) 先ほど説明しましたように、消費税といいますのは当初3%で出たわけでございますけれども、広く一般、公平に課税をして納めていただくという趣旨が基本でございます。

ただ、昨今の状況を見ますと、これから例えば8%、10%、いろいろ上がってくるよと、そういう中においては、例えば先ほどヨーロッパでは、新聞、書籍、食品、これについて段階的なものを行っているよと、ついては、これからの課題的にはこういう軽減税率の適用というのも考えて検討すべきではないかというようなことでこの採択となつたという状況下にあります。

議長(近藤 保君) ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、自席に戻ってください。

続きまして、文教厚生常任委員会小林委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長(小林一喜君) 12番小林です。これより、文教厚生常任委員会の請願・陳情の審査報告をいたします。

9月17日、議案審査後のこの件につきまして審査をしていただきました。請願、陳情、おのおの1件であります。趣旨説明は定例会開会日に朗読をもって説明されておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

まず、請願第3号「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。この件は、請願者、渋川市聴覚障害者福祉協会会長小林秀男様、紹介議員、小池春雄議員、岩崎信幸議員であります。審査の結果、願意妥当と認め、全会一致採択であります。

次に、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳

情書であります。この件につきましては、陳情者、大阪府東大阪市六万寺町3-12-33、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表藤本久美子様からであります。審査の結果、陳情第3号は願意妥当と認め、全会一致採択であります。

以上、報告を終わります。

議長（近藤 保君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長は自席へ戻ってください。

---

## 日程第28 請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書

議長（近藤 保君） 日程第28、請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 私は、ただいま上程をされております請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書につきまして、賛成の立場で討論を行います。

当初、私は質問しましたが、これが新聞だけに、自分のところだけ税率を下げてくださいということであればそれは全く我田引水ではないかということで、そもそも消費税そのものには反対だけでも、まずは消費税が課税されている中で、新聞であったり、また学用品、またはそれに関連するものについてはぜひとも、請願者本人と話をしてそこまで枠を広げてもらえないかという話をしましたら、そのことは十分に可能であるということで、そこまで枠を広げるということで意見書の提出もされるようであります。

そういうことから見まして、総合的に見まして、現在の実態を踏まえ、新聞だけではなく広く子供の係る学用品等も含まれるということがうたわれておりますので、賛成するものであります。

議長（近藤 保君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

---

## 日程第29 請願第3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願

議長（近藤 保君） 日程第29、請願第3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

これから討論を行います。

小池議員。

[10番 小池春雄君登壇]

10番（小池春雄君） 請願第3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

私もこの請願の紹介議員になっておりますけれども、ここに書いてありますように、これまで聾学校では手話が禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があるということがうたわれておりました。聾学校で手話が禁止されていたということ自体が本当に大きな驚きでありました。このことによりまして、差別が長く続いてきたと思います。ここの請願理由にありますように、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけて、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要だと、私も全く同感であります。

先ほど言いました、手話が聾学校で禁止されていた、そんな世では手話が広まるわけがありませんし、国民の理解が得られるわけがありません。これを機会に、ぜひともこの環境整備を目的とした手話言語法の制定が図られますよう強く念じまして、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130号第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げます。

ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第3号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

日程第30 請願第4号 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願

議長（近藤 保君） 日程第30、請願第4号 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願を議題とします。

これから討論を行います。先に反対の討論から発言を許可します。

栗田議員。

[6番 栗田俊彦君登壇]

6番（栗田俊彦君） 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願第4号に、反対の立場から討論を行わせていただきます。

我が国は、戦後一貫して日本国憲法のもと非核三原則を守り、平和国家として国際社会において認められてきました。しかし、一方、憲法の執行から67年がたち、我が国を取り巻く安全保障環境は重大な課題に直面し、新たな国際環境に対応した総合的な安全保障の取り組みが早急に必要になってきました。特に東アジア地域においては、パワーバランスの変化により、平和を守ることが難しくなっています。国際社会においても、世界で有数の経済大国である日本は、国力にふさわしい形で地域及び世界平和の安定のために、積極的平和主義のもと貢献しなければならないと思われま

す。しかし、もはやどの国も一国のみで平和を守ることが難しく、国際機関と連携し、紛争等の解決を図らなければなりません。よって、自衛権発動の新三要件を守り、閣議決定された集団的自衛権の行使を容認することにより、日米安保条約の信頼性がより向上し、抑止力がより強まり、地域の平和と安定が保たれるものと思われま

す。よって、本請願に反対するものです。

議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 次に、賛成の討論の発言を許可します。

小池議員。

[10番 小池春雄君登壇]

10番（小池春雄君） 私は、ただいま議題になっております請願第4号 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願につきまして、賛成の立場で討論を行います。

先ほど委員長報告に対する質疑でも言いましたけれども、まずは、日本にあります平和

憲法9条を変えずして解釈を変える、果たしてそんなことが本当に可能であるのかどうかということが大きな問題だと思っております。日本国憲法の前文をごらんになればそのことは明らかだと思っております。日本国憲法の前文の中には、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、そして我らはこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除するというふうに言っているんです。ということは、憲法をしっかりと守れという言葉なんです。それが、一国の内閣でその解釈を変える、果たしてそんなことが可能でしょうか。それができないというふうに、ですから憲法9条は一回変えなければ集団的自衛権というのは行えない、しかし何とかしたい、そして96条でそのハードルを下げた改憲をしようとしたけれども、国民の多くの反対があつてそれができない、そしてたどり着いたところが憲法解釈の変更であります。

先ほど賛成討論がありましたけれども、しかし日本には戦争の放棄、第9条があります。この中には、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄するとうたっております。そして、2項では、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない、国の交戦権は、これを認めないと言っております。これを変えなければ集団的自衛権なんてどこにもないんです。そして皆さんも、先ほど非核三原則の話が出ましたけれども、最近の新聞紙上を見ましても、踊っているのは安保戦略の中で政府は武器輸出を推進する、これが国際貢献に一層関与していくんだと、まさにいつか来た道、たどった道へまた戻るのではないかというふうに多くの方が心配をしております。

私は、初日の一般質問でも町長に質問を行いました。平和についての質問をしました。その中ではもう二度と戦争はしたくないという回答がありました。そうだと思います。しかし、今の安倍政権は大変危険な方向に進んでいると思っております。ぜひとも皆さん、この憲法9条に違反する集団的自衛権行使の容認閣議決定、これは撤回されなければ平和は訪れないというふうに私は思っております。皆さんのご賛同をお願いします。

議長(近藤 保君) 次に、反対の討論から発言を許可します。

飯島議員。

[1番飯島 衛君登壇]

1番(飯島 衛君) 憲法九条に違反する集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することを求める請願について、反対の立場で討論します。

我が国を取り巻く安全保障環境の変化に適切に対応するため、国民の生命、財産、自由を守るため、そして平和国家としての国際社会へ強い信頼を維持するため、今回政府は閣議決定を行いました。これまで、自国を守るための武力行使のみ許され、他国を守るため

の武力行使はできないことになっております。このことをより厳格にするために新三要件をつくり、この新三要件に合わない場合は、日本は自衛のための武力行使ができないことを明確にしました。また、他国を守るための集団的自衛権は従来どおり認められないことを確認しました。

今回の閣議決定で我が国が戦争に巻き込まれるといった意見がありますが、全く誤解と申します。今後、閣議決定に基づき、さまざまな立法措置や法律の改正が行われます。歯どめをかけた閣議決定がきちんと反映できるよう、国民としても国会の議論を注視すべきであります。

以上の理由により、反対討論といたします。議員各位におかれましては、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 次に、賛成の立場から討論を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 次に、反対の立場から発言を許可します。

平形議員。

〔4番平形 薫君登壇〕

4番（平形 薫君） 4番平形です。請願第4号に反対の立場から討論を行います。

今、日本と北朝鮮、韓国及び中国、これらとの関係は大変な緊張状態にあると思います。とりわけ中国は、その経済力により急速に軍事力を高め、それを背景に尖閣諸島の領有権を主張し始め、排他的経済水域で油田開発を行い、一方的に防空識別圏を設定しました。日本にとっては大変な脅威です。何らかの有効な手段を講じなければならないと思います。それは、国と国が連携して脅威に対抗することです。しかしながら、中国は拒否権を持つ国連常任理事国でありまして、国連では有効な手だては望めないと思います。

60数年前、日本はソ連の脅威に対して日米安全保障条約を締結いたしました。日本にとって今この条約は中国の脅威に対して対抗できる有効な手段の一つというふうに考えます。少し前、アメリカは、尖閣諸島は日米安保条約第5条の適用対象になると明言をいたしました。日本は安保条約に明記されている集団的自衛権の行使ができるようにして、さらに日米安全保障条約をより強固なものにすべきと考えます。

筋論から言えば憲法改正が先だとの議論もありますけれども、憲法を改正するには第96条によって大変な時間がかかると思います。しかしながら、現状の脅威は待ったなしと考えます。憲法の改正を待たずした一内閣による憲法解釈の変更は、現状の脅威に対する高次の政治判断として妥当なものと思います。

憲法第9条は不戦の誓いであります。戦力はこれを保持しません。しかしながら、当時の政治家たちは海外情勢を鑑みて警察予備隊をつくり、自衛隊へと発展させ、軍事力を有

しております。いわゆる憲法9条の不戦の誓いをその当時の内閣も憲法の解釈を変更することによって日本の安全を守ってきたわけです。

これを、憲法改正を待たずして一内閣による憲法の解釈の変更は許されないということは、私はまた違うのではないかと思います。現状の世界の情勢を見れば、他国と他国との連携によって海外の脅威に対抗する手段を有するということが常套手段ではないかと思えます。集団的自衛権の行使が海外での戦争につながる、惨禍につながるという議論がありますけれども、他国との連携を深めることにより、脅威に対する抑止力を大幅に向上させ、外交努力により戦争への道を極小化できると考えます。国と国が連携するためには、話し合うためには、日本が集団的自衛権を行使できる国にしておくことが必要です。

以上の理由により、請願第4号には賛同できません。議員各位のご賛同をお願いいたします。反対討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかに討論ございませんか。

神宮議員。

〔13番神宮 隆君登壇〕

13番（神宮 隆君） 13番神宮です。請願第4号の請願に反対する立場から討論を行います。

ことしの7月、安倍政権は新三要件のもとで集団的自衛権の行使を認める閣議決定をいたしました。この決定につきましては、時代の変化に即した憲法解釈の変更は妥当と思えます。従来の見解とともに、一定の整合性を維持した合理的範囲内の解釈変更、安全保障情勢が悪化している日米同盟の抑止力を強化するために必要、集団的自衛権による抑止力の向上によって武力衝突は起きにくくなる、個別的自衛権の拡大解釈は国際法の違反のおそれがある、積極的平和主義の具体化は不可欠、一国平和主義は適用しない。

今回の新三要件につきましても、これは、関連法案をこれから国会で審議して細かい部分を詰めるということで法の制定が必要です。この集団的自衛権に関しては、国連憲章でも国際的に認められています。使うか使わないかはその国が判断するということが、行使容認している国が圧倒的に多いということです。もちろん海外派兵、相手国の領土占領などは明らかに憲法違反でございますので認められません。

したがって、この請願第4号には反対します。各位のご賛同をお願いしまして、反対討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第4号を採択することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長(近藤 保君) 起立少数。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第31 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

議長(近藤 保君) 日程第31、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第3号を委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

### 日程第32 発委第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

議長(近藤 保君) 日程第32、発委第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会岸委員長。

[総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇]

総務常任委員長(岸 祐次君) 11番岸です。発委第3号につきまして提案申し上げます。

発委第3号。平成26年9月19日。吉岡町議会議長近藤 保様。

提出者、総務常任委員会委員長岸 祐次。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由。標記の意見書を提出するために、委員会発議するもの。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書。

新聞は、日々の広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く地域住民に提供することによって、国民の知る権利の保障と議会制民主主義の健全な発展に大きく寄与しています。

民主主義の主役は地域住民です。その地域住民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要です。欧州各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞・書籍・雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。「知識には課税せず」という認識は、欧米諸国でほぼ共通しています。

また、近年、いわゆる活字離れ・文字離れによって、特に若年層のリテラシー（読み書き能力・教養や常識）の低下が問題となっています。地域住民ひいては国民のリテラシーが衰えていくことは、行政や国の文化施策としても好ましいことではありません。

知識への課税強化は確実に「国力」（文化力）の低下をもたらし、わが国の国際競争力を衰退させる恐れがあります。

先に日本新聞協会が実施した調査では、8割を超える国民が軽減税率の導入を求め、6割が新聞や書籍にも軽減税率を適用するよう望んでいます。日本独自の戸別配達制度により、わが国の新聞普及率は世界でもまれな高水準にあります。今度も地域住民がより少ない負担で、どこでも多様な新聞を容易に購読できる環境を維持していくことは、民主主義と地域文化の健全な発展に不可欠です。

よって、国においては、以上の観点から消費増税に際し、複数税率の導入と新聞及び学校教育を受けている人々の書籍類も含め軽減税率を適用するよう強く要望いたします。

#### 記

1. 消費税増税に伴い複数税率を導入すること

1. 新聞及び学校教育関係書籍類へ軽減税率を適用すること

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日。吉岡町議会議長近藤 保。内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様。以上でございます。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岸委員長、自席へ戻ってください。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33 発委第4号 手話言語法制定を求める意見書

議長（近藤 保君） 日程第33、発委第4号 手話言語法制定を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 12番小林です。これより意見書の委員会発議を行います。

発委第4号。平成26年9月19日。吉岡町議会議長近藤 保様。

提出者、文教厚生常任委員会委員長小林一喜。

「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由。標記の意見書を提出するために、委員会発議するものであります。

以下、朗読をもって提案をいたします。別紙をごらんください。

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって本吉岡町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

#### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣塩崎恭久様、文部科学大臣下村博文様。平成26年9月19日。吉岡町議会議長近藤保。

以上であります。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、自席へ戻ってください。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。発委第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第34 発委第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

議長（近藤 保君） 日程第34、発委第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 12番小林です。これより意見書の委員会発議をいたします。

発委第5号。平成26年9月19日。吉岡町議会議長近藤 保様。

提出者、文教厚生常任委員会委員長小林一喜。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由。標記の意見書を提出するために、委員会発議するものであります。

以下、朗読をもって提案をさせていただきます。別紙をごらんください。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいと、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

#### 記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣高市早苗様、厚生労働大臣塩崎恭久様、文部科学大臣下村博文様。平成26年9月19日。吉岡町議会議長近藤 保。以上です。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決します。

お諮りします。発委第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（近藤 保君） 日程第35、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

### 日程第36 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### 日程第37 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

**日程第38 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について**

**日程第39 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について**

**議長（近藤 保君）** 日程第36、37、38、39、各常任委員会からの閉会中の継続調査を一括議題とします。

採決はそれぞれ分離して行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町会議規則第71条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出4件を分離して採決します。

総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（近藤 保君）** 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### 日程第40 議会議員の派遣について

議長（近藤 保君） 日程第40、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員派遣することに決しました。

---

#### 町長挨拶

議長（近藤 保君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成26年第3回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長からの挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議会開会のときにはまだ夏の気候が残っているように感じていましたが、閉会を迎える今になると、すっかり秋の気配に変わっているようでございます。稲穂も重くなり、あぜ道に彼岸花が咲く風景を目にするようになり、季節は確実に秋の模様でもあります。去る16日に、関東地方を中心に大きな揺れを感じる地震がありました。突然襲ってくる地震にどう対応すればいいのか、改めて日ごろの備えの大切さを痛感いたしました。台風16号が発生し、これからも本格的な台風シーズンを迎え、もう一度防災点検を見直しておかなければならないと思っております。

さて、本議会におきましては、上程いたしました報告、議案、同意の全てを認定、可決、同意をいただきまして、まことにありがとうございました。心よりの感謝と御礼を申し上げます。平成25年度の決算認定を踏まえ、もう一度今年度の事業の進捗状況をしっかり

把握し、さらには来年度の予算編成の準備に取りかからなければならないと思っております。これからも吉岡町が成長し続けるように、効果的な行財政運営に取り組んでいきたいと思っております。

秋はいろいろな行事が開催され、何かと多忙な季節でもあります。今後とも議員各位の格段なるご協力とご理解をお願い申し上げます。

どうか皆様方におかれましても健康には十分留意の上、ますますご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶にさせていただきます。

大変長い会期、大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成26年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

午後0時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 神 宮 隆

吉岡町議会議員 齋 木 輝 彦